

第 2 編 予 防 計 画

第2編 予防計画

第2編 予防計画	5
第1章 災害対策予防計画	5
第1節 災害対策予防計画の基本方針	5
第1 震災予防計画の基本方針	5
第2 風水害予防計画の基本方針	6
第2節 災害に強い都市環境の整備	7
第1 計画的なまちづくりの推進	7
1.1 震災予防に関する土地利用計画の推進	7
1.2 地盤災害の予防	10
1.3 防災空間（オープンスペース）の確保	11
1.4 水害予防に関する総合治水計画	12
1.5 河川・下水道の整備	17
1.6 「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえたハード対策の推進	19
1.7 水害予防のための土地利用の適正化	19
1.8 水防用資機材の整備	19
第2 都市施設の防災機能の整備	20
2.1 建築物の耐震化	20
2.2 道路、交通施設の安全対策	23
2.3 河川施設の安全対策	24
2.4 倒壊物、落下物等の安全対策	25
2.5 ライフライン施設の安全対策	27
2.6 エネルギーの確保	31
2.7 危険物施設等の安全対策	32
第3 防災拠点の整備	35
3.1 防災拠点施設の整備	35
3.2 防災拠点のネットワーク化	37
第4 安全避難の確保	40
4.1 避難計画の策定	40
4.2 避難誘導體制の整備	47
4.3 避難拠点の整備	50
4.4 避難拠点の運営体制の整備	56
第3節 災害に強い防災体制の整備	59
第1 災害活動体制の整備	59
1.1 職員の初動体制等の整備	59
1.2 動員計画等の整備	61
1.3 広域応援協力体制の充実	62
第2 災害情報収集・伝達体制の整備	66
2.1 災害情報連絡体制の整備	66
2.2 被害情報の早期収集体制の整備	69
2.3 通信施設の整備	70
2.4 災害対応に必要な電源等の確保	71
2.5 システムやデータのバックアップ対策	72
第3 非常用物資の備蓄	73

3.1	食料供給体制の整備	73
3.2	給水体制の整備	75
3.3	生活必需品供給体制の整備	78
3.4	防災用資機材等の備蓄等	80
第4	消防体制の整備	81
4.1	出火防止対策の推進	81
4.2	初期消火体制の強化	82
4.3	危険物等関連施設の安全化	83
4.4	火災の拡大防止対策	83
4.5	救急救助体制の整備	85
第5	災害時医療体制等の整備	87
5.1	防災医療システムの整備	87
5.2	初動医療体制の整備	89
5.3	後方医療支援体制の整備	91
5.4	要配慮者に対する医療対策	96
5.5	医薬品等の確保	97
5.6	埋・火葬のための資材、火葬場の確保	97
第6	緊急輸送体制の整備	98
6.1	緊急輸送道路の確保	98
6.2	緊急車両の確保	102
第7	二次災害の防止	103
7.1	被災建築物応急危険度判定体制等の整備	103
第8	応急仮設住宅対策	104
8.1	応急仮設住宅の用地の確保	104
8.2	応急仮設住宅用資機材の確保	105
第9	帰宅困難者対策	106
9.1	帰宅困難者の把握	106
9.2	帰宅困難者発生に伴う影響の想定	107
9.3	帰宅困難者への啓発等	108
9.4	一時滞在施設の確保	111
9.5	帰宅困難者支援対策の充実	112
第10	文教対策	114
第11	ガレキ処理等廃棄物対策	115
第4節	住民等と行政の協力による防災対策	117
第1	防災意識の高揚	117
1.1	啓発活動の推進	117
1.2	防災教育の推進	120
第2	防災訓練の充実	122
2.1	総合防災訓練	122
2.2	市及び防災関係機関の訓練	123
2.3	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	125
2.4	訓練の検証	126
第3	自主防災組織等の育成・強化	127
3.1	自主防災組織の育成	127
3.2	事業所等の防災組織の育成	130

3.3 地区防災計画の策定	131
第4 要配慮者の安全確保	132
4.1 要配慮者に対する安全確保	134
4.2 在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確保	137
4.3 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策	143
4.4 外国人に対する安全対策	145
第5 ボランティアとの連携	146
5.1 連携体制の整備	146
5.2 県災害ボランティア登録制度の周知	148
第6 動物愛護	149
第2章 大規模水害に係る予防計画	151
第1 適時・的確な避難の実現	151
第2 応急対策の強化と重要機能の確保	154
第3 地域の大規模水害対応力の強化	155
第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減	156
第5 防疫及び水害による災害廃棄物処理対策	157

第2編 予防計画

この計画は、市域で発生すると考えられる災害に対し、市及び防災関係機関が災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、住民等の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に、あらかじめ講じておくべき災害対策を予防計画として策定するものである。

第1章 災害対策予防計画

第1節 災害対策予防計画の基本方針

第1 震災予防計画の基本方針

地震の発生を予測することは、現状では困難である。そのため、震災対策では、地震が発生した際に、その被害をいかに軽減するかという予防対策が最も重要となる。

地震による被害を軽減するためには、危険性の高い住宅密集地における耐震・不燃化事業の推進、老朽化 RC 造建物に対する耐震診断や補強計画等を推進し、災害に強い都市構造への転換を進めるとともに、災害時の活動体制の整備や飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、災害に強い防災体制を整備することも必要である。

さらに、東日本大震災の教訓に見られるように、大規模地震が発生した場合は、行政の被災も甚大となる上に周囲の自治体も被災するため、行政による災害応急活動に限界が生じることから、行政と住民及び地域の事業者等が一体となって、「自助」、「共助」、「公助」を推進することにより、地域ぐるみの防災力向上を図ることが重要となる。

このため、市及び防災関係機関は、地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大を最小限に防止し、災害に強いまちづくりを行うため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強いまちづくりを推進する。また、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

また、災害発生に備えて住民等の生命と安全を確保するための迅速な初動対応に向け、初動体制及び情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、効果的な災害対応のための資機材等の備蓄などの対策を進める。さらに、行政及び住民・事業者等、一人ひとりの防災意識の向上及び訓練等の実施を通じた対応力の強化を図り、人づくり・地域づくり・組織づくりを進めるものとする。

第2 風水害予防計画の基本方針

市は、江戸川と中川に挟まれた低地にあり、昔から水害に悩まされてきた。これまで都市下水路、一般排水路及び排水機場等を整備して対処してきたが、依然として浸水する地域が残されている。

このため、市は、総合治水計画の策定に努め、風水害に強いまちづくりを推進するとともに、風水害に対する迅速な救援・救護活動の展開と日常生活の早期復旧を図るため、都市施設の安全化、防災拠点の整備、安全な避難環境の整備などを推進する。

なお、風水害に関しては、近年の地球温暖化に伴う異常気象により、全国各地でこれまで経験したことのない災害規模の豪雨により甚大な浸水などの被害が発生し、また、竜巻や突風による被害も発生し、予測が難しい中での対応を強いられる災害が増加している。このような状況の中、風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民等の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、地域住民・事業者等一人ひとりが風水害について正しい知識を持ち、災害時に冷静に行動できる力を日頃から身につけることが最も必要なことである。

このため、市及び防災関係機関は、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災思想の普及、啓発活動を行い、住民等の防災意識の高揚を図るとともに、各地区の自主防災組織、各事業所の防災力の充実を図ることとする。さらに、これらの組織の災害活動が十分に発揮できるように、実践的な防災訓練を積極的に実施し、住民及び自主防災組織、事業者等の防災力の向上を図る。

第2節 災害に強い都市環境の整備

第1 計画的なまちづくりの推進

市は、これまでに災害の危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、土地区画整理事業等により避難場所となる公園の整備を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

このため、市はこれまでの事業の成果を踏まえつつ、土地区画整理事業等の市街地開発事業を活用した安全な市街地の形成や公園等の防災空間の確保に努めるとともに、道路及び橋梁の整備をより一層推進し、災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

1.1 震災予防に関する土地利用計画の推進

【企画政策部、建設部、まちづくり推進部】

(1) 震災予防に関する防災まちづくりの基本方針

① 「都市における震災の予防に関する計画」の策定

市は、県防災まちづくりのマスタープランとなる「都市における震災予防に関する基本的な方針」等に基づき、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強いまちづくりを推進する。

□基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

□基本の方針

- 密集市街地[※]の改善と拡大防止
防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住環境の向上を目指す。
- 都市施設の整備
広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。
- 市街地の防災性能の保全及び向上
適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全及び向上に努める。
- 県と市の役割分担による震災予防対策の推進
県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市との連携、協力及び市に対する必要な支援を行う。
市は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

※ここでの密集市街地は、埼玉県震災予防のまちづくり条例第10条に基づき、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第1号に規定する密集市街地とする。

② 土地利用の適正化

防災まちづくりの基本である、住民等が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を計画的に行う。

□土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

③ 三郷市都市計画マスタープラン

市は、令和3年度から令和22年度までの20年間を計画期間として、将来あるべき都市像やまちづくりの基本的な方向性を示すことを目的に「三郷市都市計画マスタープラン」を策定している。

この中で、大規模な地震が発生した場合において被害を最小限に食い止め、生命の安全の確保を第一に考えた震災に強いまちづくりが防災・減災まちづくりの方針として位置づけている。

震災に強いまちづくりは、以下の方策をもって推進する。

□震災に強いまちづくりの推進

- 市街地の安全性の向上
 - ・延焼遮断帯の確保
 - ・延焼遮断空間の確保
 - ・市街地における不燃化の促進
 - ・避難路・緊急輸送道路等の確保
- 防災減災核の充実と防災拠点のネットワーク化による安全性の向上
- 安全な建築物・ライフラインの確保
 - ・公共施設等の建築物の耐震・耐火性の向上
 - ・ライフライン施設の安全性の確保

出典)「三郷市都市計画マスタープラン」(令和3年度策定)

(2) 市街地の整備等

地域の実態に即した都市計画制度を活用し、災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図る。

① 土地区画整理事業

道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図り、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成する。

② 市街地再開発事業

道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市防災性の向上と密集市街地の改善を図る。

③ 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び住民の防災に対する意識向上を推進する。

④ 密集市街地の改善及び拡大の防止

密集市街地の改善及び拡大を防止するため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。

⑤ 地区計画等の活用

地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより防災性を備えたまちづくりを誘導する。

⑥ 地籍調査の推進

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯綜している土地の権利関係を明確にする地籍調査を、引き続き推進する。

(3) 公共土木施設の耐震補強の推進

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）等を優先的に実施する。

(4) 社会資本の老朽化対策の推進

老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

(5) 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進

県が作成した地震防災緊急事業五箇年計画の地震防災事業について、県とともに着実な実施を図る。

(6) 防災活動のための公共用地の有効活用

避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

(7) 不燃化等の促進

市街地が連続して木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。

① 防火地域又は準防火地域の指定

市街化区域において、火災による延焼被害の軽減を図るため、防火地域又は準防火地域の指定を行う。

■都市計画防火・準防火地域		(令和2年4月1日現在)
種別	面積 (ha)	
防火地域	72.6	
準防火地域	301.5	

② 屋根不燃化区域の指定

特定行政庁は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域の指定を行う。

③ 建築物の防火の推進

特定行政庁は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

1.2 地盤災害の予防

【開発指導課、危機管理防災課】

市の地形は低平で殆ど高低がなく、北から南に向かって、わずかに低くなっている。地質は関東平野の江戸川及び中川に沿った沖積平野に属し、江戸川対岸の東部は下総台地であるが、当地方の沖積層は、台地を河川が浸食し、奥東京湾を運搬堆積物で埋めながら形成されたもので、上層部は一般に軟弱地盤で、深度 30～50m 位まで沖積層が続いており、地震により液状化しやすい地域となっている。

(1) 液状化危険地域の予防対策

① 液状化現象の調査研究

市は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、市域における危険度分布予測等に努める。

② 液状化対策工法の普及

土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策があるが、各種対策工法の普及、施設整備の啓発を図る。建築物については県のパンフレット配布などを行い、適正な液状化対策工法の普及・啓発を図る。

(2) 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに完了検査を通じて行う。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を行うよう促していく。

(3) 地盤沈下対策

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、県内平野部 56 市町の地域に水準点を設置し、地盤変動調査を実施している。また、県内 36 箇所の観測所に 63 本の井戸を設置し、地下水位と地盤変動量の常時観測を実施している。さらに、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、地盤沈下は地下水の過剰揚水が原因であるが、市の地下水の揚水に関しては「埼玉県生活環境保全条例（条例第 85 条～第 103 条）」で第 1 種指定地域に指定されており、揚水施設を用いて地下水を採取する場合には、許可又は届出が必要である。

1.3 防災空間（オープンスペース）の確保

【みどり公園課、農業振興課、道路河川課、危機管理防災課】

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造・耐火壁の存在、及び注水等の消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。これは、公園や緑地などが、子どもの遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における延焼防止及び避難場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が、地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

さらに、東日本大震災では、重症患者の緊急輸送用ヘリポート、自衛隊や消防、警察等の救援部隊の活動拠点、ライフライン等の復旧に伴う資材・車両等の復旧拠点、緊急物資の集積拠点、被災家屋等の除去に伴うガレキ等の仮置き場、応急仮設住宅等の建設用地、市街地整備・災害公営住宅用地として、公有地や農地等の民有地が活用された。

これらのことから、市における災害時の需要を分析し、災害時に利用可能なオープンスペースの確保及び利用計画等の検討が必要となる。

(1) 都市公園等の整備

平常時においては、地域住民に潤いを与え、火災時等には延焼防止の効果がある保存樹林の指定に努めるとともに、住区基幹公園の整備の均衡を図り、周辺住民に親しまれ、身近な避難地となる公園を順次整備していく。

また、整備に際しては、震災時の避難場所あるいは仮設住宅用地となることを想定した水の確保、夜間照明の設置等を行う。

市が管理する公園は117か所81.3haあり、そのうち都市公園が69か所37.1ha、運動公園が4か所38.3ha、児童遊園が6か所0.7ha、ちびっ子広場が14か所1.3ha、わんぱく運動場が4か所0.6ha、緑地等が3.3haとなっている。

そのほかに、県営みさと公園が16.9ha、都立水元公園（市分）が3.54haとなっている。

(2) 農地の保全

住宅に隣接している農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また一時避難場所としての活用、被災者への農作物の供給など重要な役割が期待されるため、今後とも、生産緑地法等により保全を図っていくものとする。

(3) オープンスペースの確保と利用計画

火災の延焼防止となり、地域の防災活動の拠点や住民等の避難の場所として重要な役割を持つオープンスペースを確保するとともに、災害応急対策の前線基地、物資輸送の際の中継地点やヘリポート、がれき等の一時置き場としての活用を踏まえ、都市公園、各種民有地等の災害時の利用計画を、管理者や所有者の理解と承諾を得て、必要に応じて協定を結びながら、順次定めるものとする。

(4) 広幅員道路の整備

延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を、計画的に整備する。

1.4 水害予防に関する総合治水計画

【道路河川課、下水道課、危機管理防災課】

市では、都市化の進展による降雨時の河川流出量の増加に対して、これまでの取り組みにより、治水対策は向上しているが、未だ浸水被害の解消には至っていない地域がある。そのため、今後も地域の特性を踏まえた効果的な治水対策を進め、水害に強いまちづくりを目指す。

治水安全度をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道などの整備に加えて、調整池、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等、総合的な治水対策が必要である。

(1) 雨水流出抑制の推進

雨水の流出抑制などを行い河川への負担の軽減を図るため、中川・綾瀬川総合治水対策に基づき、学校の校庭などの公共施設を活用した雨水貯留浸透事業の推進や透水性舗装の装備、住宅などへの浸透ますの設置、調整池・調節池の整備などにより、雨水の流出抑制を図る。

(2) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針の推進

平成27年9月に発生した関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、国及び県管理河川において、令和2年度を目途に水防災意識社会を再構築する取り組み（ソフト対策・ハード対策）を行うこととなった。

《水防災意識社会 再構築ビジョン》

◆ソフト対策

住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

◆ハード対策

「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、令和2年度を目途に実施。

さらに平成29年6月に水防法が改正され、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するために、洪水予報河川又は水位周知河川を対象に「大規模氾濫減災対策協議会」制度が創設された。

市は、大規模氾濫減災対策協議会の構成員として、関係機関と連携し、各河川で設定された減災目標を達成するため、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針」を推進していく。

■市が協議会構成員となっている河川の取組方針資料と公表年月

資料名	公表年月
「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく利根川上流域の減災に係る取組方針	平成28年9月12日
「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組方針	平成28年9月28日
「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく江戸川流域の減災に係る取組方針	令和元年5月30日
「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく中川・綾瀬川流域の減災に係る取組方針	令和元年5月30日
「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく埼玉県の減災に係る取組方針	平成30年5月22日

(3) 洪水浸水想定区域の指定・公表

国土交通大臣及び都道府県知事は、水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川について、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表した。

現在、浸水想定区域が指定・公表されている河川で市がその浸水想定区域に含まれるものは次のとおりである。

国管理河川	利根川、江戸川、中川、荒川
県管理河川	中川

これら河川の氾濫による浸水想定区域は、1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)の大雨(想定する総雨量については、次のとおり)が降りかつ堤防が決壊した場合に浸水が想定される区域を表示したものである。

河川名	想定する降雨
利根川	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm
江戸川	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm
中川	中川・綾瀬川流域の48時間総雨量596mm
荒川	荒川流域の72時間総雨量632mm

洪水浸水想定区域の指定があった場合、市防災会議は、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水予想区域ごとに、次に掲げる事項を定める。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災対法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市防災会議は、市地域防災計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

また、市地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

- <四のイ 地下街等>
 - ・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）。
 - ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）。
 - ・自衛水防組織の設置（義務）。
- <四のロ 要配慮者利用施設>
 - ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告（義務）。
 - ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施、訓練結果の市長への報告（義務）。
 - ・自衛水防組織の設置（努力義務）、設置した場合の市長への報告（義務）。
- <四のハ 大規模工場等>
 - ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
 - ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）。
 - ・自衛水防組織の設置（努力義務）。
 - ・計画を作成、自衛水防組織を設置した場合の市長への報告（義務）。

さらに、浸水想定区域をその区域に含む市長は、国土交通省令で定めるところにより、市地域防災計画において定められた、上記一～五に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

また、市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(4) 三郷市水害ハザードマップの公表

市では、河川管理者が水防法の規定により公表している浸水想定区域図を基に、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した際の想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報伝達経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報を分かりやすくまとめた三郷市水害ハザードマップを作成し、平成31年3月に公表した。三郷市水害ハザードマップには、各河川の水害ハザードマップだけではなく、平成26年4月から平成30年12月までの間に住民から市に連絡のあった情報などに基づき作成した内水ハザードマップ（浸水実績図）も作成し、併せて掲載している。

市は、今後も最新の情報提供に努める。ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

(5) 三郷市洪水対応タイムラインの作成・公表

市では、市域の主要な河川である江戸川及び中川について、「水防災意識社会 再構築ビジョン（平成27年12月11日）」や「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（平成28年8月）」に基づき、避難情報の発令に着目した三郷市洪水対応タイムラインを作成し、公表している。

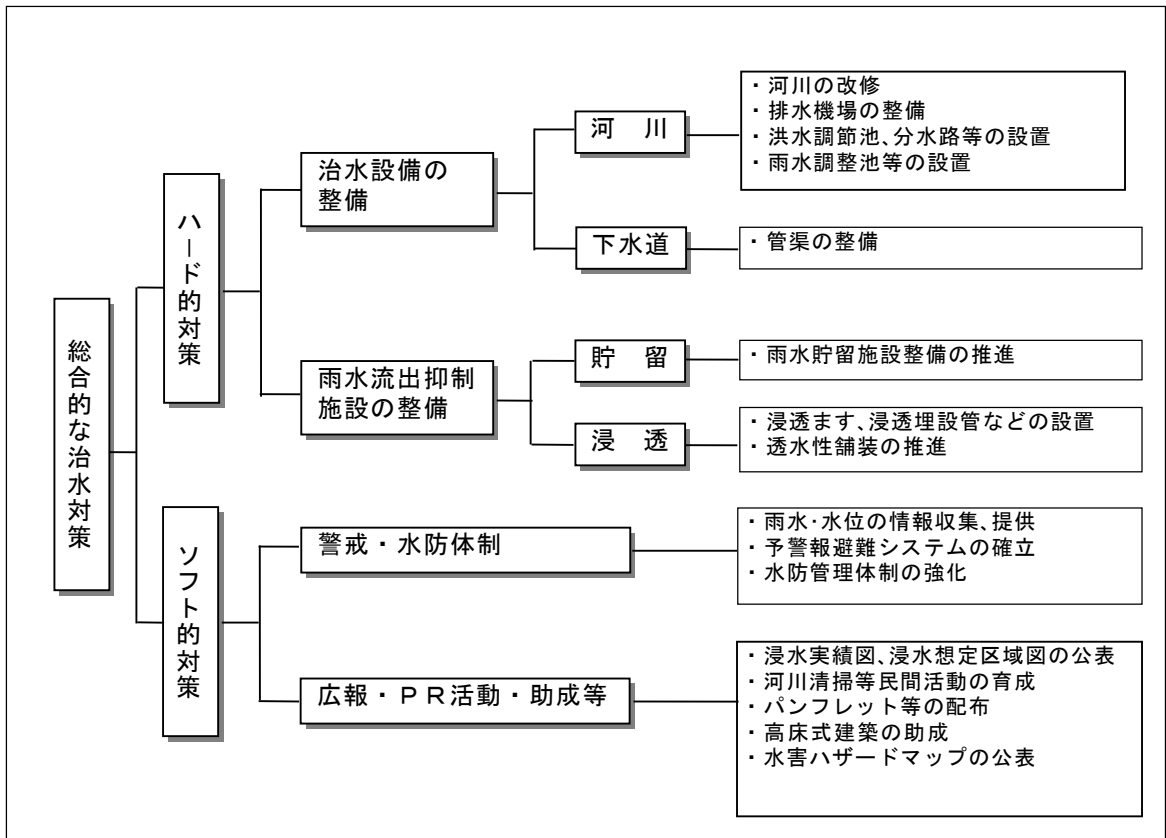
《タイムラインとは》

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目し、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。

(6) まるごとまちごとハザードマップの導入

市は、生活空間である市街地の電柱などに河川が氾濫した場合の想定浸水深等の情報を標示する「まるごとまちごとハザードマップ」を導入し、住民が自ら生活する地域の洪水の危険性を実感することによって、日頃からの水害に対する備えの啓発と危機意識の醸成に努める。

■総合的な治水対策の概念



1.5 河川・下水道の整備

【道路河川課、下水道課】

市は、国が管理している2つの一級河川「東に江戸川、西を中川」に挟まれたところに位置している。さらに、市の中央部には江戸川と中川を結ぶ、同じく国管理の三郷放水路がある。そして、市内には県が管理する一級河川の大場川、第二大場川が流れており、これらの河川は更に大小の水路によってつながり、水辺に親しみの深いまち三郷を形成している。村から町、そして市へと高度経済成長期に併せて都市化が進むとともに水田が減少し、それに伴い水田のもっていた保水・遊水機能が失われ、より内水被害の危険性が高まったところである。

現在市内では、継続的な治水対策による治水施設の整備により、国・県・市で管理する大小30箇所以上の排水ポンプ場が整備され、以前に比べ浸水被害の軽減が図られたところであるが、ポンプの排水能力以上の短時間で急激な豪雨時には、特に地盤の低い地域では内水被害が発生する場合がある。

三郷市総合計画、三郷市都市計画マスタープランにおいて示されている河川・水路、下水道の整備は以下のとおりである。

また、市は、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく各河川の減災に係る取組方針における各河川のハード対策の実施について、各河川管理者に働きかけていく。

(1) 河川の治水安全度の向上

江戸川、中川については、国に対し河床掘削や堤防整備などの河川改修の実施を働きかけ、大場川、第二大場川については、県に対し護岸整備などの河川改修の実施を働きかける。

また、市で管理している準用河川や水路については、引き続き整備・改修に努めるとともに内水を素早く流すための排水ポンプ場の整備や更新、適正な維持管理に努める。

■三郷市都市計画マスタープランの記載内容（P65～66）

① 河川の治水安全度の向上

a) 「流す」対策

- ・国管理の江戸川、中川や県管理の大場川、第二大場川については、整備・改修の推進を国や県等の関係機関に働きかけます。
- ・市管理の河川や水路については、引き続き整備・改修に努めます。
- ・河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。
- ・治水対策の検討に取り組み、下水道や水路等の排水施設の計画的な整備・改修に努めます。

b)「貯める」対策

- ・雨水の流出による河川への負担を軽減するため、中川・綾瀬川流域における総合治水対策に基づき、学校の校庭等を活用した雨水貯留浸透施設や調整池等の整備を推進します。また、市民や事業者による雨水貯留浸透施設の設置を促進します。

c)「備える」対策

- ・近年の全国的な台風や豪雨による甚大な被害を受けて、河川等の排水能力を超過する洪水が発生することを前提に、水害ハザードマップの普及や避難体制の整備、市民による主体的な避難等、自助・共助・公助の理念に基づく市全体の水害に対する防災意識の向上に努めます。
- ・生活空間である市街地の電柱等に、河川が氾濫した場合の想定浸水深等の情報を標示する「まるごとまちごとハザードマップ」を導入します。普段生活する地域における洪水の危険性を立体的に感じることで、日頃からの水害に対する備えの啓発と危機意識の醸成に努めます。

■第5次三郷市総合計画の記載内容（P31）

①河川や水路の整備・改修

河川の整備・改修の推進を国や県の関係機関に働きかけるとともに、引き続き、市管理の河川や水路の整備・改修に努めます。

②河川や水路、排水機場の維持管理

河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。

③雨水貯留浸透施設設置促進

学校の校庭等を活用した雨水貯留事業や調整池などの整備、また市民及び事業者による雨水貯留浸透施設の設置を推進します。

④排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備

大場川下流排水機場の排水能力向上のため、県と連携してポンプの増強に努めます。また、治水対策として排水施設の計画的な整備に努めます。

(2) 下水道の整備

公共下水道(雨水)事業は、平成6年度に市街化区域を排水区域として都市計画を決定し、新市街地の三郷中央地区及び三郷インターチェンジ周辺等の土地区画整理事業区域内、並びに新三郷ららシティ地区で整備されたところである。また、既成市街地においては、治水事業との整合を図り、整備を検討する。

1.6 「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえたハード対策の推進

【危機管理防災課、道路河川課】

「水防災意識社会再構築ビジョン」では、従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入するとしている。減災のための危機管理型ハード対策としては、越水等が発生した場合でも堤防の決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進、堤防構造の工夫や氾濫水を速やかに排水するための排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一体的・計画的に実施するための仕組みの構築等が挙げられる。

「洪水を河川内で安全に流す対策」や「危機管理型ハード対策」としての河川管理施設の整備等については、各河川管理者が実施するため、市は関係機関と協力し、対策の推進に努める。「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく各河川の減災に係る取組方針（利根川上流域、荒川流域（埼玉県域）・江戸川流域・中川綾瀬川流域）に示されている、市区町の取組は以下のとおりである。

＜避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備＞

- ① 情報伝達手段の改善・充実
- ② 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備
- ③ 浸水時においても災害対応を継続するための施設整備及び自家発電装置の耐水化
- ④ 応急的な待避場所の確保

1.7 水害予防のための土地利用の適正化

【都市デザイン課、開発指導課、まちづくり事業課】

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、各種調査の結果を踏まえ、都市計画法を始めとする各種法令等により、適正な土地利用の規制・誘導を図る。

1.8 水防用資機材の整備

【危機管理防災課、道路河川課】

市は、自主防災組織や消防団等への水防用資機材の配備等、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努める。また、増水の状況等に応じて、直ちに水防作業に便利な位置に水防資機材を配備できる体制を整える。また、防災拠点施設となる庁舎や避難所・物資備蓄拠点等において、浸水に備えて発電機や備蓄物資等の上層階や水密区画への移設や浸水防止板、土のう等の準備を進める。

第2 都市施設の防災機能の整備

防災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は、発災後直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講ずるものとする。

2.1 建築物の耐震化

【開発指導課、市消防本部】

地震による建築物の倒壊等の被害を抑制するため、平成18年1月26日「耐震改修促進法」が改正され、地方公共団体は「耐震改修促進計画」を定めるものとされた。これにより県では、平成19年3月に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」が策定された。

市においても、平成21年3月に「三郷市建築物耐震改修促進計画」を策定し、昭和56年5月以前に建てられた住宅や災害時の拠点となる市有建築物の耐震化を促進することで、地震発生時の被害を軽減するよう努めている。

市における建築物の耐震化は、以下の方策をもって推進する。

(1) 公共建築物の耐震化

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。

このため、公共建築物に対しては、平常時における利用者の利便性や安全性確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性確保が求められるため、公共建築物の耐震化に努める。

① 防災活動拠点施設の耐震化

市は、三郷市役所本庁舎、出先機関、消防署を始めとする防災活動拠点施設を対象に、昭和56年5月以前に建てられた建築物を優先的に耐震診断しており、必要があるものについては順次補強工事を実施する。

② 地区防災活動拠点の耐震化

学校、公民館等の地区防災活動拠点施設についても、昭和56年5月以前に建てられた建築物を優先的に耐震診断しており、必要があるものについては順次補強工事を実施する。

(2) 住宅の耐震化

市の建築時期別・構造別の住宅数では、昭和56年5月以前に建てられた住宅が全体の約3割を占めている。(第1編 第4章 第2節 第2 「■建築時期別、構造別の住宅数」(p.1-34)参照)

住宅の耐震化は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、市はそのための助言及び支援を行うものとする。

市は、住宅の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、住宅の耐震化の促進を図る。

① 建築指導等

建築物全般(建築設備を含む。)及び特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設)の安全性の確保のため、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行う。

② 高層建築物等の防災対策

市は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により届出が義務づけている高層建築物等の建築に当たって、県に準じて高層建築物等の防災対策について必要な指導又は助言を行う。

③ 耐震化に関する相談窓口の設置

耐震診断、耐震改修等に関する住民等の相談に応じるため相談窓口を設置する。

④ 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震改修等に関し、資料の配布等を通じ、住民等への知識の普及に努める。

⑤ 耐震診断・耐震改修等費用の助成

三郷市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の所有者等が耐震診断、耐震改修等を行った場合に、その費用の一部を助成する。

(3) 住宅以外の耐震化

住宅以外の耐震化は住宅と同様、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、県と連携し、そのための助言及び支援を行うものとする。

県と連携し、所有者又は使用者に対し、耐震診断、耐震改修等の重要性について啓発を行い、住宅以外の耐震化の促進を図る。

① 耐震化に特に配慮すべき施設

県と連携し、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

② 緊急輸送道路沿道閉塞建築物の実態把握

県と連携し、震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。

(4) その他耐震化の促進に関する施策

① 耐震診断を行う技術者の養成

建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行える技術者が増加するよう、県の実施する耐震診断講習会の周知を行い、技術者の養成に努める。

(5) 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震や土砂災害等による建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

① 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

災害発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

《注意》

被災建築物応急危険度判定は、災害発生後の二次災害防止のために行うもので、罹災証明のために行う住家の被害認定調査（応急危険度判定が終了してから実施する被害認定のための調査）とは異なることに注意する。

② 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

大規模な地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度を活用する。

2.2 道路、交通施設の安全対策

【道路河川課】

道路及び橋梁等の公共施設は、住民等の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策、災害復旧の根幹となるべきものである。したがって、これら公共施設について事前の予防措置として各施設ごとに耐震性を備える設計指針を考慮し、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施していく。

(1) 安全な道路の整備

円滑な救助活動の実施やライフラインの安全性の向上、さらには避難の際の安全確保のため、三郷市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕工事の推進、都市計画制度を活用した狹隘道路の拡幅、広幅員の歩道や耐火性の高い街路樹の設置、電線類の地中化により安全な道路の整備を推進する。

(2) 耐震性の向上

道路施設の耐震性の向上を図るため、以下の対策を実施する。

① 道路防災点検調査

道路、橋梁、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。特に市街地内の古い橋梁については重点的に実施する。

② 安全化対策工事

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに対策工事を行う。

③ 橋梁施設の耐震化

市は江戸川、中川等の河川に挟まれた位置にあり、市と隣接市区とを結ぶ橋梁が通行不能となると緊急消防援助隊の進出、救援救助物資等の搬入に大きな障害となるため、所管する橋梁の耐震診断、補強等の耐災害性の向上を図るとともに、国、県が所管する橋梁についても積極的にその事業の推進に協力する。

(3) 液状化対策

地盤の液状化による道路施設等土木構造物の機能障害を最小限に抑えるため、各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、次のような液状化被害防止対策を行う。

- 道路防災点検調査の実施
- 締固め、置換、固結等有効な地盤改良の実施
- 基礎杭

2.3 河川施設の安全対策

【危機管理防災課、道路河川課】

河川施設の被害を防止するため、以下の対策を実施する。

(1) 安全性調査の実施

地盤の液状化にともない、河川周辺が沈下するおそれがあることから河川・河川管理施設等の安全性について調査に努める。

(2) 耐震性の向上

耐震設計の行われている河川構造物以外の管理施設について、耐震性の向上を図るため優先的に改築、改良に努める。

(3) 水防用資材の充実

護岸崩壊が発生した場合に備え、防水シート、その他水防用資材の備蓄の充実に努める。

2.4 倒壊物、落下物等の安全対策

【危機管理防災課、開発指導課、都市デザイン課、みどり公園課】

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、震度5弱程度の地震でも倒壊による死傷者が発生することが1978年宮城県沖の地震で明らかになった。その後の地震においてもブロック塀倒壊による被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは、建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。

建築物の建築に併せて新設されるブロック塀の安全性については、建築基準法上の手続きにより審査する。一方、その他のブロック塀についても所有者等による点検が実施できるよう、安全対策について周知する。

また、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階建て以上の既存建築物（落下の危険性のある広告塔、看板等の屋外広告塔、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及び屋外空調機等）を対象に、建築基準法に違反する場合には、3階以上の建築物の所管行政庁である県と連携して、安全の確保を図るよう促していく。

特に、緊急輸送道路や通学路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物については、より徹底して確認作業を行うものとする。

(1) ブロック塀倒壊防止対策

市は、それぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

① 危険箇所の把握

緊急輸送道路及び通学路を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む）の倒壊危険箇所の把握に努める。

② 普及啓発活動

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性についてパンフレットの配布、ポスター及び市広報誌等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及に努める。

③ 安全化対策の実施

ブロック塀を設置している住民等に対しては、点検を行うよう促すとともに、危険なブロック塀に対しては改修等（除却又は建替）実施の推進を図る。

市は、ブロック塀の改修等（除却又は建替）の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。また、地域のまちづくりである地区計画を定める場合、かき又はさくの構造は生垣又は透視可能なフェンスとするよう指導に努める。

④ 危険ブロック塀等の補助制度

道路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の所有者がその塀の改修等（除却又は建替）を実施する場合、その費用の一部を補助している。

(2) 落下物等対策

① 安全性確保の周知徹底

適宜、耐震、防災診断等の実施を促し、落下物等に対する危険性の認識を喚起する。

② 屋外広告物等の規制

屋外広告物法及び三郷市屋外広告物条例その他の関係法令に基づき、設置者又は管理者に対し、設置の許可又は更新申請時に設置後の維持管理や定期的な安全点検を実施するよう指導等を行う。

③ 外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

県と連携し、地震時における建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、既存建築物の所有者（管理者）に対し、落下防止対策の普及啓発及び改修の指導等を行う。

《参考》

◆自動販売機の転倒防止に係る実態調査

自動販売機の設置及び転倒防止については、日本工業規格（「自動販売機据付基準」（JIS B 8562-1996））で定められているほか、業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」も作成されている。

埼玉県震災予防のまちづくり条例第19条3項の規定により、自動販売機の所有者又は管理者は、地震に対する安全性の確保に努めなければならないとされている。

また、同条例第19条5項により、県は自動販売機などの地震に対する安全性の確保に関する実態把握に努め、安全性の確保について必要な措置・助言又は勧告をすることとされている。このことから、県では、これら基準を参考に自動販売機の転倒防止に係る実態調査を行い、自動販売機のメーカーや中身の飲料、たばこ等の関係団体に対して、必要に応じて改善の要請を行っている。

(3) 空き家等の実態把握及び所有者等に対する適正な維持管理の指導等

空き家等の実態把握に努め、地震などの災害によって倒壊するおそれがあると認められるときは、空家等対策の推進に関する特別措置法及び関係法令に基づき、所有者又は管理者に対する助言又は指導、勧告、命令を行う措置や、応急措置の実施について検討する。

(4) エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

また、県と連携し、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクを周知するとともに、地震対策に努めるよう啓発等を図る。

2.5 ライフライン施設の安全対策

【危機管理防災課、水道部、クリーンライフ課、下水道課、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、NTT東日本 埼玉事業部】

電力、ガス、上下水道及び電話等のライフライン施設は、市民生活を支えるのみならず、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の途絶予防措置を講じることはより有効な対策である。

このため、施設ごとに耐災害性を考慮した設計指針に基づき、耐災害性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施するなどの安全対策をたて、災害による被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じていく。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

(1) 電力施設の安全対策

市の電力は、東京電力パワーグリッド(株)により供給されている。

被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備については、同社の規定により進められるものであるが、危機管理防災課は、同社から住民等への防災面での啓発等における協力を求められた場合は積極的に対応することによって、電力施設の安全化を推進寄与する。

また、東京電力パワーグリッド(株)は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、電気通信事業者及び県との相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

市と東京電力パワーグリッド(株)は、令和3年1月20日に締結した、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、協定に定める双方の役割分担や具体的な実施事項について、覚書を取り交わすなど協議を進める。

(2) ガス施設の安全対策

都市ガス施設に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備については東京ガス(株)の規定により進められるものであるが、危機管理防災課は、同社から住民等への防災面での啓発等における協力を求められた場合積極的に対応することによって、都市ガス施設の安全化を推進する。

LPガスについては、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対して災害時にとるべき初期行動について啓発活動を推進する。危機管理防災課は、LPガス業者等から住民等への防災面での啓発等における協力を求められた場合積極的に対応することによって、LPガス施設の安全化を推進する。

(3) 上水道施設の安全対策

市では、水需要の増加に対応して拡張事業を行い、配水管は市の全域を給水区域とし、延長は令和元年度末で約 601 kmとなっている。

水道部は、発災時に水道水の安定確保が図られるよう、配水施設、浄水場等水道施設総体の耐震化等の整備を計画的に進めていくとともに、被害発生時の応急復旧用資機材の確保及び関係業者も含めた復旧体制の整備に努める。特に、配水管については、令和元年度末の管路耐震化率が 39.0%であり、今後、耐震化率を向上させるために、計画的な布設替が必要である。

① 耐震化の優先順位

浄水施設、貯水施設、導・送・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに人命の安全確保を図るため透析病院や拠点となる避難所等の「重要給水施設」に供給するための管路の耐震性強化を優先的に進める。また、部分的に被害を被っても断水等の影響を最小限にとどめること、復旧の容易さ、水道事業の実情等を配慮して施策の優先順位を決める。

② 施設全体の安定性の確保

基幹施設の二重化、近隣自治体との相互連絡管のバックアップ機能の構築等により施設全体の安定性を強化する。

③ ソフト面の安全強化策

地震災害等発災時への備えとして、次のような安全強化策を計画的に進めていく。

④ 液状化の対策

市は、地形・地質的に液状化が発生する可能性を有する地域である。

このため、浄配水場施設及び配水管路について、耐震化の整備とともに必要な液状化の対策を講じる。

⑤ 水道施設台帳の整備・管理

地震災害等被災時において、速やかに被災施設の復旧が行えるように、水道施設台帳の電子システム台帳整備を行い、施設内容に変更があった場合は、適宜、更新を行う。

⑥ 応援体制

災害時の連絡応援体制や相互連絡管路の運用方法等について、関係機関、近隣自治体と事前調整を行うとともに、災害時の消防水利について市消防本部と事前調整を行う。

また、応急復旧の実施に備えて、復旧要員、資材、重機等の確保や応援について市、資機材メーカー、施工業者等の間で協定の体制整備に努める。

⑦ 水道施設の非常用電源の確保

市の地形は、高低差の無い平坦な地形であることから、水道水の配水は配水ポンプによる圧送方式により行っている。

地震災害等被災時において浄配水場が電源喪失となった場合は、市内全域で長時間断水が発生する事が想定されるため、浄配水場それぞれに非常用発電機設備の整備を行い、安定給水の確保に努めている。

また、発電に必要な燃料の継続確保について、市では、埼玉県石油商業組合と協定を締結していることから、事業者との間で調整するなど体制整備に努める。

(4) 廃棄物処理施設の震災予防対策

市の廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るとともに、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。また、廃棄物処理に必要な薬剤、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

(5) 下水道施設の安全対策

市の下水道普及率は、人口に対して85.2%となっている（令和2年度末）。

下水道施設は、公共用水域の水質保全、快適な生活環境の形成を図る基幹的施設であるが、地震や風水害により施設そのものが大きな被害を受けた場合、その影響も広範囲に及ぶことになる。

そのため、地震や風水害に対して最低限有すべき機能を確保するための対策及び業務を継続するための対策を推進する。

① 下水道総合地震対策計画の策定及び対策の実施

耐震化が図られていない幹線管路、緊急輸送路下の管路、軌道、河川を横断する管路、防災拠点及び避難所からの排水を受け持つ管路など、重要な管路については、国の耐震対策指針に基づき、マンホールの浮上防止や、管路の流下機能の確保を図り耐震化対策を実施する。

② 下水道業務継続計画の点検

下水道業務継続計画は、災害発生時に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定し運用するものである。計画の陳腐化を防ぐため、下水道業務継続計画の定期的な点検を行う。

③ 資機材等の備蓄

地震災害発生時における応急活動を円滑に行うため、下水道復旧用の応急資機材等の備蓄を図る。また、避難所等の施設においてマンホールトイレの備蓄を図る。

④ 下水道台帳の整備

下水道台帳は、下水道施設の維持管理における最も重要な基礎資料であり、発災時には被害状況の調査及び復旧など下水道の機能を速やかに確保する上での資料となる。このため大規模な災害に備え、台帳のバックアップを行う。

⑤ 応援体制の確保

応急復旧の実施に備えて、資材、重機等の確保や応援体制など関係機関、施工業者等との連携に努める。

⑥ 管路のバックアップ機能の確保

管路計画に当たっては、被災しても機能停止に至らないようにループ化や複数系統化などのバックアップ手段を検討するものとする。

⑦ 風水害に対する管路施設保全対策

分流式下水道における管路施設への雨天時浸入水は、排水設備やマンホールの蓋穴等地表部分から直接流入するものや、降雨時に雨水が地下に浸透して、管の破損個所や継手の隙間等から浸入するもの等がある。

雨水浸入水量は、過大であると管路施設の計画流下能力を越えて、マンホール等からの溢水やマンホール蓋の飛散、破損の原因となる。

また、ポンプ場の揚水能力や下水処理能力を上回って、ポンプ場や水処理施設の機能に重大な影響を与えることから、浸入水量の削減に努める。

□浸入水対策の実施

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○布設後 30 年以上経過した管渠についてカメラ調査を実施し、異常があれば修繕の実施により雨水の浸入を減少させる。○宅地内の旧型公共汚水柵を民地の建て替えに併せ、雨水の入らない密閉蓋式の塩ビ柵に変更を図る。○孔のある旧型マンホールの交換を推進する。 |
|--|

(6) 通信施設の安全対策

市内の通信施設に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備については NTT 東日本等通信事業者の規定により進められるものであるが、危機管理防災課は、事業者から住民等への防災面での啓発等における協力を求められた場合積極的に対応することによって、通信施設の安全化を推進する。

また、市が保有する通信機能については、通信施設の固定、定期点検等を講じることにより安全性の一層の向上を図る。避難所等には、市防災行政無線（固定系）のアンサーバック機能と併せて移動系防災行政無線又は代替えの通信手段の配備を検討する。

また、平成 28 年 2 月に市と NTT 東日本の間で締結した「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」に則して、通信が途絶するような最悪な場合でも最小限の通信サービスが確保できるように、市指定の避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供することができるように努めている。

NTT 東日本等通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、電気事業者及び県との相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

市は、関係機関と連携し、171(災害用伝言ダイヤル)・災害用伝言板・災害用音声お届けサービス及び web171(災害用伝言版)の PR に努める。

(7) ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

2.6 エネルギーの確保

【危機管理防災課】

東日本大震災時には、製油所、油槽所、サービスステーションが多数被災するとともに、被災地外からの物流網が途絶したことから、全国からの被災地への燃料の供給ができなくなり、電力や輸送面での燃料不足が大きな課題となった。

安定した電力供給や輸送力確保のためのエネルギー確保に向けた取組を推進する。

(1) 災害時のエネルギー確保に向けた体制の整備

平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など、実効ある体制を構築する。また、国、県及び事業者等との間で、あらかじめ情報を共有しておく。

(2) 供給事業者等との協定の締結

災害時の燃料確保に向け、市では、埼玉県石油商業組合三郷支部、埼玉県 LP ガス協会南東武支部及びネッツトヨタ東埼玉株式会社と協定を締結している。今後は適宜、災害応急対策に必要なエネルギーを確保するため、事業者との間で調整するなど、体制を整備する。

また、協定の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練の実施・マニュアルの整備を進めていく。

(3) 燃料の輸送方法等の整備

燃料の輸送方法、分配設備の整備を進める。また、車両における燃料の多様化（電気、天然ガス、LP ガス、水素等）に努める。

なお、救援のための人員・物資の輸送について、燃料の優先的割当に留意する。

(4) エネルギーの多様化

電力供給の安定化に向け、自立・分散型電源の導入促進など、エネルギーの多様化に向けた取組を推進する。

また、市有施設に太陽光発電等の創エネ・省エネ設備の導入を図るとともに、停電時に備え、救助・救急及び消火活動に必要な非常電源のエネルギーを確保するため、消防施設に再生可能エネルギーや都市ガスなどによる停電対応設備等の導入を行う。

2.7 危険物施設等の安全対策

【市消防本部、県】

地震等による火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、東日本大震災等の教訓を踏まえ、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時における応急措置・連絡システムの確保など）作成指導を徹底するほか、市消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物施設等の安全確保を推進するとともに、施設全体の耐震性能の向上を図る。

(1) 消防法に定める危険物の保安対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているため、この規制に基づき、事業所に対する指導を徹底する。

なお、市における危険物施設設置状況は以下のとおりである。

■危険物施設数

(令和3年3月31日現在)

施設の種類		数
製 造 所		2
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	28
	屋外タンク貯蔵所	8
	屋内タンク貯蔵所	5
	地下タンク貯蔵所	40
	移動タンク貯蔵所	50
取 扱 所	給 油 取 扱 所	44
	第2種販売取扱所	1
	一 般 取 扱 所	29
計		207

資料)「消防年報」市消防本部

① 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者は、消防法の規定に基づき危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

② 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき市消防本部が指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

③ 立入検査の実施

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱い方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、震災等の災害対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。

④ 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者に対して、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を整備するよう指導する。

⑤ 危険物輸送車両の安全化

石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を大量に輸送する場合、走行中の転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等安全機材及び危険物取扱者免状等の携帯義務について、定期的に検査を実施している。

今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の啓発を進めていく。

(2) 高圧ガス施設の保安対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

① 県危機管理防災部化学保安課による対策

- 高圧ガス製造事業所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
- 販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
- 防災関係機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。

② 市消防本部による対策

- 施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
- 立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。
- 火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

(3) 毒物劇物取扱施設の保安対策

県及び事業者に対して予防対策を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

① 市消防本部による対応

- 貯蔵及び取扱い施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。
- 防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

② 草加保健所による対応

- 毒物劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- 取扱責任者に対し、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置が講ずるよう指導する。
- 業務上取扱者等に対する立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を行う。
- 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態を特に重点的に指導する。
- 薬局等に対し、可燃性薬品、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

第3 防災拠点の整備

防災拠点は、災害が発生した場合には、災害情報の収集伝達を行うことはもとより、住民等の避難場所、負傷者の救護場所としての役割を持つ。地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に整備する必要がある。

防災拠点は大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

また、災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、防災拠点に応急・復旧対策に必要な機能が集約されていることが必要である。

このため、市は防災拠点を整備するとともに、それら拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

3.1 防災拠点施設の整備

【危機管理防災課、市有財産管理課、市消防本部】

災害発生時の迅速かつ適切な応急対策を実施するため、応急対策に必要な機能を集約した防災拠点施設を設定し、人・物・情報の複合的な整備を進めていく。

(1) 防災拠点施設の設定

市全体の防災活動が最適となるよう、活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携し活動を実施する地区ごとの地区防災拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等を配する。各拠点の概要を以下に示す。

■市の各種防災拠点

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
防災中枢拠点	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部拠点として各地区拠点への指示 各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整 	市災害対策本部は、三郷市役所本庁舎に設置する。 ただし、三郷市役所本庁舎が被災した場合は、三郷市消防・防災総合庁舎に設置する。
地区防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 防災中枢拠点との連携 各地区の応急対策の拠点 食料等の備蓄 	防災拠点は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 北部拠点：瑞沼市民センター 中央拠点：三郷市消防・防災総合庁舎 南部拠点：前川中学校
消防活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 火災の消火活動、傷病者の救急、救護活動 	市消防本部、消防署、南分署、北分署
緊急消防援助隊進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊が集結する場所 	<ul style="list-style-type: none"> 県営みさと公園
緊急消防援助隊宿営場所	<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊が宿営する場所 	<ul style="list-style-type: none"> 県営みさと公園 半田公園 三郷市総合体育館
自衛隊活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の活動拠点、臨時ヘリポート基地 	<ul style="list-style-type: none"> 半田公園 番匠免運動公園 江戸川運動公園

《第2編 予防計画》 第1章 災害対策予防計画
 第2節 災害に強い都市環境の整備
 第3 防災拠点の整備

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
避難拠点	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点	・震災時の避難場所 :33か所(本節 第4 4.3 (1)「■避難場所一覧」(p.2-46)参照) ・風水害時の避難場所:33か所(本節 第4 4.3 ②「■水害時において避難場所として利用可能な施設」(p.2-47)参照) ・南部地域に整備予定の防災施設 ・広域避難場所 : 3 か所 (本節 第4 4.3 (2)「■広域避難場所」(p.2-47)参照)
物資拠点	・非常用物資の備蓄 ・避難場所への物資の供給拠点	・三郷市消防・防災総合庁舎 ・後谷備蓄倉庫 ・自主避難場所8箇所 ・南部地域に整備予定の防災施設
医療拠点	・傷病人に対する医療拠点	市内救急指定病院は以下のとおり ・三郷中央総合病院 ・みさと健和病院 ・三愛会総合病院

(2) 防災中枢拠点の防災整備

災害対応の根幹となる防災中枢拠点である三郷市役所本庁舎の電気、水道、電話、し尿処理に関する代替手段の確保状況は以下のとおりである。

市有財産管理課及び危機管理防災課は、不足しているものについては計画的に整備を進めるとともに、現在確保しているものについては定期点検、稼働訓練等を実施し、いつでも防災中枢拠点としての機能を果たせるよう準備しておく。

■三郷市役所本庁舎の整備状況

設備	内容
電気	自家発電機1基
水道	受水槽 40m ³
電話	県防災行政無線、市防災行政無線(移動系)
し尿処理	高置水槽 6 m ³

(3) 代替拠点における防災整備

防災中枢拠点の代替施設となる三郷市消防・防災総合庁舎の電気、水道、電話、し尿処理に関する代替手段の確保状況は以下のとおりである。

市消防本部消防総務課及び危機管理防災課は、不足しているものについては計画的に整備を進めるとともに、現在確保しているものについては定期点検、稼働訓練等を実施し、いつでも防災中枢拠点の代替機能を果たせるよう準備しておく。

■三郷市消防・防災総合庁舎の整備状況

設備	内容
電気	自家発電機1基
水道	受水槽 5.25m ³
電話	県防災行政無線、市防災行政無線(移動系)、消防無線(市消防本部)
し尿処理	—

(4) 消防活動拠点における防災整備

消防北分署及び南分署の電気、水道、電話、し尿処理に関する代替手段の確保状況は以下のとおりである。消防総務課は、不足しているものについては計画的に整備を進めるとともに、現在確保しているものについては定期点検、稼働訓練等を実施し、いつでも防災拠点としての機能を果たせるよう準備しておく。

■消防分署の整備状況

設備	内容	
	北分署	南分署
電 気	自家発電機 1 基	自家発電機 1 基
水 道	受水槽 3.36m ³	受水槽 4.6m ³
電 話	消防無線	消防無線
し尿処理	—	—

3.2 防災拠点のネットワーク化

【危機管理防災課】

災害時には地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、浸水や延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

このため、市は、災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、以下に示す防災拠点のネットワーク化を推進する。

(1) 防災拠点間の連携

防災拠点を防災中枢拠点、地区防災拠点、避難場所に区分し、各防災拠点間の連携を図るようにする。

(2) 防災中枢拠点の機能強化

防災業務の担当部署である危機管理防災課のある三郷市役所本庁舎を防災中枢拠点と位置付け、災害時には市災害対策本部として消防・防災活動、情報伝達、救援活動の中核的な機能を果たす。

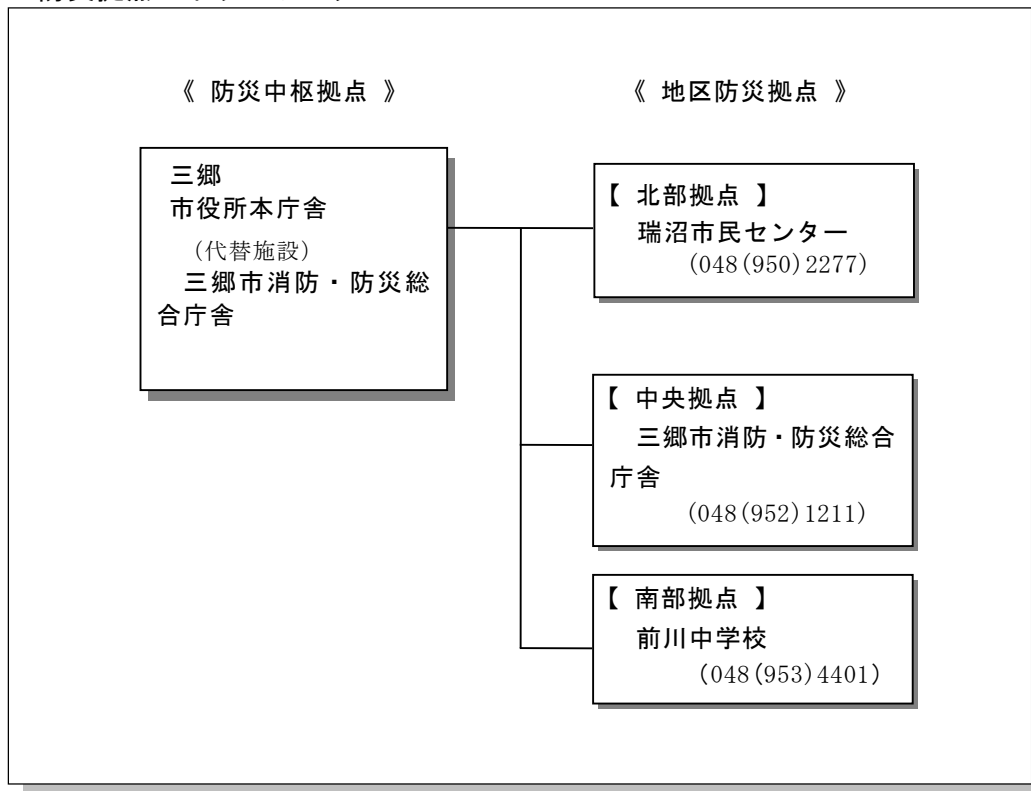
三郷市役所本庁舎が被災した場合には、市消防本部のある三郷市消防・防災総合庁舎を代替施設として使用する。なお、平常時においては、三郷市消防・防災総合庁舎を防災に関する訓練などの活動の場とし、予防対策を実施する。

(3) 地区防災拠点によるネットワーク機能の強化

市域は南北に長いという特性を有していることから、災害対策は南北を軸として三分割し、北部、中央部、南部に地区防災拠点を配置することが有効である。

地区防災拠点として北部拠点（瑞沼市民センター）、中央拠点（三郷市消防・防災総合庁舎）、南部拠点（前川中学校）を位置づけ、応急復旧対策の中心的施設として、被災・応急復旧状況、避難場所への物資の供給、避難者の情報管理を行うなど、防災中枢拠点の機能を分散できる環境整備に努める。

■防災拠点のネットワーク



(4) 三郷市都市計画マスタープランにおける防災拠点の位置づけ

三郷市都市計画マスタープランでは、第2章全体構想のうち、1. めざすべき将来都市像の中で（3）将来都市構造において、新たに「防災減災核」の形成を図ることが示された。防災減災核とは、防災減災意識の高揚や備蓄品の充実など防災・減災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、核となる施設の周辺をいう。

また、2. 部門別まちづくりの方針では、（4）防災・減災まちづくりの方針の具体的な方針として、「防災減災核」を次のように定めている。

《参考》

◆三郷市都市計画マスタープラン 第2章 全体構想 2. 部門別まちづくりの方針
 (4) 防災・減災まちづくりの方針

方針1 震災に強いまちづくりの推進

② 防災減災核の充実と防災拠点のネットワーク化による安全性の向上

- ・防災減災核として三郷市役所本庁舎、三郷市消防・防災総合庁舎および整備予定の防災機能を有する公共施設の周辺を位置づけ、災害に強いまちづくりを推進する防災拠点としての機能を維持することができるよう、資機材の充実、非常電源設備の整備等による施設の強靱化を図ります。
- ・整備予定の防災機能を有する公共施設について、平常時には防災資機材等の備蓄スペースの確保と防災について学ぶことができる施設として、災害時には避難場所として想定される防災機能を有する施設の整備を推進します。
- ・防災中枢拠点として三郷市役所本庁舎を位置づけ、災害時には市災害対策本部として消防・防災活動、情報伝達、救援活動の中核的な機能を果たします。なお、三郷市役所本庁舎が被災した場合は、三郷市消防・防災総合庁舎を代替施設として使用します。
- ・市域は南北に長いという特性があるため、南北を軸に三分割し、地区防災拠点として瑞沼市民センター（北部拠点）、三郷市消防・防災総合庁舎（中央拠点）、前川中学校（南部拠点）を位置づけます。また、地域の安全性の向上のため、三郷市役所本庁舎（防災中枢拠点）との連携により、災害対応に従事する人員の配置や災害用物資の輸送等、避難所等とのネットワークの強化を図ります。
- ・県並びに周辺都市等との広域的な協力体制の強化や技術力の向上、情報通信網の整備により、防災機能の強化を図ります。また、避難所間の情報ネットワーク化を検討します。

「防災減災核」として、南部地域に整備予定の防災機能を有する公共施設については、平時には、防災資機材等の備蓄スペースの確保と防災について学ぶことができる施設として、災害時には避難場所として想定される防災機能を有する施設の整備を推進する。

□参考 導入予定の機能

避難所機能	避難室・耐震性貯水槽・救護室・応急調理室・災害情報モニター・防災井戸・かまどベンチ・マンホールトイレなど
防災学習機能	防災情報ライブラリー・防災体験スペース
備蓄機能	備蓄倉庫
発電設備	自家発電設備・太陽光発電設備（蓄電池設備含む）
その他	防災行政無線

第4 安全避難の確保

災害時の避難には、災害の危険から安全な場所へ移動し命と身体を守る避難行動と、住居の損壊等で生活ができなくなった被災者を一時的に保護し命をつなぐ避難生活とがある。特に前者の避難行動については、災害によって安全な場所の考え方が異なるため、災害ごとに避難のあり方を定める必要がある。

市は、災害から住民の安全を確保し、適切な避難が実施できるよう、市域の特性に即した避難誘導等の避難計画の策定、避難場所の整備及び避難所運営体制の整備を図る。

この際、要配慮者の特性に応じた配慮を十分に行うものとする。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

4.1 避難計画の策定

【危機管理防災課、市民課、国保年金課】

(1) 震災時の避難

地震発生時には、建物の倒壊、落下物や同時多発的の火災、延焼拡大等の危険から人的被害を防ぐことが重要であることから、立退き避難を原則とし、安全を確保できる場所まで迅速に避難するための体制を整備する。

① 自主防災組織等と連携した避難体制の整備

市は、避難計画を作成するとともに、自主防災組織及び町会・自治会等を通じて避難組織の確立に努める。

② 重要施設の避難計画の作成

市は、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者に対し、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の体制を整備するよう働きかける。

- 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食などの実施方法等
- 駅等の不特定多数の人々が入り出る都市施設では、周辺環境や状況に応じて避難場所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民等の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等

③ 公立学校等の避難計画の作成

市は、公立学校等に対し、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、実態に即した適切な避難計画を策定し、避難の体制を整備するよう働きかける。

(2) 風水害時の避難

洪水の際の避難は、洪水発生前に浸水想定区域外へ避難することが原則である。

しかし、市の場合、利根川、江戸川及び中川が氾濫すると、市域のほとんどの地域が浸水すると予想され、市内の避難場所も浸水を免れないと考えられる。また、短時間での大雨や夜間の決壊等、移動のための時間が十分確保できない状況では浸水想定区域外への避難は困難である。この場合は、浸水のおそれのない高さへの避難を行うことを基本とする。

① 避難情報の判断・発令体制の整備

市は、水害発生のおそれがある場合、避難場所への移動時間を十分に考慮した避難情報の発令を迅速に行うため、時期を逸しない避難情報のための情報収集、分析、判断等の体制を整備する。また、市は、避難情報について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難情報を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

《参考》

■避難情報の判断・伝達の参考

洪水等の水害に対する避難については、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」により、避難情報の判断基準や伝達方法、防災体制等を検討するに当たって、参考とすべき事項が示されている。

なお、近年の災害において、多種の情報と取るべき行動の関係が住民等に理解されず、防災情報が避難行動に結びついていない等の課題が挙げられたことにより、5段階の警戒レベルが導入され、さらに、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられわかりにくいとの課題が顕在化したことにより、避難勧告と避難指示（緊急）が避難指示へ一本化されるなど避難情報の改善等が行われており、市は常に最新の動向を踏まえておくことが重要である。

《参考》

■避難行動に関する規定の変遷

平成25年の災対法改正では、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合に、市町村長が「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保」を指示できる旨が規定された。

令和3年の災対法改正では、低層階や平屋の居住者等のその場においては居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等に対してのみ立退き避難を指示することができるよう規定が見直され、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を求めないことが可能とされた。また、同改正により、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合に求める行動は、上記の「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保」に限らず、事態に照らし緊急を要すると考えられるときには近傍の堅固な建物への移動等も求めることができるよう規定が見直された。

■「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」

避難情報が発令された場合に、避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立退き避難」、上階への移動や高層階に留まること等により屋内での身の安全を確保できると住民等が自ら判断するときに屋内にとどまる避難行動を「屋内安全確保」、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられるときにとる高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の身の安全を緊急的に確保するための避難行動を「緊急安全確保」という。

■避難情報の発令時の留意事項

災対法において、避難情報は強制力を伴わない。(災対法第60条)

これは、命を守る最終的な責任は行政ではなく個人にあるという考え方に基づくもので、市の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとるための判断ができるよう、知識と情報の提供を行うことである。

住民は、市からの情報を参考に、自らの判断で避難行動をとることができるよう自律することが重要であることを、周知徹底する必要がある。

② 避難情報の判断基準の設定

気象状況や河川の状況がどのような状態だと危険と判断するかは、降雨や水位等の状況に加え、地域の特性や災害を防止するための施設設備の状況によって異なる。

「避難情報に関するガイドライン」に基づき、水害（河川氾濫）に係る以下の情報等を収集、整理し、避難情報の判断基準を設定する。

□避難情報の対象とする区域の設定

利根川、荒川、江戸川、中川を対象とする。

□避難情報を判断するための情報の収集

- (1) 水位の実況値
- (2) 水位上昇の見込み
 - 水位予測（指定河川洪水予報）
 - 上流の水位（上流地点に水位観測所がある場合）
 - 洪水警報の危険度分布
 - 流域雨量指数の予測値
 - 実況雨量や予測雨量（流域平均雨量、代表地点の雨量等）
- (3) 台風情報、洪水警報等
- (4) 堤防等の施設に係る情報

□避難情報の判断基準の設定

- 高齢者等避難
- 避難指示

また、避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令する。

③ 避難情報の判断に関する専門機関との連絡体制の整備

災対法の改正により、市長が避難情報の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった（災対法第61条の2）。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生時の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めため、予め連絡窓口等を整備しておく。

□避難情報の判断の際に助言を求める機関

- 一級河川指定区間外の区間 : 国土交通省河川事務所等
- 一級河川指定区間 : 都道府県・県土整備事務所等
- 気象関連 : 管区・地方气象台等

なお、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料として避難情報の判断を行うものとする。

④ 避難情報の伝達体制の整備

市は、多様な手段で各機関に対する迅速な情報伝達を実施する体制を整備する。

また、消防（消防団）、警察、自主防災組織、自治会、三郷市社会福祉協議会等と連携して、現地における住民への避難情報の伝達体制、特に、避難行動要支援者や一人暮らしの高齢者、傷病者、妊産婦、日本語を解することが困難な外国人等の要配慮者に対する伝達体制を整備する。

⑤ 洪水予報等の伝達体制の整備

浸水想定区域内にある以下の施設について、洪水予報等の伝達方法を定め、印刷物を配付するなどして周知しておく。

また、対象施設に対し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するよう勧告等を行い、適切にこれらの計画が作成されるよう促していく。

■要配慮者利用施設

市は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対して洪水予報や高齢者等避難等の避難情報を一斉メール配信サービス等で伝達手段を用いて伝達することができるよう体制を整備する。

対象施設の管理者は、水防法の規定により、洪水時等における施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、自衛水防組織の業務などを記載した避難確保計画を作成し、市へ報告しなければならない。また、計画で定めるところにより施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市へ報告しなければならない。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地については、資料編 資料 2-22 「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」（p. 資料 2-55）に掲載した。

⑥ 住民に対する避難行動の周知

水害発生までの情報収集や避難行動の判断、避難情報が発令された際にとるべき行動など、住民に対して適切な避難行動について周知していく。また、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。さらに、県と連携し、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発に努める。

《参考》

■マイ・タイムライン作成のポイント

～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

1. 事前の確認

① 住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定エリアや土砂災害警戒区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認

② 避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

- ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
- ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
- ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3. 早めの避難

河川が氾濫した場合、市までに洪水が到達するまでに時間的余裕の考えられる利根川、荒川と、時間的余裕が少ないと考えられる江戸川、中川について、避難の原則を以下に示す。

□利根川、荒川が氾濫した場合

- 想定浸水深 0.5m 未満の地域住民は、原則避難しない。
(避難する場合は最寄りの避難場所(体育館)へ避難する。)
- 想定浸水深 0.5～3.0m までの地域住民は、避難情報に従って最寄りの避難場所(体育館及び校舎の2階以上)へ避難する。
- 想定浸水深 3.0m～5.0m 未満の地域住民は、避難情報に従って市の指示する市外を含む避難場所(体育館の2階及び校舎の3階以上)へ避難する。
- 想定浸水深 5.0m 以上の地域住民は、避難情報に従って市の指示する市外を含む避難場所(校舎の3階以上)へ避難する。

□江戸川、中川が氾濫した場合

- 想定浸水深 0.5m 未満の地域住民は、原則避難しない。
(避難する場合は最寄りの避難場所(体育館)へ避難する。)
- 想定浸水深 0.5～3.0m までの地域住民は、原則、避難情報に従って最寄りの避難場所(体育館及び校舎の2階以上)へ避難する。ただし、洪水の到達時間が早く、避難する時間的余裕のない場合、2階屋以上の家屋に住んでいる住民は、自宅の安全な場所で救援を待つ。
- 想定浸水深 3.0m～5.0m 未満の地域住民は、避難情報に従って市の指示する市外を含む避難場所(体育館の2階及び校舎の3階以上)へ避難する。ただし、3階建以上の集合住宅等に居住し、かつ避難する時間的余裕がない者、特に避難の介助者が得られない要配慮者は、避難せず自宅の安全な場所で救援を待つ。
- 想定浸水深 5.0m 以上の地域住民は、避難情報に従って市の指示する市外を含む避難場所(校舎の3階以上)へ避難する。ただし、想定浸水深の高さ以上の階数の構造の集合住宅等に居住し、かつ避難する時間的余裕がない者、特に避難の介助者が得られない要配慮者は、避難せず自宅の安全な場所で救援を待つ。

⑦ 公立学校等の避難体制の整備

公立学校等においては、多数の児童生徒及び園児を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、水害時の体制や休校措置、保護者との連絡体制等、学校等の実態に即した適切な避難体制を整備する。

⑧ 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

4.2 避難誘導體制の整備

【危機管理防災課、まちづくり事業課、道路河川課】

安全な避難活動を実施するためには、避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等避難誘導體制の整備を図る必要がある。

市の避難路の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 避難路の指定

避難路は被災地から避難場所を結ぶ道路であり次の基準により指定する。

□避難路の要件

- 避難路は、おおむね6m以上の幅員を有するものとする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路沿いには、火災・爆発等、危険が伴う工場がないよう配慮する。
- 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- 避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 避難場所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難場所標識の整備を以下の事項に従って実施する。

① 案内標識の整備

設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて多言語表記にする等外国人へ配慮した整備に努める。

② 誘導標識の整備

適切な誘導ができるように、必要に応じて英語等の併記にする等外国人へ配慮した整備に努める。

③ 一覧標識の整備

一覧標識を用いて、住民や来訪者等に対し市内の避難場所を周知するため、駅前等を中心に、市の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。

(3) 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難発令した場合には、住民等を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。

市は、避難者の安全を確保するため、消防、消防団、警察、自衛隊、あるいは自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民等の避難誘導を円滑に実施するための体制を確立する。

□避難誘導の留意事項

- 避難順位
 災害の危険性の高い地域の居住者あるいは要配慮者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。
- 集団避難
 避難は、できるだけ町内会等、地域ごとに集団で行う。
- 誘導者の配置
 集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。
- 要配慮者の避難
 避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、高齢者、障がい者、乳幼児等自力で行動のできない者がいるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

(4) 災害・避難カード等避難支援の仕組みの導入

避難情報が発令された場合、住民が短時間のうちに適切な避難行動を取るためには、住民ひとり一人が、あらかじめ災害種別毎にどう行動すればよいか、立退き避難の場合、どこに行けばよいか、どのような情報に着目すればよいかを認識している必要がある。

このため、居住区域・建物毎に、これらの情報を記した「災害・避難カード」等、自分にとって「命を脅かす危険性」に何があるのかを確認してもらい仕組みを導入し、住民の避難行動の認識の向上を図る。災害・避難カードの詳細については、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参照のこと。

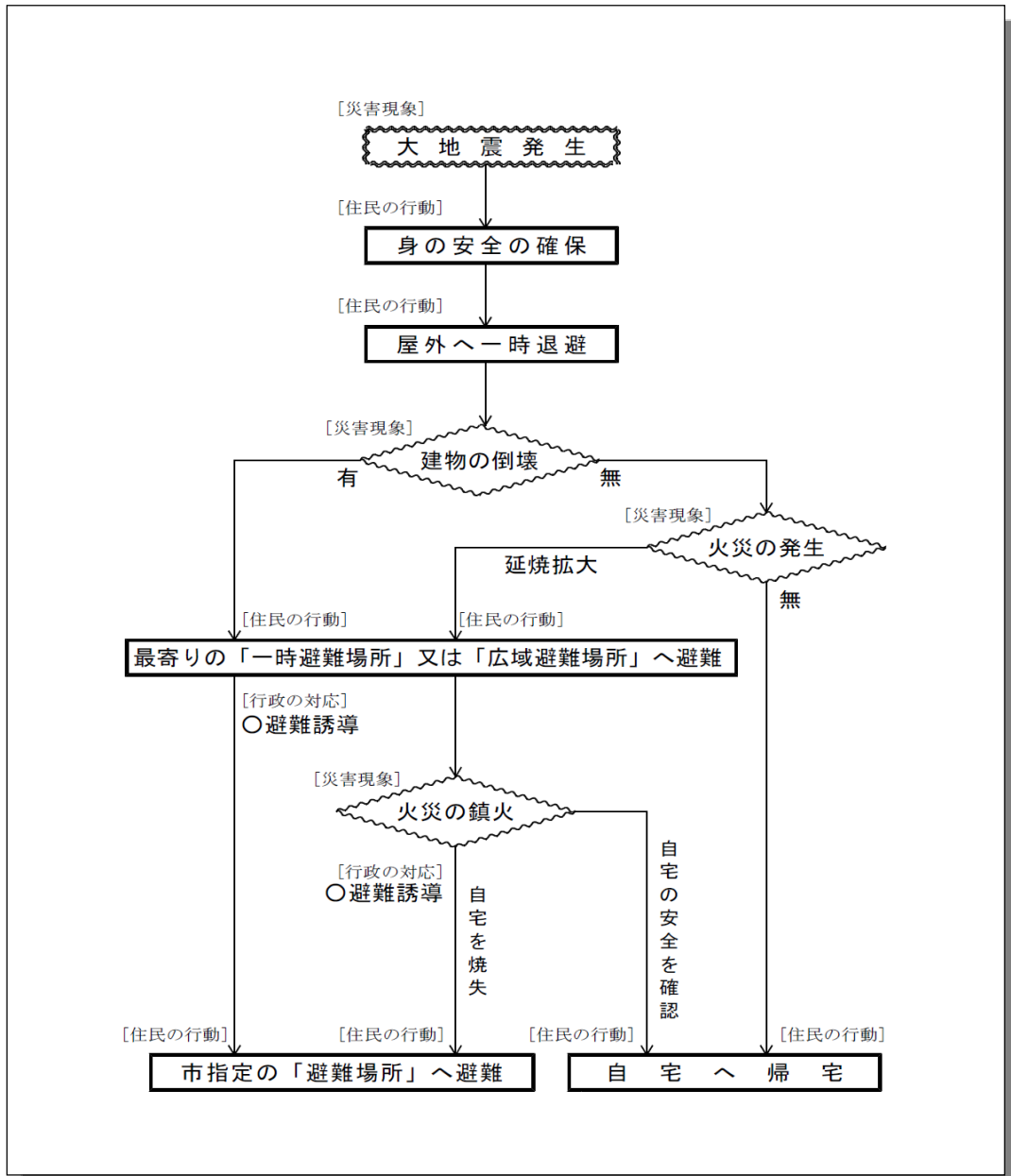


(5) 要配慮者の特性に配慮した避難誘導體制の整備

避難誘導の際は、避難行動が困難であり支援を要する避難行動要支援者等の要配慮者への避難支援に特に配慮するものとする。

避難行動要支援者を含む要配慮者対策については、本章 第4節 第4「要配慮者の安全確保」(p.2-125)を準用する。

■参考：震災時の避難行動のフロー



4.3 避難拠点の整備

【危機管理防災課】

市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全が確保される避難場所や被災者が避難生活を送るための避難所などの避難拠点を以下の区分により分類し整備する。

■ 避難拠点の区分

区分	内容
避難場所	災害時に安全を確保する避難に優先的に使用するために市が指定した施設。
広域避難場所	災害時に安全を確保する避難に優先的に使用するために市が指定した空地。
避難所	災害時に避難者を収容することを目的に開設された施設。市では、避難場所に指定してある施設で主に開設する。
一時避難場所	災害時に一時安全を確保するため、自主防災組織、町会、事業所等で、取り決めた公園、広場等。
緊急避難場所	災害の種類ごとに、身を守る避難先として、危険が及ばない場所や施設。
福祉避難所	一般の避難所では生活することが困難な要配慮者等を受け入れるための施設。
自主避難場所	河川の氾濫などによる洪水発生の可能性は低く、避難所を開設する段階ではないが、自宅に留まっていることが不安な市民が多くいる場合などに開設する公共施設。

(1) 避難場所の整備

① 震災時の避難場所及び指定避難所の指定

市における震災時の避難場所の指定状況は以下のとおりである。また、これらの避難場所の施設を、*指定避難所として指定する。

また、南部地域に整備予定の防災施設については、震災時の避難場所及び避難所として指定するよう検討する。

■ 避難場所一覧

(令和3年4月現在)

No.	施設名	所在地	電話 (048)	*収容人員 (人)
1	早稲田小学校	三郷 3-2-1	952-4151	607
2	八木郷小学校	鷹野 1-35-1	955-0912	577
3	戸ヶ崎小学校	戸ヶ崎 3-76-1	955-0913	697
4	彦成小学校	彦倉 1-133	952-1265	684
5	高州小学校	高州 2-275	955-0097	550
6	吹上小学校	寄巻 921-1	955-5964	492
7	桜小学校	彦成 4-5-16	957-5033	510
8	鷹野小学校	鷹野 3-211	955-1911	696
9	新和小学校	中央 2-28-12	952-0121	1,139
10	幸房小学校	茂田井 88	952-0211	1,011
11	立花小学校	彦成 4-3-18	957-1266	714
12	彦糸小学校	彦成 3-10-23	957-0201	582
13	前谷小学校	戸ヶ崎 2-600	955-9331	621
14	高州東小学校	高州 2-409	955-7711	556
15	彦郷小学校	彦成 3-8-29	957-9911	543
16	丹後小学校	早稲田 5-3	957-1217	714
17	前間小学校	前間 197-1	958-1211	712
18	瑞木小学校	さつき平 1-6-1	957-1310	626
19	後谷小学校	後谷 36-3	959-4500	526
20	南中学校	鷹野 3-356	955-0550	843
21	北中学校	泉 2-13-1	952-5281	889
22	栄中学校	栄 4-325	952-1201	805
23	彦成中学校	彦成 4-1-19	957-1201	655
24	彦糸中学校	彦成 3-14-4	957-1215	820
25	前川中学校	栄 5-141	953-4401	861
26	早稲田中学校	彦成 5-56	958-1231	925
27	瑞穂中学校	大広戸 1001	957-3355	678
28	瑞沼市民センター	上彦名 870	950-2277	501
29	県立三郷高等学校	花和田 620-1	953-0021	450
30	県立三郷北高等学校	大広戸 808	952-0151	360
31	県立三郷工業技術高等学校	彦成 3-325	958-2331	709
32	県立三郷特別支援学校	駒形 56	952-1205	192
33	獨協医科大学附属看護専門学校三郷校	彦成 3-11-21	948-7580	273

* 指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。(災対法第49条の7)

* 収容人員は、施設の被害状況によって変化することから、平常時の施設状況から算出した目安であり、避難所開設時に収容可能として担保されるものではない。(1人3㎡)

② 水害時の避難場所及び指定避難所の指定

市における水害時の避難場所の指定状況は以下のとおりである。また、これらの避難場所の施設を、指定避難所として指定する。なお、水害時における避難場所施設の利用については、河川ごとの浸水想定区域から以下のとおりである。

また、南部地域に整備予定の防災施設については、水害時の避難場所及び避難所として指定するよう検討する。

■水害時において避難場所として利用可能な施設

No.	施設名	所在地	利根川	江戸川	荒川	中川
1	早稲田小学校	三郷 3-2-1	○	○	◎	○
2	八木郷小学校	鷹野 1-35-1	△	△	◎	○
3	戸ヶ崎小学校	戸ヶ崎 3-76-1	○	○	◎	○
4	彦成小学校	彦倉 1-133	△	○	○	○
5	高州小学校	高州 2-275	○	○	◎	○
6	吹上小学校	寄巻 921-1	○	○	◎	○
7	桜小学校	彦成 4-5-16	○	○	○	○
8	鷹野小学校	鷹野 3-211	○	○	◎	○
9	新和小学校	中央 2-28-12	○	○	○	○
10	幸房小学校	茂田井 88	○	○	○	○
11	立花小学校	彦成 4-3-18	○	○	○	○
12	彦糸小学校	彦成 3-10-23	○	○	◎	○
13	前谷小学校	戸ヶ崎 2-600	○	○	◎	○
14	高州東小学校	高州 2-409	○	△	◎	○
15	彦郷小学校	彦成 3-8-29	○	○	◎	○
16	丹後小学校	早稲田 5-3	○	△	◎	○
17	前間小学校	前間 197-1	○	△	◎	○
18	瑞木小学校	さつき平 1-6-1	○	○	◎	◎
19	後谷小学校	後谷 36-3	○	△	◎	○
20	南中学校	鷹野 3-356	○	○	◎	○
21	北中学校	泉 2-13-1	○	○	○	○
22	栄中学校	栄 4-325	○	○	◎	◎
23	彦成中学校	彦成 4-1-19	○	○	○	○
24	彦糸中学校	彦成 3-14-4	○	○	◎	○
25	前川中学校	栄 5-141	○	○	◎	○
26	早稲田中学校	彦成 5-56	△	○	◎	○
27	瑞穂中学校	大広戸 1001	△	○	○	○
28	瑞沼市民センター	上彦名 870	○	○	○	○
29	県立三郷高等学校	花和田 620-1	○	○	◎	○
30	県立三郷北高等学校	大広戸 808	○	○	○	○
31	県立三郷工業技術高等学校	彦成 3-325	○	○	○	○
32	県立三郷特別支援学校	駒形 56	○	○	○	○
33	獨協医科大学附属看護専門学校三郷校	彦成 3-11-21	○	○	◎	○

注) 浸水状況の凡例 ◎：通常とおり利用可能 ○：2階以上が利用可能 △：3階以上が利用可能

(2) 広域避難場所の整備

火災の延焼等に対し、住民等が一時的に避難し安全を確保するため、以下の施設を広域避難場所として指定する。

■ 広域避難場所

名称	所在地	面積 (㎡)
江戸川河川敷	田中新田地先から高州4丁目地先	1,420,000
番匠免運動公園	番匠免3丁目地先及び上口3丁目地先	72,000
県営みさと公園	高州3丁目地先	169,000

(3) 指定緊急避難場所の指定

市における*指定緊急避難場所の指定状況は以下のとおりである。

また、南部地域に整備予定の防災施設については、指定緊急避難場所として指定するよう検討する。

■指定緊急避難場所

No.	施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類			
			洪水	地震	大規模な火事	大雨による浸水
1	早稲田小学校	三郷 3-2-1	○	○	○	○
2	八木郷小学校	鷹野 1-35-1	○	○	○	○
3	戸ヶ崎小学校	戸ヶ崎 3-76-1	○	○	○	○
4	彦成小学校	彦成 1-133	○	○	○	○
5	高州小学校	高州 2-275	○	○	○	○
6	吹上小学校	寄巻 921-1	○	○	○	○
7	桜小学校	彦成 4-5-16	○	○	○	○
8	鷹野小学校	鷹野 3-211	○	○	○	○
9	新和小学校	中央 2-28-12	○	○	○	○
10	幸房小学校	茂田井 88	○	○	○	○
11	立花小学校	彦成 4-3-18	○	○	○	○
12	彦糸小学校	彦成 3-10-23	○	○	○	○
13	前谷小学校	戸ヶ崎 2-600	○	○	○	○
14	高州東小学校	高州 2-409	○	○	○	○
15	彦郷小学校	彦成 3-8-29	○	○	○	○
16	丹後小学校	早稲田 5-3	○	○	○	○
17	前間小学校	前間 197-1	○	○	○	○
18	瑞木小学校	さつき平 1-6-1	○	○	○	○
19	後谷小学校	後谷 36-3	○	○	○	○
20	南中学校	鷹野 3-356	○	○	○	○
21	北中学校	泉 2-13-1	○	○	○	○
22	栄中学校	栄 4-325	○	○	○	○
23	彦成中学校	彦成 4-1-19	○	○	○	○
24	彦糸中学校	彦成 3-14-4	○	○	○	○
25	前川中学校	栄 5-141	○	○	○	○
26	早稲田中学校	彦成 5-56	○	○	○	○
27	瑞穂中学校	大広戸 1001	○	○	○	○
28	瑞沼市民センター	上彦名 870	○	○	○	○
29	県立三郷高等学校	花和田 620-1	○	○	○	○
30	県立三郷北高等学校	大広戸 808	○	○	○	○
31	県立三郷工業技術高等学校	彦成 3-325	○	○	○	○
32	県立三郷特別支援学校	駒形 56	○	○	○	○
33	獨協医科大学附属看護専門学校三郷校	彦成 3-11-21	○	○	○	○
34	江戸川河川敷	田中新田地先から 高州 4丁目地先		○	○	
35	番匠免運動公園	番匠免 3丁目地先及 び上口 3丁目地先		○	○	
36	県営みさと公園	高州 3丁目地先		○	○	

*指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する。（災対法第49条の4）

(4) 福祉避難所の開設

市では、災害時には必要に応じて「しいのみ学園」、「さつき学園」及び「ワークセンターしいの木」を福祉避難所として開設することとしている。また、要配慮者の避難需要が多い場合、「県立三郷特別支援学校」を福祉避難所として利用することとしている。

なお、福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の避難所で生活可能な避難者に対しては、対象としない旨について、住民に対し、あらかじめ周知しておく。

(5) 自主避難場所の開設

市は、河川の氾濫など大規模災害が発生する可能性は低いものの、台風の接近による大雨などにより、自宅に留まっていることが不安で自主的に避難を希望する市民が多い場合に備えて、市内の公共施設を自主避難場所として開設する。自主避難場所の開設は、市民の問合せ状況、台風の規模及び雨の状況などにより開設場所や開設数の判断を行う。また、避難情報が発令された場合は、自主避難場所を臨時の避難所に位置付ける。

※自主避難場所の開設場所については、資料編（資料集）資料2-23「自主避難場所の開設一覧」p.2-67を参照のこと。

(6) 住民への周知

市は、指定緊急避難場所、指定避難所等について、案内標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。
- ・指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合は、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する「緊急安全確保」を行うべきこと。

4.4 避難拠点の運営体制の整備

【危機管理防災課】

避難拠点は、延焼火災や浸水等の危険から身を守る場所として、また災害により生活の場を失った被災者の生活を支える場として、さらには被災者の収容、救援、情報伝達など災害対応の地域の拠点として、重要な施設となっている。そして平常時においては、住民等の防災活動や地域コミュニティの拠点としての役割を持っている。このため、これらの活動を適切に行うため、整備を図るものとする。

■避難拠点の役割

区分	内容
安全	○生命・身体の安全の確保 ○避難所内の安全確保
生活	○食料・水・生活物資等の提供 ○生活場所の提供
健康	○心と体の健康の維持 ○衛生的な避難所環境の維持
つながり	○住民同士のつながりの維持・形成 ○情報発信・収集・交換

(1) 避難所開設・運営マニュアルの整備

避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して市が平成25年度にまとめた「避難所開設運営マニュアル（標準版）」に基づき、避難所開設運営に係る各主体が協働し、地域の実情に応じた避難所ごとの「避難所開設運営マニュアル」を整備する。

《参考》

◆避難所開設運営に係る各主体

地域の自主防災組織、学校管理者、学校職員、市職員、その他協力者（団体）等、避難所運営に係る組織を形成する団体等。

(2) 避難所の管理運営体制の整備

避難所の開設及び管理運営を円滑に行うため、避難所開設運営に係る各主体が協働し、事前に備えておくべき対策を検討・実施して避難所の整備の充実を図る。また、「避難所開設運営マニュアル」に基づく訓練を、各主体の参加により実施し、避難所の運営体制の強化を図るものとする。

① 施設・設備の整備

災害時の緊急避難の場所として対応できるよう、耐震性や通信設備等の機能を確保するとともに、換気、照明、避難者のプライバシーの確保、清掃、し尿処理等、避難生活が良好に保たれるよう施設・設備の整備を行う。

また、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源・燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入等）を含む停電対策に努める。

□避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例

- LP ガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給油入浴用施設の設置
- 停電対応型空調機器の設置
- ガスコージェネレーションの設置
- 太陽光発電や蓄電池
- ソーラー付 LED 街灯

② 備蓄等の整備

発災後、当面の間は各地区が自立して住民の生命や最低限の生活を守り、近隣の救助・救命活動も行えるよう、備蓄倉庫の設置及び備蓄内容（水、食料、生活必需品、通信機器、応急資器材、仮設トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液等）の整備を行う。

③ 男女共同参画の視点

男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等の女性専用スペースを、避難所の開設当初から設け、避難所における安全性を確保できるよう施設・設備の整備を行うとともに、女性のニーズに配慮した物資の備蓄・調達を行うなど、避難所の開設・運営について、男女共同参画の視点で事前対策を見直す。また、管理責任者に女性を配置するなど、女性の参画を推進する。

④ 要配慮者への対応

避難所等のレイアウトや備蓄の整備において、空調やユニバーサルデザインの車載トイレの導入等、要配慮者の特性を十分に考慮し、配慮することを検討する。また、要配慮者が決定過程に参加する。

また、要配慮者に対しては、福祉施設職員等の応援体制の整備を検討するとともに、人材確保など課題解決のため、医療機関や介護事業者等との協力体制の整備に努める。

⑤ 空間レイアウトの検討

避難所スペースは、障がい者、高齢者、女性、子ども等のニーズを十分考慮したレイアウトを検討する。

⑥ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、四師会（三郷市医師会、三郷市歯科医師会、三郷市薬剤師会及び三郷市接骨師会）との協定に基づく医療救護チームの派遣等の必要な措置をとることができるよう、平時から三郷市防災医療対策協議会などを通じて、連携・協力体制の構築に努める。

⑦ ホームレスの避難の受入れ

指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

⑧ 地域・学校（施設）・市の連携

体育館の鍵や物資の保管場所等、避難所を管理する学校等施設管理者と連携し、避難所開設運営マニュアルの作成や訓練を合同で実施するなど、活動の強化を図る。その他、ボランティアの体制整備、治安体制の整備、飼養動物の同行避難の体制づくり等について、関係機関と連携し、事前対策に取り組む。

⑨ 避難所運営委員会の設置と運営

平常時に災害時の円滑な避難所開設・運営を行うことを目的とした避難所運営委員会の設置を進め、活動強化のための支援を行う。

第3節 災害に強い防災体制の整備

東日本大震災では、首長や多数の職員が被災した自治体では行政機能が停止し、回復に時間を要する結果となった。また、阪神淡路大震災では、執務時間外の発災だったこともあり、職員の動員や初動対応など様々な面で混乱が生じた。

風水害においても、台風の大型化や局地的な集中豪雨、竜巻や突風等、予測が難しい中で迅速な対応が必要とされる災害が増加している。また、江戸川等の大河川が氾濫した場合、被害規模は甚大となる。

このように、行政施設や職員が被災し、行政機能が大幅に低下することが想定される中においても迅速かつ的確に対応するため、災害発生直後あるいは災害発生のおそれが生じた段階で災害対応に必要な体制が迅速に確立できるよう、初動体制の充実、指揮命令系統の明確化等、効率的で一体的に機能する防災体制の構築を進める。

第1 災害活動体制の整備

1.1 職員の初動体制等の整備

【危機管理防災課、各課共通】

夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震や短時間の集中豪雨等が発生した場合、通信の途絶や輻輳（ふくそう）、交通網の停止、職員自身の被災等の悪条件が重なり、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じることが想定される。

このため、あらかじめ災害の規模や段階に応じた参集基準を定め、職員が自主的な判断で参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

また、各所属において緊急連絡網を整備するとともに、災害時に班責任者間での連絡が取れるよう、責任者レベルの横断的な連絡網を整備する。

具体的な体制と配備の基準について、震災対策は第3編 第1章 第1節 「活動体制の確立」(p. 3-1)を、また風水害対策は第4編 第1章 第1節 「活動体制の確立」(p. 4-1)を参照のこと。

(1) 初動配備体制の整備

① 地震が発生したときの体制

震度4以上の地震に対して、夜間・休日等の勤務時間外であっても自動的に防災体制を立ち上げ、速やかに対応するものとする。

② 風水害発生のおそれがあるとき又は発生したときの体制

気象警報が発令され災害発生が予測される場合、夜間・休日等の勤務時間外であっても自動的に防災体制を立ち上げ、速やかに対応するものとする。

(2) 緊急連絡機器の整備

市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定にかかわる幹部職員や防災要員（警戒体制時に参集する職員）に対しては災害時優先電話を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。

(3) 本部設置環境の整備

市災害対策本部は災害対策を実施する中核組織であるため、市の施設の中でも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、市災害対策本部の設置を予定する場所の耐震診断及び補強を行うとともに、災害情報収集のための通信資機材や事務用品等市災害対策本部の設置に必要なものを耐震性の確保された場所に保管しておく。

また、関係防災機関、団体や自主防災組織の代表者名簿等においては、平常時から、保管してある場所を統一し、災害発生時に速やかに活用できるよう環境の整備を図っておく。

① 電源、非常用通信手段等の確保

ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

② 情報システムやデータのバックアップ対策

各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

③ 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

④ 応急対応、復旧復興のための人材の確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制整備

災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（又は県の実施する救助事務を補助）することになるため、あらかじめ救助体制を定めておくものとする。

(5) 業務継続計画（BCP）の推進

災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定し、計画に基づく対策を実践していくとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

1.2 動員計画等の整備

【危機管理防災課、各課共通】

突然の発災に対しても応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害の発生状況に応じた職員の動員計画を定め、それに伴う活動マニュアルを作成するとともに、職員に対する防災教育を実施するものとする。

市の動員計画等の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 動員配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は配備基準に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、市長に報告するものとする。危機管理防災課は、この報告を基に職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。

なお、動員配備計画の作成に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した適切な災害応急対策の遂行に向け、市災害対策本部への女性職員の登用等、男女比率に配慮した配備体制となるよう留意する。

(2) 活動マニュアルの整備

個々の職員が、災害発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各班で実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、市では平成24年度から3カ年の計画で市災害対策本部各班の活動マニュアルとなる「三郷市職員災害時行動マニュアル」を整備した。

活動マニュアルは機構改革や人事異動、市防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

□活動マニュアルの記載事項

- 災害時における各職員が果たすべき役割（災害対応業務の内容）
- 災害時における体制（動員・連絡体制等）
- 防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト
- 服装、携行品

(3) 職員の防災教育

各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部課の分掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点を置くようにする。

① 職員の防災教育

□方法及び機会

- 新任研修
- 職場研修
- 見学、現地訓練等の実施
応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等の各種訓練を継続的に実施する。
- 防災活動手引き等印刷物の配布
各課ごとに、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。

□習熟内容

- 市の災害特性
- 市計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- 初動時の活動要領
- 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- 過去の主な被害事例
- 防災知識と技術
- 防災関係法令の運用
- その他の必要な事項

② 防災担当職員の教育

危機管理防災課の職員は、防災要員として市の防災活動の中枢を担わなければならない。そのため、日頃から市防災計画に基づく防災実務に習熟することはもとより、防災関係の研修会等に参加するなど、防災に係る知識と技術、及び関係法令の習得に努める。

(4) 職員の活動環境の整備

人事課は、災害対応に当たる職員に必要な食料や飲料水、携帯トイレ、マット等の活動用物資の整備に努める。

1.3 広域応援協力体制の充実

【危機管理防災課、人事課、市消防本部】

市及びその周辺に大規模地震が発生した場合、市の通常の防災体制のみでは、発生災害の全てに対応できないことが予想される。このため、大規模災害時の相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。

市の広域応援体制の充実は、以下の方策をもって推進する。

(1) 自治体間の相互応援体制の整備

市では、次のとおり災害時の自治体間の相互応援に関する協定を締結している。今後も、自治体間の相互応援体制の整備を図るため、大規模災害時に応援可能な地域（100km程度の遠隔地）の自治体との協定締結に努めるものとする。

また、災害時に土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

■災害時における相互応援協定

協定の名称	協定の内容	締結先
災害に対する相互応援及び協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、斡旋 ・避難所の相互利用 ・ごみ、し尿処理など 	草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町
災害時相互応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、斡旋 	奈良県三郷町、長野県安曇野市、福島県広野町、東京都葛飾区、千葉県館山市、福島県西会津町、行田市
埼玉県防災ヘリコプター応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプターの応援 	県、県内全市町村、消防の一部事務組合
災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処理 	埼玉県清掃行政研究協議会
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	<ul style="list-style-type: none"> ・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整 ・施設の提供 ・応急教育の受入 	県、県内全市町村

(2) 防災関係機関との協力体制の整備

災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため以下に示すような整備を図るものとする。

① 職員派遣要請に対応するための資料整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。

② 職員派遣要請に対応するための資機材等の整備及びマニュアルの作成

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ、派遣の実施において必要となる携帯資機材、使用車両を整備するとともに、派遣職員のチーム編成、作業手順等、基礎的な情報をマニュアル化しておく。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

災害時の応急対策等に積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、公共的団体等に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

これらの団体との協力業務は、次のとおりである。

□公共的団体等との協力業務

- 異常現象、危険な場所等を発見したときの関係機関への連絡
- 災害時における広報等
- 出火の防止及び初期消火
- 避難誘導及び避難所内での救援
- 被災者の救助業務
- 炊き出し及び救援物資の調達配分
- 被害状況の調査
- ボランティア団体の受付

なお、各公共的団体との具体的な協力業務については、第1編 第2章 第2節 第7「公共的団体その他重要な施設の管理者」を参照のこと。

(4) 事業者等との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内外の事業者等から積極的かつ優先的に協力を得られる体制を、平常時に確立しておく。市と事業者等との協力に関する協定の締結状況は資料編 資料 2-2「防災協定締結事業者一覧」(p. 資料 2-3)を参照のこと。

(5) 受入体制の整備

市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

- ・外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するため、広域受援計画の策定に努めるものとする。
- ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- ・消防、自衛隊等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- ・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。

【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）、災害派遣医療チーム（DMAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等

《参考》

◆被災市町村における「受援班/担当」の主な役割

- ①受援に関する状況把握・とりまとめ
 - 庁内における人的・物的資源ニーズをとりまとめる。
(何/誰を、いつまで、どのくらいの数/量、応援が必要か)
 - 庁内における人的・物的応援の受入れ状況をとりまとめる。
(何/誰を、いつまで、どのくらいの数/量、応援を受けているか)
- ②資源の調達・管理
 - 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
 - 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
 - 今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請する。
 - 応援受援管理表を作成して、資源管理を行う。
- ③庁内調整
 - ①でとりまとめた結果を、庁内の各班/課の業務担当窓口（受援）に共有する。
 - 調整の必要を検討する。
- ④調整会議の開催
 - 全体調整の必要に応じて、調整会議を開催・運営する。
(業務担当窓口（受援）の参加)
 - 必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。
- ⑤応援職員への支援
 - 応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。
 - 各班/課の業務担当窓口（受援）が、適切な執務環境を提供しているか、配慮する。
(場・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する。)

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成29年3月)

第2 災害情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

近年の情報通信技術の進展も踏まえつつ、勤務時間外に災害が発生した場合や、大規模災害により通信途絶や輻輳（ふくそう）による機能障害が生じた場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備しておく。

2.1 災害情報連絡体制の整備

【危機管理防災課】

災害時における市及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための体制を整備する。

市の災害情報連絡体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 災害情報ネットワークの構築

市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。

なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

① 防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である市災害対策本部へ伝達することは、市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

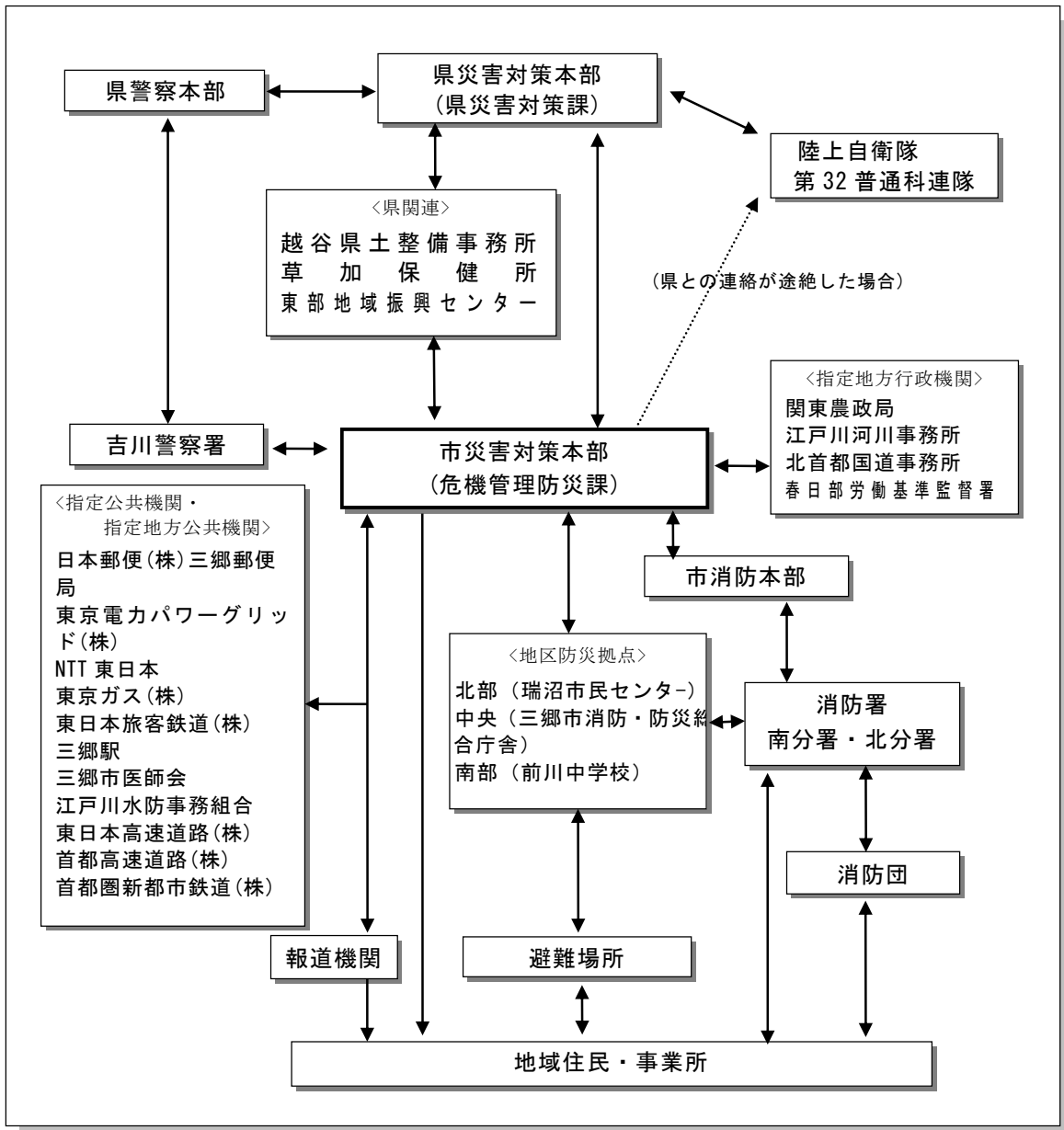
② 防災関係機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、FAX 番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

③ 公衆無線 LAN 環境の整備

防災拠点における通信インフラの強化として、公衆無線 LAN 環境の整備を推進する。

■市に係る情報連絡網



注) 各防災関係機関への連絡方法は資料編を参照のこと。

■市の主な通信手段

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話	県災害対策本部・防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
埼玉県災害オペレーション支援システム	県災害対策本部との連絡
地域衛星通信ネットワーク	市災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線	市災害対策本部 ～ 県・近隣市町・防災関係機関
市防災行政無線(固定系)	市災害対策本部 → 市内各所
市防災行政無線(移動系)	市災害対策本部 ～ 防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立

市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、埼玉県災害オペレーション支援システム、電話及びFAXを使用して行うよう体制の整備を図る。

さらに、大規模災害による通信途絶に備え、通信手段の多重化及び電源（バッテリー）の確保に努めるとともに、連絡が途絶えた場合でも各自の判断で適切な災害対応を行えるよう、災害対応マニュアルの整備を行う等の対策を進める。

(4) 報道機関との連携

災害時においては、気象情報や災害情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、住民等が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。この点、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。

このことから、市は、地震災害時における各報道機関との連携により災害情報の伝達を図るものとする。

(5) 住民等に対する情報発信手段の多重化・多様化

市は、住民等に対する情報発信手段として、防災行政無線、防災行政無線確認ダイヤル、消防団車両や広報車両による広報、市ホームページ、SNS（TwitterやFacebookなど）、三郷市メール配信サービス、三郷市防災情報架電サービス、公共施設内のデジタルサイネージ等を有効に活用する。また、民間企業とも連携し、更なる情報発信の多重化・多様化に努める。

2.2 被害情報の早期収集体制の整備

【危機管理防災課、商工観光課】

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

市の被害情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 情報収集体制の整備

市は、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

(2) 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

(3) 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、オートバイ、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう、体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

(4) 自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織等との協力体制の整備を図る。

(5) アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者等との協力体制を整備する。

(6) 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

災害発生後、迅速な支援及び経済復興を行うため、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2.3 通信施設の整備

【危機管理防災課、市有財産管理課】

市及び防災関係機関は、防災活動拠点、出先機関、避難場所、地域住民及び事業所等に対し、被害情報等の収集、災害情報等の伝達を行うための体制を整備する。

市の通信施設の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 防災行政無線の拡充

① 防災拠点への配備

市は、防災行政無線の整備を進めており、平常時における行政放送、災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行ってきたが、今後、防災中枢拠点と地区防災拠点、避難拠点等との通信を確実なものとするため、これらの施設への移動系防災行政無線の配備を検討する。移動系防災行政無線については、代替えの通信手段も比較検討するとともに、デジタル化を推進する。

② 市防災行政無線の配置見直し

避難情報等の災害情報や平常時の防災情報を適時住民等に提供するために、新たな宅地の形成動向を鑑み、防災行政無線（固定系）の配置箇所を適宜検討し、必要に応じて設置箇所の増設、移動等を行う。

また、地区防災拠点に位置づけられている各地区の施設には、防災行政無線を設置し、災害時に情報収集、連絡を行う。

(2) 災害時優先電話の整備

NTT 東日本が提供する一般有線電話の輻輳（ふくそう）又は通話不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。このため、既設の電話番号を NTT 東日本に登録し、「災害時優先電話」の承認を得ておくものとする。

(3) 通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

□通信施設の安全対策

- 非常用電源の確保
停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
- 通信システムのバックアップ化
通信システムを多ルート化し、バックアップシステムを整備する。
- 地震動への備え
災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施すものとする。

(4) 通信機器の整備点検及び訓練の実施

災害時に職員が無線等の通信機器を確実に使用することができるよう、通信機器の整備点検を確実にを行うとともに、平時から通信訓練等を行うものとする。

訓練等の実施に当たっては、市のアマチュア無線クラブ等、無線機器の使い方に精通した者と連携し、職員の通信技術の向上に努めるものとする。

2.4 災害対応に必要な電源等の確保

【危機管理防災課】

「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」によると、平成19年に比べ、地震発災直後の市の停電世帯は6千世帯の増加となる29,731世帯、停電人口は1万人以上の増加となる76,411人と想定されている。災害情報を収集するための機器は、そのほとんどが電気機器で、広範囲に停電が発生した場合、迅速な災害対応に必要な情報通信危機が機能しなくなり、深刻な影響が生じることが予想される。

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等を始めとする防災拠点における災害対策活動を継続するため、非常用発電等の必要な電源及び燃料確保の多重化等、災害対応に必要な電源等の確保に努める。あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

(1) 初動72時間分の電源確保

通信インフラには最低限の電源のバックアップがなされていることが多く、商用給電が停止している状態であっても一定時間は通信が可能なが予想される。

初動時に通信可能であった場合には、そのインフラを利用して、最低でも初動72時間（3日）分の電源（発電機及び発電用燃料）を確保する。また、確保した電源の優先的な配置について検討する。

あわせて、総務省災害対策用移動電源車の借用も検討する。

(2) 電源システムの明確化

庁舎の自家発電設備の点検時にコンセントからの給電の有無を検査するなどにより、商用系、非常系のいずれの系統にどのコンセントが属する電源であるか、電源システムを明確にする。

また、調査済みの商用系、非常系のコンセントについてはコンセントカバーを規定の色にするなどの措置を行い、順次、庁舎の電源システムが一見して判明するよう整備する。

(3) 同一機種のバッテリー共有

PCの種類を限定して庁内に配備することにより、災害時には使用しないPCからバッテリーを取り外して流用することで、重要なPC機器の稼働時間を延ばすなどの工夫を行う。

(4) 簡易電源の調達

コンロ用カセットボンベを利用した発電機及び蓄電池の整備を進める。

2.5 システムやデータのバックアップ対策

【情報政策課、危機管理防災課】

災害時の対応について最も重要なのは、迅速で正確な情報収集・集約による情報に基づいた適切な判断であり、そのためには ICT（コンピュータネットワークやインターネットなどの情報通信技術）の整備が不可欠である。大規模災害の発生に備え、保有する各種情報システムの多重化・冗長化や電源確保等、災害時における継続稼働に向けた整備を進めるとともに、被災した際の早期復旧のため重要データのバックアップ対策を講じる。

第3 非常用物資の備蓄

市は、災害時の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

災害発生の時季及び時間帯等は事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるような品目を選定する。さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した品目の備蓄も積極的に努める。

3.1 食料供給体制の整備

【危機管理防災課】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の食料、飲料水等について、平常時から県と市で合計3日以上以上の備蓄を行うとともに、4日目以降の調達のため、業者等と調達協定の締結等を行っておく。

また、備蓄必要量の把握とこれに対する備蓄量及び調達協業者等の緊急調達可能量の一覧表を作成する。なお、災害救助従事者用の食料については、県と市でそれぞれ3日以上を備蓄するものとする。

市の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 給食用資機材の整備

避難所となる施設での給食用資機材は、自主防災組織の協力の下、自主防災組織の備蓄資機材を活用する。市は、自主防災組織の資機材整備について助成を行い、資機材の整備の充実を推進する。

(2) 食料の備蓄

① 備蓄量の推定

必要な備蓄量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

物資の備蓄量及び備蓄品目では不足すると推定される場合は、県に対し、協定締結業者への支援等の要請を行う。更に不足するときには、支援物資として広く支援を呼びかけることとする。

□必要な備蓄量の推定（「東京湾北部地震」への備え）

1日後避難者数は、7,541人と予想されている。また、災害救助従事者を1,000人と見込み、市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

$$7,541 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} 3 \text{ 食} \times 1.5 \text{ 日分} = \text{約} 34,000 \text{ 食}$$

$$1,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日分} = \text{約} 9,000 \text{ 食}$$

計 43,000 食

② 市の備蓄計画

食料（主食）の備蓄目標値を 43,000 食とし、計画的に備蓄するものとする。また、高齢者や食物アレルギーをもつ者などに配慮した食料の選定等に留意するものとする。

また、乳児への粉ミルクについては、1.5 日分は市が備蓄し、それ以降分については協定等による調達で対応する計画である。

□備蓄品目の例

- ・主 食（アルファ米、おかゆ、クラッカー）
- ・乳児食（粉ミルク、液体ミルク）
- ・その他（缶詰、ペットボトル水）

③ 県の備蓄計画

県では、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市町村でそれぞれ 1.5 日分（合計 3 日分）以上、災害救助従事者用を県と市町村でそれぞれ 3 日以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を 1 日以上備蓄することとしている。なお、県民備蓄は最低 3 日間（推奨 1 週間）分を目標として、啓発に努めている。

■県の備蓄計画

供給対象者	県	市町村	住民
避難住民	1.5 日分	1.5 日分	3 日分
災害救助従事者	3 日分	3 日分	—

(3) 食料の調達

市は食料の調達について、必要数量等を把握の上、あらかじめ備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。特に保存できないもの等については、市内の生産者、販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、地震災害時に積極的な協力が得られるように、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。さらに、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに市域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

□食料調達の方法

- 米 : 備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出）
 県を通じて農林水産省生産局へ要請（災害救助用米穀の引渡要請）
- パン、育児用調整粉乳：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
- 副 食：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

(4) 備蓄品の管理

備蓄品の点検を定期的実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

(5) 個人備蓄

各家庭においては、日頃から災害に備え、1 人当たり最低 3 日分（推奨 7 日間）程度の食料を備蓄するよう啓発に努める。

(6) 学校給食施設の活用

災害時、食料供給や炊き出しの対応を可能とする給食施設の改修や更新を図る。

3.2 給水体制の整備

【水道部、危機管理防災課】

災害時は広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備しておく。

市の給水体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 行政備蓄

① 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、罹災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

② 目標給水量

飲料水の給水量を以下に示す。

地震発生から3日間は1人1日3リットルを給水目標とする。その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

■一日当たりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量	浄配水場の災害時給水栓、都三郷浄水場の災害時給水栓、県企業局の応急給水設備、給水車、耐震性貯水槽
災害発生から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	同上
災害発生から21日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	仮設水栓による給水
災害発生から28日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

□必要とする給水量の推定（「東京湾北部地震」への備え）

<p>・断水人口による推定 断水人口は、18,181人と予想されている。 市が必要とする給水量の目標は以下のとおり。 $18,181 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} 3 \text{ 0} \times 3 \text{ 日分} = \text{約} 163,629 \text{ 0} = \text{約} 164 \text{ m}^3$</p> <p>・避難者への給水 1日後避難者数は、7,541人と予想されている。 市が必要とする避難者への給水量の目標は以下のとおり。 $7,541 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} 3 \text{ 0} \times 3 \text{ 日分} = \text{約} 67,869 \text{ 0} = \text{約} 68 \text{ m}^3$</p>

③ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設の耐震化を進め、災害用貯水タンク及び一時的な応急給水として応急給水資機材等の整備を推進する。また、避難者が利用する生活用水を確保するため、非常災害用井戸等の整備を推進する。

④ 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進する。

■水道部が管理する応急給水資機材の整備状況

品名	容量	数量
給水車	2,000ℓ	1台
	1,900ℓ	1台
給水タンク	300ℓ	1基
組立式給水タンク	1,000ℓ	10基
組立水槽	1,000ℓ	25基
ポリ容器	18ℓ	305個
非常用飲料水袋	6ℓ	9,400枚

⑤ 非常時の協力体制

□全国の水道事業者への応援要請による飲料水の確保

現在市が所有している2台の給水車だけで迅速に市域全体に給水することは困難である。

そのため、公益財団法人日本水道協会埼玉県支部東部地区との災害相互援助に関する覚書に基づき、市域全体の飲料水を確保できるよう協会を通じて全国の水道事業体に応急給水活動の応援を要請する。

□新三郷浄水場及び東京都水道局三郷浄水場による応急給水活動の支援

市内には県営水道の新三郷浄水場（南蓮沼1番地、施設能力365,000m³/日）及び東京都水道局三郷浄水場（彦江3丁目12-2、施設能力110万m³/日）があるが、災害時には県企業局及び東京都水道局との協定等に基づき、応急給水活動の支援として給水を受けることができる。

□非常用貯水槽の利用

ピアラシティ交流センターに設置された耐震性貯水槽は、飲料水に利用できるため、周辺地域住民への応急給水に利用可能である。

また、南部地域に整備予定の防災施設の敷地内に耐震性貯水槽の整備を図る。

⑥ 受水槽への災害時用給水栓の設置

避難所となる施設の受水槽に給水用の蛇口を取り付け、停電等による断水時に受水槽に貯留されている水を生活用水として活用できるように整備を進める。

⑦ 検水体制の整備

耐震性貯水槽については飲料水に利用できるが、断水等を想定し災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

井戸、プール、防火水槽、河川など、飲用は出来ないが災害時に生活用水としての利用が見込める水源については、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

(2) 個人備蓄

各家庭においては、日頃から災害に備えて飲料水（1人1日3ℓ、3日分程度）を備蓄するよう、また、飲料水以外の生活用水（水洗トイレで使う水等）として利用可能であれば浴槽等への貯水及びくみ置きを呼びかける。

3.3 生活必需品供給体制の整備

【危機管理防災課】

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から、訓練等の機会を通じて、備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

市の生活必需品供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

備蓄数量は、県では、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市町村でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上備蓄するとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を1日以上備蓄することとしている。なお、県民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標として、啓発に努めている。

なおかつ不足するときは、支援物資として、広く支援を求める。協定業者に調達を依頼する生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

□生活必需品の備蓄量の推定（「東京湾北部地震」への備え）

1日後避難者数は7,541人と予想されている。そのうち、断水などによる家屋への直接的被害の無い避難者が、およそ2/3以上を占めると予想されることから、自宅から生活必需品の持ち出しが困難な避難者数を目標とする。

・毛布（公的備蓄）

避難者数 約7,500人分の備蓄を目標とする。

・生活必需品等

避難者数 約7,500人に対し支援するのに必要な数量を、協定による流通備蓄を中心に確保するものとし、そのうち、優先的に支援する要配慮者用として、避難者数に高齢化率23.18%（平成26年4月1日現在）を掛けた約1,700人を目安に市の備蓄目標とする。

□生活必需品の備蓄品目の例

備蓄品目は、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

・毛布	・アルミブランケット	・エアーマット
・生理用品	・哺乳瓶	
・おむつ（子供用・大人用）	・仮設、簡易、携帯トイレ	
・トイレットペーパー		

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの支援を実施するかによって質・量ともに大きく変わってくるが、基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄を進めていく。

それ以外のものについては、次のような体制を整えるものとする。

□民間との協力体制

- あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
- 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。
- 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証し、整備を進める。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

したがって、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

なお、備蓄品目は、住民等が基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所生活に必要な物資とするとともに、プライバシーの確保及び要配慮者や女性に配慮したものとする。また、マスク、防塵マスク、消毒液等の新型コロナウイルス等感染症拡大予防のための用品の備蓄を推進する。さらに、避難生活の長期化に備えて、生産、発送に時間がかかる物資（段ボールベッドや簡易ベッド等）や、国内に製造事業者が少ないなど、短期間での供給可能量に制約があるような土のう袋、ブルーシート、仮設トイレ等の物資については、できる限り事前に十分な必要量を備蓄しておくものとする。

(4) 個人備蓄

各家庭において、日頃から災害に備え、家族構成や既往症等に応じて必要となる生活必需品を最低3日分（推奨1週間）程度、備蓄するよう啓発に努める。

3.4 防災用資機材等の備蓄等

【危機管理防災課】

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図るものとする。

市の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

(1) 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、各避難場所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

□備蓄品目

○浄水装置	○発電機	○炊飯器	○かまどセット
○非常用飲料水袋	○投光機	○懐中電灯	○防水シート
○簡易トイレ	○仮設トイレ	○移送用具（リヤカー、担架等）	
○救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）			
○道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋等）			

なお、水防資機材等の備蓄については、江戸川水防事務組合と連携し、整備を行うものとする。

(2) 避難場所への運営マニュアル等の配置

震災時等における避難所の開設時の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な避難所運営マニュアル、避難者カード、文房具類等を各避難場所に配置する。

(3) 災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の確保

市は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平時から埼玉県石油商業組合三郷支部と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

(4) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(5) 物資拠点や避難所までの輸送方法の調整

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行うとしている。そのため、市及び県は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

(6) 物資調達・輸送に関する訓練の実施

平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第4 消防体制の整備

地震に伴い発生する火災は、同時多発的に発生し、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがあることが特徴である。

そのため、地震火災による被害を最小限にするため、出火の防止、初期消火及び延焼拡大の防止のため消防体制を整備する。

4.1 出火防止対策の推進

【市消防本部、消防団、危機管理防災課】

地震発生直後の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火がある。

そのため、出火防止対策として、出火の危険要因についての安全化対策の推進、住民等の防災知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施し、地震発生直後における出火をできる限り防止する。

地震火災の予防は、対震自動ガス遮断装置等のハード的な予防対策だけでなく、学校や研究機関における化学薬品の適正管理等のソフト的な予防対策も併せ、総合的な出火防止対策を推進する必要がある。また、阪神・淡路大震災では、地震後数日間にわたり新たな出火が続いたほか、ライフライン復旧後に電熱器具及び電源コード類の発火を原因とする通電火災が発生した。こうした地震火災に対する対策も必要である。

市の出火防止対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) 一般火気器具からの出火防止

「地震の揺れが収まったら火を消す！」の意識はかなり普及し、実際にも行われているようであるが、今後は、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火を防止するため、地震発生後、避難するときはブレーカーを落とす等の方法を含め、その普及啓発を積極的に推進する。特に、規定値以上の地震の揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断し、電気火災を防ぐ「感震ブレーカー」について、その普及を促進する。

また、火気器具等は過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付きのものが普及してきているため、これらの器具の普及に努める。

(2) 石油等危険物施設からの出火防止

市内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入検査を実施し、危険物の安全確保を図るため指導する。

(3) 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震により棚等から落下したり、容器が破損しての出火の危険性が大きいため、これらの安全策を講じるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理を行うように指導する。

(4) 予防査察の実施

消防関係法令で定める消防対象物に立ち入って、その位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項について是正指導を行う。

(5) 住民等への予防広報

住民等の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、市広報紙への掲載、立看板、懸垂幕、ポスター掲示、広報車等による巡回広報、市内の児童を対象とした作文、図画コンクールの実施、消防フェア等のイベントを開催する。

4.2 初期消火体制の強化

【市消防本部、消防団、危機管理防災課】

地震直後の火災の延焼を防止するためには、出火防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化、並びに自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、市消防本部及び消防団等と一体となった火災防止のための活動体制を確立する。

市の初期消火体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 住民等の防災行動力の向上

初期消火に対する住民等の防災行動力の向上を図るため、地域で実施する自主防災訓練の推進を図る。

また、防災意識の高揚が防災訓練への参加を促進するものと考えられることから、住民等の防災意識を高めるための啓発活動を推進する。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

市消防本部は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、全ての事業所に防災計画を策定させるとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画の作成を推進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、事業所が保有する資機材を活用し、地域との共同体づくりを推進する。

防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

(4) 住民等と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、住民等の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災組織及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

4.3 危険物等関連施設の安全化

【市消防本部、県】

県及び市は、危険物等関連施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

(1) 危険物施設

市は、第6編 第2章 第1節 第1 1.2「予防対策」(p.6-5)の予防対策を講じる。

(2) 毒物劇物取扱施設【県（保健医療部）、市町村】

県及び市は、第6編 第2章 第1節 第3 3.1「予防対策」(p.6-9)の予防対策を講じる。

(3) 高圧ガス施設

県及び市は、第6編 第2章 第1節 第2 2.1「予防対策」(p.6-7)の予防対策を講じる。

4.4 火災の拡大防止対策

【市消防本部、消防団、危機管理防災課】

大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、地域住民及び事業所等の協力により、出火防止と初期消火の徹底を図っても、各種の制約が発生し、通常の消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、消防体制の整備を推進する。

市の火災の拡大防止対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防活動体制の整備強化

大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防機動力、装備資機材、高機能消防指令室及び消防救急デジタル無線の維持管理に努め、情報通信体制の整備強化を図り、広域災害情報の一元化、通信受信・応援体制の強化、指令設備のコスト縮減などの効率的で効果的な運用を図る観点から、近隣消防本部等と共同で指令センターを運用することについての検討を行う。さらに、救急救命士の養成と併せて救急医療機関との連携強化を図るとともに、隣接地域の市区町との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

(2) 消防水利施設の整備強化

災害発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

① 耐震性貯水槽の整備

学校、公民館、公園等の指定避難場所、道路状況及び既設の耐震性貯水槽の配置状況等を勘案して整備する。

② 自然水利の確保

河川、水路、ため池等については、地震災害時に消防用水として流水を活用できるよう整備の検討及び公園等整備事業に併せた、せせらぎ用水の確保や雨水利用施設の公共施設等への設置を検討する。

なお、県の「川の消火基地づくり事業」において、川沿いに取水ピットを設置し、消防ポンプ車が河川水を利用できる体制を構築したが、今後も、取水可能場所について、調査、検討を進め河川水の有効活用に努める。

(3) 消防施設、資機材の整備

消防施設の増強とともに、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実に努める。

(4) 消防団消防力の強化

地震災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実に努めるとともに、地震災害時に常備消防隊と一体となって活動する地域の消防拠点としての消防団器具庫の整備及び火災、人命救助事案の多発に対処するため、消防資機材の増強を図り、地域における消火、救助救援活動の充実に努める。

① 消防団の活性化と育成

市は、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、若い世代の参画の促進及び後進の育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進、少年消防クラブ事業の推進など幅広い層への働きかけや、機能別団員等の検討を実施し、活性化とその育成を進める。

② 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

(5) 自主防災組織資機材の整備

市は、自主防災組織へ資機材を配備し、自主防災組織の消防活動力を強化することにより、地震災害時において市消防本部等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災組織による迅速な初期消火活動及び地域の実情にあった細やかな対応を図ることとしている。

そのため、市内の全ての自主防災組織に備蓄倉庫の設置と資機材（街角消火器、可搬動力ポンプ、発電機、投光機、油圧式ジャッキ、担架など）の配備を進める。

4.5 救急救助体制の整備

【市消防本部、危機管理防災課】

大規模災害の発生時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の万全を期する。

市の救急救助体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 救急救助体制の整備

市及び市消防本部は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

市消防本部は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

(2) 傷病者搬送体制の整備

① 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

② 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

③ 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

④ ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

⑤ 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

(3) 受援体制の整備

大規模災害時、各都道府県の消防部隊を円滑に受け入れられるよう、受援体制を整備する。なお、消防における各協定は以下のとおりである。

■消防における相互応援協定

協定の名称	協定の内容	締結先
埼玉県下消防相互応援協定	・ 県内消防（局）本部相互の 広域応援体制	県内各消防（局）本部
緊急消防援助隊(国の計画)	・ 消防組織法第45条第2項 の規定に基づく広域応援 体制	登録全消防機関

第5 災害時医療体制等の整備

東京湾北部地震が発生した場合、市では死者42人、負傷者402人が発生すると予想されており、市は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。

また、特定の医療機関に負傷者が集中した場合などは、医療機能の低下や医薬品の不足なども予想されるため、市は、災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

5.1 防災医療システムの整備

【健康推進課、危機管理防災課】

災害時における市災害対策本部、救護所、救護医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、医療情報の連絡体制の整備を図る。

(1) 医療情報ネットワークの構築

市災害対策本部、救護所、救護医療機関及び防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達できるよう医療情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

医療情報の連絡網の全体構成は次頁に示すとおりである。

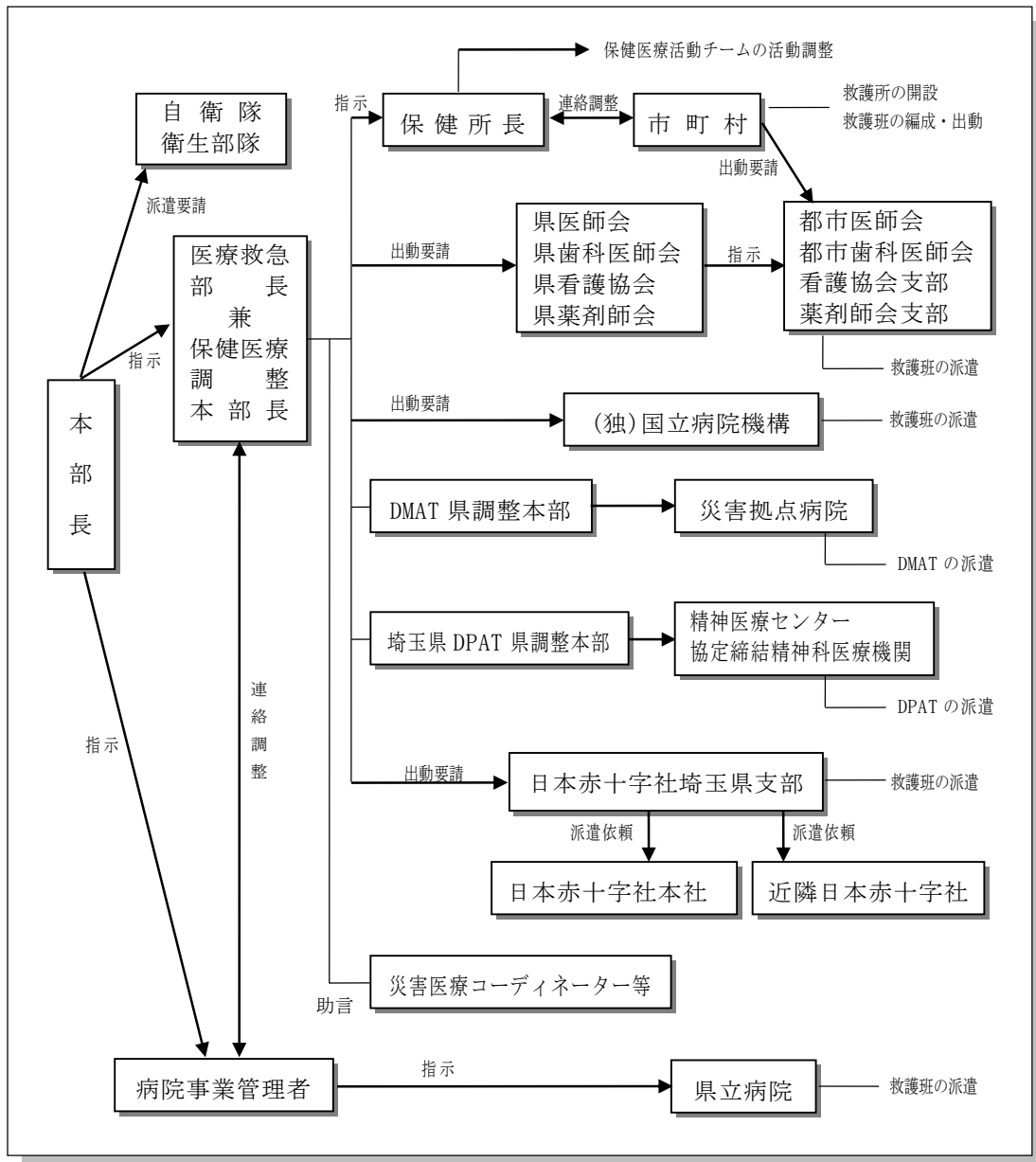
(2) 通信機器の整備

救護所及び救護医療機関を含め、災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

(3) 三郷市防災医療対策協議会の活動

三郷市防災医療対策協議会は、一般社団法人三郷市医師会、三郷市歯科医師会、三郷市薬剤師会及び三郷市接骨師会（以下「四師会」という。）の医療機関と市（防災担当、保健センター）及び市消防本部で構成し、震度5強以上の地震発生時には、四師会の委員が保健センターに参集し、被害情報の収集と併せて、医療機関の調整、災害現場への関係者の派遣を調整する。また、総合防災訓練でのトリアージ訓練などの救護訓練を実施し、連携体制の確認を行う。

■医療情報ネットワーク



出典) 埼玉県防災会議「県防災計画 震災対策編」(令和3年3月)

5.2 初動医療体制の整備

【健康推進課、危機管理防災課】

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

(1) 救護所の設置

三郷市医師会、三郷市歯科医師会、三郷市薬剤師会、三郷市接骨師会、医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する救護所の設置に向けた医療救護体制の整備を図る。

① 設置基準

設置場所は、被災地に近接する避難拠点とする。

② 必要資機材

救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の整備を図る。

(2) 医療救護チームの編成

初動医療に従事する医療救護チームは、最低限、医師1人、看護師1人、助手1人の3人編成とし、災害規模に応じて編成員の増員が確保できるよう留意する。

《第2編 予防計画》 第1章 災害対策予防計画
 第3節 災害に強い防災体制の整備
 第5 災害時医療体制等の整備

(3) 救護医療機関の指定

市は、地震災害時の初期救護医療機関を、三郷市医師会と協議し指定する。

なお、市を含む草加保健所管内の県指定救急告示医療機関は、以下に示すとおりである。

■救急告示医療機関（草加保健所管内）（令和2年4月1日現在）

No.	医療機関名	〒	所在地	TEL	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総 病床数	救急病床 うち（ ） は専用		
1	草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200	内、外、眼、整、小、皮、放、消内、耳、循内、リウ、産婦、泌、麻、精、呼内、脳、リハ、齒外、血液内科、内分泌・代謝内科、救急科、腎臓内科、心血、病理診断科、緩和ケア内科	380	37	(20)	R4. 12. 16
2	医療法人社団協友会 メディカルトピア 草加病院	340-0028	草加市谷塚 1-11-18	048-928-3111	内、外、小、泌、消内、循内、呼内、整、皮、婦、内視鏡外科、女性泌尿器科、麻、糖尿病内科、リハ	80	4	(2)	R4. 9. 2
3	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	340-0814	八潮市南川 崎 845	048-996-1131	内、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、皮、泌、婦、眼、耳、麻、リハ、呼外、心血、放、神内、形外、糖尿病内科、内視鏡内科、人工透析内科、緩和ケア内科、消化器外科、乳腺外科	250	16	(4)	R4. 3. 10
4	医療法人社団州山会 広瀬病院	340-0801	八潮市八條 2840-1	048-995-6371	胃、外、小外、整、泌、肛、内、循	60	8	(4)	R4. 12. 16
5	医療法人財団健和会 みさと健和病院	341-0035	三郷市鷹野 4-494-1	048-955-7171	内、消内、呼内、循内、リウ、アレ、小、外、整、脳、皮、泌、肛門外科、婦、眼、耳、放、リハ、精、呼外、麻、消化器外科、形、救急科、病理診断科	282	12	(12)	R3. 2. 27
6	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	341-8526	三郷市中央 4-5-1	048-953-1321	内、外、整、眼、脳、神内、皮、胃、耳、麻、泌、循内、リハ、心臓血管外科、放、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、消化器外科	289	13	(8)	R3. 2. 27
7	医療法人三愛会 三愛会総合病院	341-0003	三郷市彦成 3-7-17	048-958-3111	内、小、耳、外、整、皮、泌、眼、呼内、消内、循内、麻、人工透析内科、脳、リハ、膠原病リウマチ内科	178	5	(3)	R4. 3. 10
8	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	342-0056	吉川市平沼 111	048-982-8311	内、消内、小、外、整、眼、耳、脳、リハ、皮、麻、泌、緩和ケア内科、形	272	7	(2)	R4. 12. 16
9	医療法人眞幸会 草加松原整形外科医院	340-0013	草加市松江 2-3-26	048-935-4838	整、リハ、内、麻	19	4	(2)	R3. 9. 4
10	医療法人正務医院	340-0002	草加市青柳 5-12-13	048-936-7422	外、内、胃腸内科、整、小、肛門外科、麻、美	16	2	(1)	R4. 9. 2

(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。トリアージタグについては、資料編 資料2-14 「トリアージタグ」(p.資料2-33) 参照のこと。

(5) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護チームの活動を支援するための体制の整備に努める。

自主防災組織等は、地域の防災訓練において、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を採り入れることによって、自主的な救護活動が実施できるよう、応急救護能力の強化に努める。

5.3 後方医療支援体制の整備

【市消防本部、危機管理防災課】

救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

(1) 後方医療機関による医療救護体制の確立

市は、救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等について、救命救急センターや災害拠点病院等の後方医療機関での円滑な受入及び搬送体制の確立を平時から図る。

■救命救急センター（県）

（令和2年12月1日現在）

施設名	設置者	郵便番号	所在地	TEL
◎埼玉医科大学 総合医療センター	学校法人	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
◎さいたま赤十字病院	日本赤十字社	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院	日本赤十字社	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	防衛省	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター	川口市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
埼玉医科大学 国際医療センター	学校法人	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
獨協医科大学 埼玉医療センター	学校法人	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
自治医科大学附属 さいたま医療センター	学校法人	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	さいたま市	336-8522	さいたま市緑区大字三室2460	048-873-4111

注) 「施設名」欄の「◎」は高度救急救命センターを示す。

《第2編 予防計画》 第1章 災害対策予防計画
 第3節 災害に強い防災体制の整備
 第5 災害時医療体制等の整備

■災害拠点病院（県）

（令和2年4月1日現在）

病院名	郵便番号	所在地	TEL	診療科目	病床数
川口市立医療センター （基幹災害拠点病院）	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525	内、小、精、外、脳、整、産婦、眼、耳、皮、泌、放、麻、歯外、リハ、循、形、消内、血液内科、脳神内、呼内、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、消化器外科、乳腺外科、呼外、小外、心外、病理診断科	539
自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区 天沼町 1-847	048-647-2111	内、外、泌、心血、脳、放、麻、耳、眼、リハ、整、歯外、皮、循内、小、産婦、病理診断科、精、救急科、形	628
埼玉医科大学 総合医療センター （基幹災害拠点病院）	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400	内、外、整、産婦、眼、耳、皮、放、歯、麻、小、泌、形、脳、精、リハ、歯外、心血、呼外、美、神内、呼内、消内、リウ、心臓内科、病理診断科、救急科	1050
北里大学 メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212	内、外、整、産婦、泌、皮、耳、小、眼、リハ、脳、脳神内、放、麻、形、呼内、消内、循内、腎臓内科、内分泌代謝内科、消化器外科、呼外、乳腺外科、救急科、精、病理診断科、リウ、膠原病内科	372
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611	内、小、リハ、外、脳、泌、眼、耳、皮、麻、循、放、整、呼内、消内、神内、糖尿病内科、腎臓内科、呼外、救急、漢方内科、乳腺外科、内視鏡外科、心血、形、血液内	329
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511	内、外、小、皮、耳、眼、整、産婦、消、脳、泌、麻、形、小外、神内、精、循、心血、呼外、緩和ケア外科、歯外、病理診断科、放射線診断科、放射線治療科、救急科	474
さいたま赤十字病院 （基幹災害拠点病院）	330-8553	さいたま市中央区 新都心 1-5	048-852-1111	内、精、脳神内、呼内、消内、循、小、外、整、呼外、脳、皮、泌、心血、産婦、眼、耳、麻、リハ、形、緩和ケア内科、放射線治療科、放射線診断科、歯外、病理診断科、血液内科、糖尿病内分泌内科、リウ、腎内、乳外、腫瘍内科、救急科、肝臓・胆のう・膵臓内科	638
獨協医科大学 埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111	内、精、呼内、消内、循内、腎臓内科、脳内、小、外、整、脳、心血、小外、皮、泌、産科婦人科、眼、耳、放、麻、形病理診断科、歯、呼外、リハ、乳腺科、小泌	928
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111	内、外、脳、整、麻、小、皮、小外、泌、産婦、眼、耳、精、放射線診断科、心血、脳神内、歯外、循内、消内、新生児内科、救急科、呼外、消化器外科、血管外、リハ、形外、病理診断、放射線治療科、緩和ケア内科、呼内	637
防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511	内、精、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、歯外、形、心血、神内、循内、腎臓内科、内分泌・代謝内科、消内、感染症・呼吸器内科、血液内科、消化器外科、呼外、乳腺・内分泌外科、小外、がん・薬物療法・腫瘍内科	641
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551	内、外、小、泌、眼、耳、整、脳、皮、放、消内、麻、循内、神内、呼内、産婦、精、呼外、血管外科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、病理診断科、臨床検査科、リハ、腫瘍内科、心外	424
埼玉医科大学 国際医療センター	350-1241	日高市山根 1397-1	042-984-4111	内、外、整、産婦、眼、耳、皮、放、麻、小、泌、形、脳、精、リハ、歯外、心血、呼外、神内、呼内、消内、心臓内科、消化器外科、小外、病理診断科	700
社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111	内、心療、精、神内、呼内、消内、消化器外科、循内、リウ、小、外、整、脳、皮、	504

《第2編 予防計画》 第1章 災害対策予防計画
 第3節 災害に強い防災体制の整備
 第5 災害時医療体制等の整備

病院名	郵便番号	所在地	TEL	診療科目	病床数
				泌、肛門外科、眼、耳、リハ、放、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、麻、緩和ケア内科、腎臓内科、血管外科、病理診断科	
医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	346-0021	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿病内科、腎内、神内、外、整、脳、形、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、麻、救急、呼外、心血、乳腺外科、病理診断科、肛外、消化器外科	336
独立行政法人 国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101	内、小、外、整、産婦、精、眼、耳、循内、脳内、脳外、歯、泌、放、麻、形、神内、心外、リハ、消内、呼外、呼内、皮、消化器外科、乳腺外科、内視鏡内科、内視鏡外科、病理診断科、緩和ケア内科、小外、総合診療科、救急科、呼吸器外科、歯外、腫瘍内科	550
草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200	内、外、眼、整、小、皮、放、消内、耳、循内、産婦、泌、麻、精、呼内、脳、リハ、歯外、血液内科、内分泌・代謝内科、救急科、腎臓内科、心血、リウ、病理診断科、緩和ケア内科	380
埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1127 (外来) 049-276-1129 (入院) 049-276-1199 (夜間・休日)	内、外、小、脳、整、皮、麻、泌、耳、眼、産婦、放、形、歯外、リハ、精、リウ、循、呼、消内、消外、脳神経内科、小外、呼外、心外、血管外科、美、病理診断科、矯歯、救急科、緩和ケア内科	965
社会医療法人 さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011	内、外、循内、消内、呼内、糖尿病・内分泌内科、血液内科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、脳、整、小、放、病理診断科、リハ、アレ、内科（化学療法）、外科（化学療法）、麻、腎臓内科、泌、皮、耳、脳神経内科、救急科	340
医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111	内、外、小、耳、産婦、眼、整、皮、泌、麻、脳、美、脳神経内科、心外、リハ、歯外、形、心療、呼外、循内、消内、消化器外科、放射線診断科、放射線治療科、感染症内科、糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、呼内、気管食道外科、肛門外科、病理診断科、臨床検査科、救急科、頭頸部外科、緩和ケア内科、乳腺外科、内視鏡外科、腫瘍内科、小外、アレルギー、膠原病内科、肝臓外科、肝臓内科	733
埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000	内、呼内、循内、消内、血内、神、漢方内科、外、呼外、心血、消化器外科、整、脳、小、産婦、眼、耳、リハ、皮、泌、放射線診断科、放射線治療科、歯外、麻、病理診断科、臨床検査科、救急科、形	311
埼玉県立 小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200	小、小歯、精、小外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、心外、リハ、アレ、病理診断科、救急、臨床検査、移植外科	316
医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111	内、循内、消内、脳神経内科、呼内、外、脳、整、心外、呼外、形、小、眼、耳、皮、泌、麻、放、精、アレ、リウ、救急科、移植外科、乳腺外科、消化器外科、腎臓内科、病理診断科、リハ、緩和ケア内科	517

【災害拠点病院の医療機能】

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能
- ・地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

(2) 搬送体制の整備

救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、県には平成3年4月1日から運航を開始した県防災航空隊があり、傷病者の搬送等にも活用されている。また、平成19年10月26日からドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始されている。

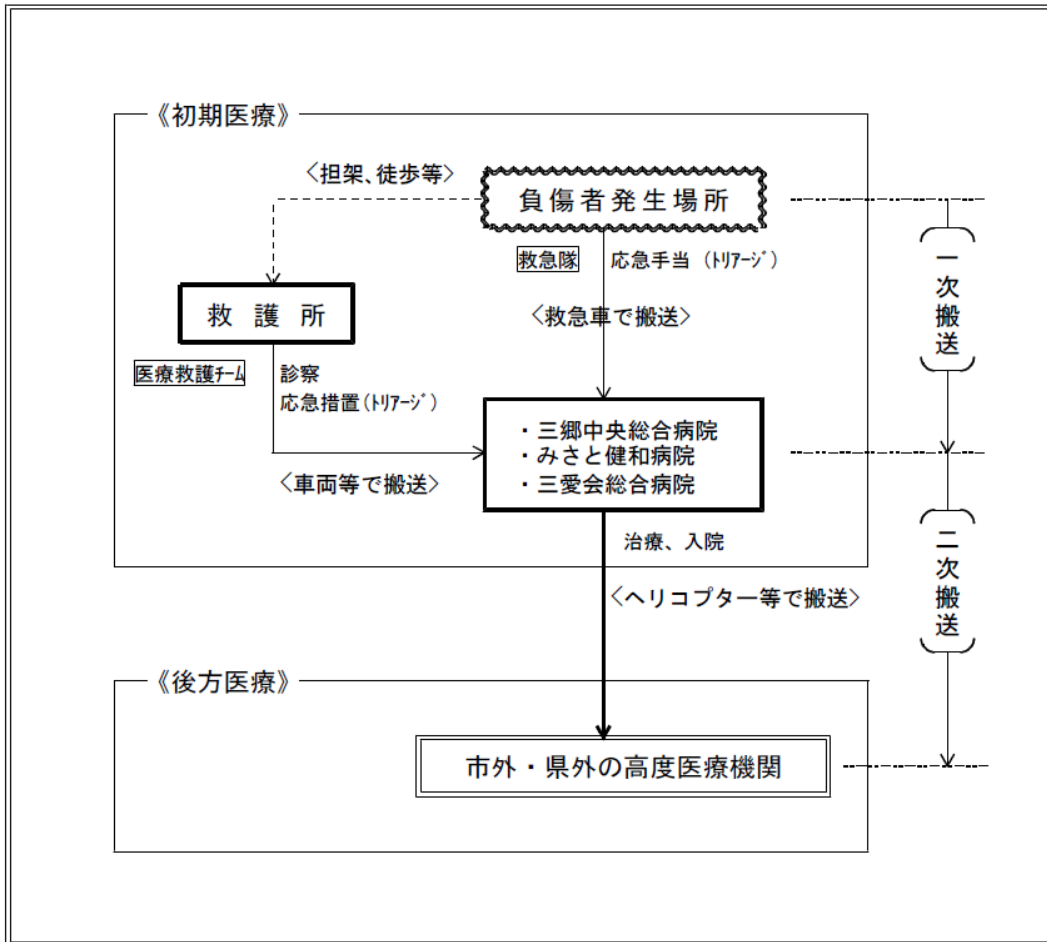
(3) 臨時ヘリポートの設置

市では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、以下に示す市内の3か所に臨時ヘリポート基地を設置する。

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	着陸帯	管理者
番匠免運動公園	番匠免3丁目地先及び上口3丁目地先	長さ20m×幅20m、転圧地	スポーツ振興課
江戸川運動公園	早稲田1丁目地先	長さ20m×幅20m、転圧地	スポーツ振興課
半田公園	半田849	長さ20m×幅20m、転圧地	スポーツ振興課

■負傷者搬送体制の流れ



(4) 広域医療協力体制の整備

市は、大規模災害等により多数の負傷者が生じた際に医師、看護師等の医療スタッフ及び医薬品や医療資機材が不足する等の問題が発生することを想定し、県と連携し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制の整備を進めるものとする。また、外部の専門職による支援チームの受入れ体制を整備する。

5.4 要配慮者に対する医療対策

【健康推進課、長寿いきがい課、障がい福祉課、国保年金課、介護保険課】

避難場所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災者の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

市の要配慮者に対する医療支援は、以下の方策をもって推進する。

(1) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与え、メンタルケアが必要となるため、三郷市医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

(3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、水の確保、患者の搬送などの協力体制について、三郷市医師会等関係機関と協議を行い、整備を図る。

(4) ぼうこう又は直腸機能障がい者への医療対策

ぼうこう又は直腸機能障がい者に対するストーマ装具の提供が可能な体制を整える。

(5) 障がい者への投薬供給対策

障がいの特性上、日常的に投薬が必要な者に対し、症状の悪化を防ぐため、医薬品の供給体制について、三郷市医師会等関係機関との協議を行い整備を図る。

(6) 在宅の寝たきり高齢者への対策

寝たきりの高齢者を介護している世帯に対しては、近隣の住民と日常的に交流を図ることが災害時対策として重要であることを地域住民に周知することにより、地域内における相互援助活動の意識の醸成を図る。また、自主防災組織及び町会・自治会の見守り体制を強化するとともに、必要に応じて福祉避難所等への移送などの措置が図れるよう、福祉関係者の連絡・相談窓口等の整備を図る。

(7) 電源を必要とする在宅人工呼吸器等を利用する患者への対策

災害時の大規模停電に備えて電力や医療機関が復旧するまでの間（1週間程度）、自宅で生活できるよう電源や必要な薬品等の備蓄の周知を図る。

5.5 医薬品等の確保

【危機管理防災課】

災害時に不足すると考えられる医薬品等の確保に関する予防対策を推進する。
市における医薬品の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 医薬品等の備蓄

市は、災害時に医療救護班、医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、三郷市医師会及び三郷市薬剤師会等関係機関と協議の上整備を図る。

(2) 医薬品等の調達

市は、災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

5.6 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

【市民課、危機管理防災課】

大規模災害発生時には、埋・火葬資材の不足や、火葬場の処理能力を超える場合が考えられるため、事前に関係業者又は他の自治体と連携し、遺体収容所の選定や、埋・火葬のための資材、火葬場確保等の対策を進める。

(1) 遺体収容所の選定

死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

(2) 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

大規模災害等に、柩、ドライアイス、納体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第6 緊急輸送体制の整備

災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町村、防災関係機関及び関係団体と協議の上、市内の各防災拠点をつなぐ道路を選定し緊急輸送道路として指定する。

また、救援物資や応急活動人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る。

6.1 緊急輸送道路の確保

【生活安全課、道路河川課】

災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市は、あらかじめ災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の応急復旧資機材の整備を推進する。

市の緊急輸送道路の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 緊急輸送道路の指定

① 市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

以下に緊急輸送道路の選定基準及び指定した緊急指定道路を示す。

□緊急輸送道路の指定要件

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ○市内で幹線道路になっている道路。 | |
| ○県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路 | |
| ・三郷市役所本庁舎 | ・避難場所 |
| ・市の出先機関 | ・備蓄倉庫 |
| ・市の関係機関 | ・輸送の拠点となる施設 |
| ・防災活動拠点 | ・臨時ヘリポート |
| ・三郷緊急船着場 | ・江戸川緊急用河川敷道路 |

■市指定の緊急輸送道路

	路線名	指定区間	主要橋梁
県道	主要地方道三郷松伏線	三郷3丁目(三郷3丁目交差点)～ 茂田井(駅前大橋交差点)	早稲田橋
	主要地方道松戸草加線	○高州4丁目西(国道298号との交差点)～ 高州4丁目(二級市道0225号との交差点) ○高州2丁目(中央通りとの交差点)～ 高州2丁目(主要地方道三郷松伏線との交差点)	
	一般県道上笹塚谷口線	谷口(市立図書館交差点)～ 茂田井(駅前大橋交差点)	三郷橋
市道	市道1363号 (成田通り)	後谷(県道越谷流山線との交差点)～ 田中新田(市道1682号との交差点)	
	一級市道0111号 (武蔵野線通り)	三郷3丁目(県道三郷松伏線との交差点)～ 新三郷ららシティ1丁目(市道1823号との交 差点)	南側道橋
	市道3197号、1015号 (采女隧道)	采女1丁目(一級市道0111号との交差点)～ 半田(一級市道0110号との交差点)	
	市道1061号(仁蔵隧道)	仁蔵(仁蔵南交差点)～仁蔵(仁蔵交差点)	
	市道1826、1827、2055号	番匠免3丁目(三郷JCT)～ 新三郷ららシティ1丁目(一級市道0111号と の交差点)	笹塚橋
	一級市道0108号	茂田井(駅前大橋交差点)～ 三郷1丁目(三郷1丁目交差点)	駅前大橋
	市道1655号	三郷1丁目(三郷1丁目交差点)～ 三郷1丁目(市道5078号との交差点)	
	一級市道0108号	花和田(三郷市役所)～幸房(幸房交差点)	幸和橋
	市道2268号、 二級市道0229号	新和2丁目(市道5078号との交差点)～ 栄1丁目(国道298号との交差点)	新和橋 南通り橋
	二級市道0216号、市道5765号 (横堀橋通り)	戸ヶ崎1丁目(戸ヶ崎1丁目交差点)～ 鷹野1丁目(市道5079号との交差点)	富士見橋 横堀橋
	一級市道0107号、市道5854号、 市道5880号	高州2丁目(中央通りとの交差点)～ 高州3丁目(一級市道0118号との交差点)	
	一級市道0102号	高州2丁目(中央通りとの交差点)～ 高州2丁目(主要地方道松戸草加線 との交差点)	
	二級市道0225号	高州4丁目(高州4丁目交差点)～ 東町(小向交差点)	
	市道5078号、5079号、5756号、 二級市道0221号	三郷1丁目(市道1655号との交差点)～ 東町(小向交差点)	

② 県指定の緊急輸送道路

県は、市域における災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

■ 県指定緊急輸送道路（市域関連）

（令和2年8月改訂）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○常磐自動車道 （三郷JCT・IC～吉川市三輪野江(千葉県境)） 5.6km ○首都高速6号三郷線 （八潮市浮塚(都境)～三郷JCT・IC) 5.7km ○東京外かく環状道路 （和光市南(東京都境)～三郷南IC) 32.2km ○国道298号 （和光市新倉～三郷市高州(東京都境)） 30.6km
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線。	<ul style="list-style-type: none"> ○主要地方道 三郷松伏線 （三郷市三郷(草加流山線との交差点)～ 三郷市早稲田(越谷流山線との交差点)） 1.7km ○主要地方道 草加流山線 （草加市栄町(足立越谷線との交差点)～ 三郷市早稲田(千葉県境)） 7.5km ○主要地方道 越谷流山線 （越谷市瓦曾根(足立越谷線との交差点)～ 三郷市早稲田(三郷松伏線との交差点)） 10.3km ○主要地方道 葛飾吉川松伏線 （三郷市天神(298号との交差点)～ 吉川市保(越谷流山線との交差点)） 7.0km ○一般県道 松戸三郷線 （三郷市鷹野(千葉県境)～ 三郷市鷹野(298号との交差点)） 1.2km
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> ○主要地方道 葛飾吉川松伏線 （三郷市戸ヶ崎(東京都境)～ 三郷市天神(298号との交差点)） 7.0km ○主要地方道 松戸草加線 （三郷市鷹野(298号との交差点)～ 草加市吉町(足立越谷線との交差点)） 7.7km ○一般県道 八潮三郷線 （八潮市浮塚(平方東京線との交差点)～ 三郷市番匠免(三郷JCT・IC)） 4.7km ○一般県道 上笹塚谷口線 （三郷市谷口(市立図書館)～ 三郷市谷口(葛飾吉川松伏線との交差点)） 0.6km ○市道 0108号線 （三郷市花和田648-1～三郷市花和田593番4） 0.5km ○市道 0111号線 （三郷市新三郷ららシティ1丁目388-102～ 三郷市新三郷ららシティ3丁目80-4） 2.0km ○市道 1823号線 （三郷市大広戸926番9～三郷市大広戸1088番4） 0.4km ○市道 1831号線 （三郷市大広戸926番6～三郷市笹塚58番5） 0.6km ○市道 2054号線 （三郷市笹塚40番6～三郷市上口二丁目144番3） 1.1km

③ 緊急河川敷道路の活用

災害により陸上交通が使えなくなった場合を想定し、江戸川に整備された緊急用船着場等と連携して、救援活動や救援物資・復旧資機材の搬送を行うために活用する。

なお、緊急用河川敷道路は、平時に一般車両が利用することはできない。

④ 緊急輸送道路及び沿線の整備

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

⑤ 応急復旧時の活動体制の整備

市は、災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、県、近隣市町、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備する。

⑥ 住民等への周知

市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より住民等へ周知する。

また、災害時における緊急輸送道路の通行の可否、交通規制の状況等を住民等に周知するため、防災行政無線、マスコミ、緊急速報メール、市ホームページ、SNS、三郷市メール配信サービス、地デジデータ放送等を利用した情報提供体制の整備を推進する。

(2) 道路交通情報の収集及び情報伝達

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問合せ等に対して的確に情報伝達ができるように、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

(3) 応急復旧用資機材の整備

市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的とするため、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。また、災害時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。

(4) 輸送施設・拠点の確保等

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、市は、国及び県とともに、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する広域物資集積拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

市が指定している広域物資集積拠点は、以下のとおりである。

○広域物資集積拠点	：	三郷市勤労者体育館
-----------	---	-----------

6.2 緊急車両の確保

【総務課】

災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送を始めとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。市の緊急車両の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

(2) 調達体制

市は、緊急輸送を始めとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるよう、関係機関、関連企業、埼玉県石油商業組合等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(3) 緊急通行車両等の事前届出の推進

市は、地震災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出を推進する。

第7 二次災害の防止

災害発生時の二次災害防止のため、公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。

7.1 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

【開発指導課、みどり公園課】

(1) 応急危険度判定体制の整備

災害発生時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する体制を整備する。

県と連携し、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じての円滑な判定活動が実施できるよう、判定士ネットワークの構築や判定要綱の制定などの体制整備を促進する。

(2) 判定に係る研修等の強化

判定のばらつきを回避するとともに、より迅速化を図るため、判定に従事する者の教育・研修等の取組を強化する。

第8 応急仮設住宅対策

災害による家屋の損壊・焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、あらかじめ被災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

8.1 応急仮設住宅の用地の確保

【危機管理防災課、みどり公園課、スポーツ振興課】

速やかに仮設住宅を建設するためには、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておくことが重要である。

仮設住宅の建設用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

市の応急仮設住宅用地の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 応急仮設住宅の建設戸数の検討

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた木造建物の全壊棟数、非木造建物の大破棟数、及び必要仮設住宅数を参考に検討する。

東京湾北部地震の場合、建物被害想定は、全壊数が1,189棟、半壊数が3,331、焼失数が76棟である。

■建物被害想定結果

区分			地震名	東京湾北部地震
建物被害 (棟)	揺れ＋液状化 による被害	木造	全壊数	1,013 (3.4%)
			半壊数	3,024 (10.2%)
		非木造	全壊数	176 (0.6%)
			半壊数	307 (1.0%)
		計	全壊数	1,189 (4.0%)
	半壊数		3,331 (11.3%)	
	火災による被害	冬18時、風速8m/s	焼失数	76 (0.2%)

資料)「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

(2) 応急仮設住宅用地の選定

速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しなければならない。

そのため、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適当な予定地を選定する。

□予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 居住地域と隔離していない場所
- 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

なお、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

(3) 設置事前計画

応急仮設住宅の設置事前計画について、次の点を明らかにした計画を作成しておくよう努める。

□応急仮設住宅設置事前計画における検討事項

- 応急仮設住宅の着工時期
- 応急仮設住宅の入居基準
- 応急仮設住宅の管理基準
- 要配慮者に対する配慮

■応急仮設住宅用地の候補地

候補地名	所在地	面積(m ²)	備考
番匠免運動公園	番匠免3丁目地先及び上口3丁目地先	34,800	580戸
県営みさと公園	高州3丁目地先	10,500	175戸
半田公園	半田地先	26,100	435戸

注) 面積(m²)は、1戸当たりの面積を60m²程度として算定している。

8.2 応急仮設住宅用資機材の確保

【危機管理防災課】

市は、(社)プレハブ建築協会、市建設業界及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

第9 帰宅困難者対策

市から他市区町村への通勤・通学者は毎日約 39,800 人にのぼり(うち、都内へは約 20,900 人)、県全体では県外への通勤・通学者の総数は 100 万人以上にのぼる。

東京圏で大規模地震が発生した場合などは鉄道の運行が停止するため、多くの人々が帰宅困難となり、徒歩での帰宅者で歩道が溢れ交通が渋滞する等の混乱が予想される。

そのため、市は住民等に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、県及び関係機関等と協議し、実施していく。

9.1 帰宅困難者の把握

【危機管理防災課】

(1) 帰宅困難者の定義

帰宅困難者とは、公共交通機関の途絶が発生した際に自宅までの距離が長距離（おおむね 10km 以上）のため徒歩による帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者数の把握

市から市外に通勤・通学している人は約 39,800 人、そのうち県内が約 11,800 人で、市町村別に多い順に見ると、八潮市へ約 2,600 人、越谷市へ約 2,000 人、草加市が約 1,700 人となっている。県外へは約 27,400 人で、その中で都内に通勤・通学している人が約 20,900 人、千葉県には約 5,200 人となっている（以上、国勢調査、平成 27 年現在）。

市の地震対策の目標である「東京湾北部地震」が発生した場合、市に滞留する帰宅困難者数は 16,751 人（平日の 12 時）にのぼると想定されている（以上、「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成 26 年 3 月、県））。

■市の帰宅困難者数

想定地震	外出先	帰宅困難者
東京湾北部地震 (夏 12 時)	県内	3,411 人
	東京都	8,988 人
	他県	5,503 人
	合計	17,903 人

出典)「埼玉県地震被害想定調査報告書(巻末資料)」(平成 26 年 3 月)

■ 常住地による通勤・通学市区町村（15歳以上）

区分	計	通勤者	通学者
当地に常住する通勤者・通学者	72,897	67,102	5,795
自市町村で通勤・通学	29,235	27,700	1,535
他市区町村で通勤・通学	39,825	35,880	3,945
県内	11,754	10,142	1,612
八潮市	2,630	2,515	115
越谷市	2,031	1,655	376
草加市	1,749	1,452	297
吉川市	1,539	1,490	49
さいたま市	1,472	1,148	324
その他	2,333	1,882	451
県外	27,380	25,079	2,301
千葉県	5,151	4,438	713
松戸市	1,404	1,241	163
柏市	908	722	186
流山市	500	453	47
市川市	461	390	71
浦安市	365	337	28
船橋市	350	314	36
その他	1,163	981	182
東京都	20,895	19,458	1,437
特別区部	20,225	18,976	1,249
その他	670	482	188
その他県	1,334	1,183	151

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(平成27年)

9.2 帰宅困難者発生に伴う影響の想定

【危機管理防災課】

東京湾北部地震による帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が想定される。

(1) 地域の災害対応力の低下

東日本大震災では、自主防災組織の構成員のうち現役世代の多くが帰宅できず地域での活動が困難となった。東京湾北部地震の想定では、約17,900人の住民等が帰宅できなくなることから、地震発生の時間帯によっては、地域の災害対応力が大幅に低下するおそれがある。

(2) 非居住者の増加

公共交通機関の停止に伴い市内において帰宅困難となる人が発生し、市外から市に通勤・通学している約23,600人（県内在住約12,900人、県外在住約10,700人）も市内において帰宅困難者となることが考えられる。

(3) 都内帰宅困難者

市から県外に通勤・通学している約27,400人のうち約20,900人は都内への通勤・通学者であるが、都内全体では約517万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれることが懸念される。

9.3 帰宅困難者への啓発等

【危機管理防災課】

(1) 住民等への啓発

東日本大震災時には、家族や自宅の無事が確認できず待機中不安になるなどして大勢が帰宅を急いだため混乱が拡大した。帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則や、発災時に冷静で適切な行動をとることができるようあらかじめ備えておくべき事項等を、住民や企業、集客施設等、多方面に向けて周知する。また、災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

□主な周知内容

- 家族等との安否確認手段
(災害用伝言ダイヤル 171 等を利用した安否確認方法等)
- 職場の行動ルールの確認
- 職場から自宅までの徒歩帰宅ルートの確認
- 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の確保（靴、飲料水、ラジオ等）
- 一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションに関する情報

□周知の方法

- HP、広報紙、市発送の各種通知の裏面等空きスペースの活用
- リーフレット、ポスター掲示、キャンペーン（駅前にてグッズの配布）
- 関係機関との連携（商工会や老人クラブ等）

(2) 事業所等への要請

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、従業員等との安否確認手段を確保するとともに、発災時に従業員等を一定期間とどめるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努め、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、従業員等と同様の支援ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。さらに、とどまった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

事業所等への要請事項を以下に示す。

□事業所等に対する主な要請内容

○施設の安全化

- ・施設内待機のためのマニュアル作成と従業員等への周知、帰宅ルールの設定
- ・施設内待機のための飲料水、食料の確保（おおむね3日分）
- ・情報の入手手段の確保
- ・従業員等との安否確認手段の確保、従業員等と家族との安否確認手段の確保
- ・災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保
- ・訓練等による定期的な手順の確認

□大型集客施設に対する主な要請内容

○施設の安全化

- 利用者保護に関する計画の策定と従業員等への周知
- 利用者保護のための備蓄の整備
- 訓練等による定期的な手順の確認

(3) 学校における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者への児童・生徒等の引き渡しが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内にとどめる対策を講じる必要がある。このため、防災マニュアルを常に見直すなど、事前対策の整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(4) 関係機関との連携

① 埼玉県石油商業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として徒歩帰宅者が利用する協定について、利用可能なスタンドの具体的な協力内容を把握し、平常時から住民等へ周知しておく。

② 徒歩帰宅支援者に対する支援の検討

徒歩帰宅支援者に対する支援に関する以下のような事項について、関係機関との連携を検討していく。

□主な徒歩帰宅支援に関する検討内容

- 一時休息所の提供
- 代替輸送（バス輸送、水上輸送）の提供
- 帰宅支援ステーションの周知、帰宅支援マップ等ツールの提供
- 帰宅通路となる路線の照明用電力の供給

《参考》

◆「埼玉県震災時帰宅支援マップ」の配布

県は、「埼玉県震災時帰宅支援マップ」を作成し、帰宅困難者支援の協定を締結している事業者の店舗において、帰宅困難者支援が確実に実施されるように関係各店舗に配布した。

《参考》

◆「緊急用船着場」の整備

国土交通省江戸川河川事務所は、災害時の水上輸送の窓口として市区間の江戸川において「三郷緊急用船着場」を整備した。これにより大型船舶（船長 50m 未満×船幅 8.0m 未満）の接岸が可能となり、陸上交通機関が麻痺したため帰宅困難になる住民等の輸送が期待される。

(5) 訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施することにより、住民及び事業者等への啓発するほか、隣接している東京都や区、県内市町村との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討していく。

9.4 一時滞在施設の確保

【危機管理防災課】

東日本大震災発生時、東京都では、一時滞在施設として指定された施設がなかったことにより、建物内に受入可能人数を超えた帰宅困難者が集中したり、帰宅支援ステーションとの役割が不明確であったため運営が混乱したといわれている。

発災時に市に帰宅困難者が滞留する場合、三郷駅、新三郷駅、三郷中央駅、並びに三郷インターチェンジ及び三郷料金所スマートインターチェンジ付近に集中することが予想される。このエリアを重点的に、収容力や耐震性を考慮し、駅等周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで滞在させるための一時滞在施設を確保する。

(1) 一時滞在施設の指定と整備

以下の事業者や、施設管理者、駅等と連携し、施設利用者等へスムーズに情報提供等の協力を要請し、一時滞在施設として利用できるよう、協定の締結等に努める。

□一時滞在施設としての活用が期待される事業者・施設等

- 三郷市文化振興公社が指定管理者として管理運営する施設
(地区文化センター、体育館等)
- 老人福祉センター
- ピアラシティ交流センター
- その他民間施設 (映画館や温浴施設等)

なお、一時滞在施設の確保に当たっては、以下の事項に留意する。

□一時滞在施設の確保に当たっての主な留意事項

- 一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。
- インターチェンジから流入する車両については、インターチェンジ周辺の大型倉庫や高速道路高架下など多様な施設の確保を図る。
- 避難所は被災した住民等に対応する施設であるので、帰宅困難者を受け入れると混乱をきたすおそれがあるため、一時滞在施設は避難所とは別に確保する。
- 一時滞在のスペース等の確保の際には、可能な範囲で男女別室とする

(2) 水・食料等の備蓄の整備

一時滞在施設には、飲料水、食料、一時滞在場所の所在を示すのぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。

□備蓄の目安 (帰宅困難者 1 人に対し)

- 食料や飲料水：3日分
- 毛布：1枚
- その他、簡易トイレ、衛生用品 (トイレットペーパー等)
- 情報源 (テレビ、ラジオ)、通信媒体 (パソコン、携帯電話等)

なお、一時滞在施設に物資の備蓄ができない場合についての物資の提供方法についてあらかじめ検討しておく。

(3) 一時滞在施設の支援

一時滞在施設の運営マニュアル等を作成し、開設の手順や人員の配置、役割分担、備蓄整備などの、開設・運営体制を整備し、一時滞在施設を支援する。

9.5 帰宅困難者支援対策の充実

【危機管理防災課】

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

(1) 帰宅支援ルートの整備

市の地勢に加え、「災害時帰宅支援ステーション」の所在地を考慮し、安全で十分な支援が可能な「支援ルート」を選定する。

支援ルートは、道路や橋梁の安全性及び強度も考慮して選定する必要がある。したがって支援ルートにおいては耐災害性の調査を行い、補強補修についても優先的に実施する。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの整備と周知

以下の対策を講じ、災害時帰宅支援ステーションの整備及び周知を図る。

- ① 災害時帰宅支援ステーション制度の周知を市ホームページやパンフレット等にて広く周知する。
- ② 帰宅支援ステーションとして協定している店舗に限らず、市独自に帰宅支援ステーションとなり得る店舗等を確保できるよう、商工会等を通じて依頼する。
- ③ 発災時に帰宅困難者が認識しやすいよう、帰宅支援ステーションには、ステッカーを貼る、のぼり旗を設置する等、分かりやすい工夫を施す。
- ④ 三郷市文化振興公社が指定管理者として管理運営する施設や、老人福祉センター等、一時滞在施設になり得る施設も活用できるよう整備する。

《参考》

◆災害時帰宅支援ステーション

九都県市（県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市、相模原市）では、災害時に徒歩で帰宅する人たちのために、一部コンビニエンスストア等やガソリンスタンドと徒歩帰宅者支援の協定（九都県市「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」）を結んでおり、これらの店舗では、トイレ、水道水を利用できるほか、道路交通情報などを入手できる。



(3) 帰宅支援ツールの整備

帰宅困難者が、現在地及び目的地に関する様々な情報を把握し、円滑に帰宅するための支援ツールを整備する。

- ① 帰宅支援マップを作成する。その際、帰宅困難者が迷うことなく、行きたい方向へ行けるよう方向別に色分けをする等、工夫を施す。
- ② 帰宅支援マップを帰宅支援ステーションに配付する。また、市ホームページに掲載する。

第10 文教対策

【学務課、指導課】

災害時において、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

(1) 応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進

市は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定を始めとする応急教育に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については市教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

(2) 災害時の応急教育計画の樹立及び周知

校長は、学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てる。

また校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

- 市の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- 市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第11 ガレキ処理等廃棄物対策

【クリーンライフ課、危機管理防災課】

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。
また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

市は、災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

市で指定している災害時の廃棄物仮置場は、以下のとおりである。

■ 廃棄物仮置場の候補地

名称	所在地	集積可能面積
番匠免運動公園	番匠免3丁目地先及び上口3丁目地先	10,000 m ²
中川水循環センター	番匠免3丁目地先	40,000 m ²
一般廃棄物最終処分場	中央5丁目15-1	12,114 m ²

(2) 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

(3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

(4) 広域連携による廃棄物処理体制の確保

市は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、県、東埼玉資源環境組合、及び組合構成市町等と広域処理・処分に係る連絡体制や手順等について協議を進めるとともに、情報共有や訓練を実施する。

また、専門機関や民間事業者、ボランティア等との連携体制の構築に努める。

(5) 災害廃棄物処理計画の見直し

災害廃棄物処理計画については、関係する計画及び指針の改定や、訓練等を通じて適宜見直しを図る。

(6) 住民への広報・啓発

住民に対して、市ホームページ、ごみカレンダー、防災だより等の防災関係広報誌、防災訓練等を利用して、災害時の廃棄物に関する啓発を行う。

また、災害時に、住民へ速やかに、災害廃棄物及び生活ごみの出し方等に関する情報を周知できるよう、広報用チラシ等の準備をしておく。

第4節 住民等と行政の協力による防災対策

地域住民や事業所の日頃の災害への備えと災害時における的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、市は、自主防災組織の育成強化、住民等の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、住民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい高齢者、障がい者及び外国人等のいわゆる要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

第1 防災意識の高揚

災害による被害を防止し軽減するためには、住民等の果たす役割が極めて大きいことから、生涯を通じた教育活動により防災行動力を高めるとともに、地域を守る一員としての自覚の醸成、積極的な防災学習を進める環境を整備する。

1.1 啓発活動の推進

【危機管理防災課、市消防本部】

市は、住民等を対象に各種防災広報を実施しており、今後ともPR資料の作成配布、講演会・研修会の開催等を実施し、防災広報の充実を図り、災害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

□住民等が各世帯にて備えるべき事項例

- 1人当たり最低3日分（推奨1週間分）の飲料水、食料、生活必需品の備蓄
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 家族等との連絡手段（災害用伝言ダイヤル171等を利用した安否確認方法等）
- 気象や災害の特徴及びハザードマップ等による危険箇所等の把握
- 災害に応じた避難場所及び自宅からの避難ルートの把握
- 自主防災組織等の地域における防災活動や防災訓練への積極的な参加
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

市の啓発活動の推進は、以下の方策をもって推進する。

(1) 広報紙・市ホームページ等による啓発

市の広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く住民等に防災知識の普及啓発を図る。

(2) PR資料の作成配布

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。

(3) マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じた広報活動を行い、住民等の防災意識の高揚を図る。

(4) 防災学習センター等の活用

常設の防災教育拠点である防災学習センターや南部地域に整備予定の防災施設等を活用し、広く住民等に対して普及・啓発を行う。また、他の防災活動拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど、住民等の自発的な防災学習促進を図る。

(5) 防災教育用設備、教材の貸出

防災教育に役立つ設備・機器（訓練用の消火器やAEDなど）、映像資料等（過去の災害記録など）を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

(6) 講演会・研修会・出前講座の実施

防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。なお、これらの研修等については、年に数回定期的に実施する、あるいは防災関連の記念日や週間に合わせて実施するなど、より多くの住民等が参画できるよう工夫する。

(7) 広報紙等の活用

市が発行する広報紙、市ホームページ等に、防災に関する情報を掲載する。

(8) 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方气象台及び県、市は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報が発表された場合にとるべき行動について周知する。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

□緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護し、大きな家具からは離れ丈夫な机の下等に隠れる。 ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末をする。ただし、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従う。 ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、そばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、そばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(9) 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(10) 災害に関する各種資料の収集・提供

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

更に、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難情報の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

(11) 自助・共助の取組の推進

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄の推進や、広域避難、在宅避難についての検討など、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。

住民は、市その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

市は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を推進するものとする。

(12) 家庭内の三つの取組の普及

住民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

- | |
|---|
| <p>① 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。</p> <p>② 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。</p> <p>③ 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。</p> <p>また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。</p> |
|---|

市は、上記の取組を中心に、住民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

(13) 気象情報や避難情報の活用の周知

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等災害から身を守るための情報や、災害時にとるべき行動を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

1.2 防災教育の推進

【市教育委員会、危機管理防災課、市消防本部、商工観光課】

市は、児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

市の防災教育の推進は、以下の方策をもって推進する。

(1) 住民等への防災教育

市は、防災とボランティア週間(1/15～1/21)、火災予防運動(3/1～3/7、11/9～11/15)、国民安全の日(7/1)、防災の日(9/1)、救急の日(9/9)、危険物安全週間(6月の第2週の日曜日～土曜日)等の機会を捉え、災害についての講演会、研修会を開催し、防災知識を市民に広く普及させるものとする。

また、自治会及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の活動の活性化、防災意識の高揚のための教材の貸し出しを行い、防災知識を広く普及させるものとする。

(2) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の学年に即した指導をする。

① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練等を実施する。

② 教科等による防災教育

教科等を通じ、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等、現在の防災対策、災害発生時の正しい行動、災害時の危険について教育を行う。また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等の取組を通じて、身の回りの環境を防災の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に、特に留意する事項等について知見を深める研修を実施し、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

(3) 社会教育における防災教育

公民館等の社会教育施設において防災教室等の学習の場を設けるとともに、PTA等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する啓発を実施するよう努める。

(4) 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。そのため、市は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また事業所は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画を策定し、防災・減災対策の普及について支援するものとする。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

① 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要配慮者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練を行う。

夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

② その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店やレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達のほか各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう従業員に対する防災教育及び訓練を実施する。

第2 防災訓練の充実

市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力を育成するとともに、行政と住民等が連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

2.1 総合防災訓練

【危機管理防災課、市消防本部、消防団、各部共通】

大規模な災害発生を想定して、災害時の応急復旧対策活動を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、災害対応技術の習得と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

訓練は、防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日、訓練に適した場所を選ぶ。

また、市の主催又は県並びに他市町との共催により、防災関係機関、関係団体及び住民等の協力を得て訓練を実施する。

□市が主とする内容

- 市災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）
- 災害情報の伝達収集、広報訓練
- 災害現地調査訓練
- 避難誘導訓練
- 避難所、救護所運営訓練
- 道路応急復旧訓練
- 水防訓練
- 自主防災組織等の活動支援訓練等（給食給水訓練、救出救護訓練等）

□防災関係機関が主とする内容

- 消火訓練
- 救出救助訓練
- 救急救護訓練
- 災害医療訓練
- 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
- ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
- 救援物資輸送訓練
- 交通規制訓練等

□自主防災組織・住民等が主とする内容

- 初期消火訓練
- 応急救護訓練
- 炊き出し訓練
- 巡回点検訓練
- 高齢者、障がい者等の安全確保訓練
- 避難訓練
- 避難誘導訓練等

2.2 市及び防災関係機関の訓練

【危機管理防災課、市消防本部、消防団】

市及び防災関係機関は、災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

市及び防災関係機関の訓練は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防訓練

消防機関は、住民等の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

① 実施時期

災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

② 実施場所及び方法

市内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

③ 訓練内容

- 初動出動対応訓練
- 災害情報収集活動訓練
- 遠距離中継送水訓練
- 大規模災害対応訓練
- 消防団、自主防災組織等との連携活動訓練
- 非常参集訓練
- その他消防に関する訓練

(2) 避難・救助訓練

災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

① 実施時期

総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。

② 実施場所

学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

③ 実施方法

□市による避難救助訓練

市が中心となり警察及びその他関係機関の参加の下、自主防災組織及び住民等の協力を得て実施に努める。

□保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

施設管理者は、地震災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の災害対応に支援を必要とする施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

(3) 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

① 実施の時期等

総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。

② 実施方法

市の通信関係機関を始め防災関係機関の協力を得て実施する。

③ 実施事項

- 災害に関する予測、警報の通知及び伝達
- 被害状況報告
- 災害応急措置についての報告及び連絡

④ 訓練内容

- 通信連絡訓練
- 非常無線通信訓練

(4) 非常参集訓練、情報伝達訓練

各防災関係機関は、非常参集訓練を実施するとともに、併せて本部運営訓練及び情報収集・伝達訓練を行い、災害時の即応体制の強化を図る。

非常参集や情報伝達訓練は、総合防災訓練の際又は効果のある日を選び実施する。

また、市防災計画及び各防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

(5) 緊急輸送道路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

(6) 住民等を対象とした実践的訓練

住民等を対象とする訓練に、災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）、イメージトレーニングやワークショップなど多様な手法を用いて、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

2.3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

【危機管理防災課、市消防本部、消防団】

災害時に自らの生命及び安全を確保するため、事業所、自主防災組織及び住民等は、平常時からの訓練により災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。なお、市は訓練がより実践的なものとなるよう、複数の組織が参加する避難所単位での訓練を行うなど、事業所、自主防災組織、地域住民が連携して地域防災力の向上が図られるよう指導助言するものとする。

(1) 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

(2) 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、住民等の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市、消防署及び消防団の指導の基に、地域の事業所等との連携も視野に入れ、年1回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を指導する。

(3) 地域住民の訓練

地域住民は、「自らの安全は自ら守る」という認識に立ち、各種の防災訓練への積極的な参加や家庭での防災会議を継続的に行い、防災対策の強化に努める。

また、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民等の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

2.4 訓練の検証

【危機管理防災課、市消防本部、消防団】

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに評価及び検証を行う。

□評価及び検証の方法

- ・ 訓練後の意見交換会
- ・ アンケート
- ・ 訓練の打合わせでの検討

□検証の効果

- ・ 評価や課題を整理し、市防災計画等の見直しに活用する。
- ・ 防災訓練に対する助言や参考資料とする。
- ・ 次期の訓練計画に反映する。

第3 自主防災組織等の育成・強化

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、関係防災機関の活動の遅延、活動の阻害が予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自らの安全は自ら守る」を基本とし、地域住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主防災組織の組織力の強化が必要である。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも緊密な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、市は地域住民、地域及び事業所などによる自主防災組織の育成に努めるものとする。

3.1 自主防災組織の育成

【危機管理防災課、市消防本部、消防団】

災害の防止、災害時の被害軽減を図るためには、行政や防災関係機関と共に、住民等が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことが重要である。そのため、災害時に円滑な救援活動が行えるよう平常時から各地域及び事業所における自主防災組織の整備を促進していくとともに、自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行う。

市においては、平成9年3月1日、従来、個別に活動していた自主防災組織相互の連携や協調により災害時の対応等が迅速に行えるよう、全市的な組織である三郷市自主防災組織連絡協議会を結成した。

令和3年4月1日現在、128 団体が加盟しており、防災に関する普及啓発活動や研修活動、情報交換及び連携協力体制の整備など自主防災活動を支援している。

■三郷市自主防災組織連絡協議会ブロック区分（令和3年4月1日現在）

区分	団体数
早稲田ブロック	19
早稲田団地ブロック	14
東和東ブロック	25
東和西ブロック	20
彦成ブロック	19
みさと団地ブロック	14
さつき平ブロック	17
合計	128

(1) 自主防災組織整備の考え方

発災時に市は、組織の全機能をあげて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。また、災害が広域にわたる場合には、市の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることが予想される。

このため、住民及び事業所は行政の防災活動に協力するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えをもち、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

市は、住民等の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の普及に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

(2) 自主防災組織の整備

① 組織づくり

自主防災に係る活動は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。自主防災組織の標準的な活動内容は次のとおりである。

■活動内容

班区分	平常時	災害時
総務班	・防災知識の普及、啓発 ・会の庶務及び経理	・対策本部の設置及び運営 ・各班との連絡、調整
情報連絡班	・防災関連情報の収集、記録	・被害状況、災害情報の収集、報告、広報
消火班	・消火訓練の実施	・火災の初期消火 ・火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	・避難誘導訓練の実施	・人員確認、地域住民の避難誘導 ・避難場所の設置協力
救出救護班	・救出救護訓練の実施 ・診療所、医療機関等との協議	・要配慮者の保護、安全確保 ・負傷者の救護、医療機関との連携 ・救援物資の受入、配分
給食給水班	・地元商店等との協議 ・非常用物資の備蓄・管理	・食料、飲料水の調達、配分

② 自主防災組織のリーダー発掘・育成

住民が主体となって自主防災組織の運営を行うために、自主防災組織のリーダーの発掘・育成に努める。

なお、自主防災リーダーの発掘・育成に当たっては、男女共同参画の視点に配慮し、女性リーダーの発掘・育成に積極的に取り組むものとする。

□リーダー発掘・育成の事例

- 自主防災訓練指導者養成講座
自主防災組織における、自主的な訓練や活動の中心的人材を育成するため、三郷市自主防災組織連絡協議会と協力して、自主防災訓練指導者養成講座を行う。
- 消防経験者等の育成
消防活動の経験者（消防団・消防職員のOB等）や自主防災組織の必要性を認識している公務員OB等を組織のリーダーとして育成していく。
- 専門分野の経験者の育成
看護師や大工、エンジニア等専門的知識や経験を活用して、自主防災組織の各分野におけるリーダーとして育成する。
- リーダー研修
自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に防災上の知識、技能の向上を図ることにより自主防災組織のリーダーとして育成することを目的としてリーダー研修を行う。

(3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進

自主防災組織活動の活性化を図るため、防災知識の普及啓発、情報の提供などの方策を検討し推進するとともに、自主防災訓練実施や防災資機材の整備を支援する。また、若い世代の参画を促進し、後進の育成に努める。

□育成のための諸方策の事例

- 楽しみながら行える訓練や防災知識の啓発活動
ゲーム的要素やレクリエーション的要素を取り入れながら防災訓練や知識の啓発活動を行う。
例) 防災施設ウォークラリー、防災フェア等
- 防災訓練の機会を増やす
「いつでもどこでも訓練を実施する」というように、地区のお祭りや運動会など地域の人々が集まる機会に訓練や防災知識の啓発を織り込む。
- 情報の提供
自主防災活動の紹介や参加を呼びかけるために、他市町村の自主防災組織の活動事例等を広く地域の人々に情報提供するとともに、自主防災組織のための広報誌・会報発行の支援を行う。
- 自主防災活動への補助
自主防災訓練や防災資機材の整備など、自主防災活動を支援するために、補助金の交付を行う。

□その他の支援策

- 住民等に対する普及啓発
- 防災資機材、防災訓練場所確保の支援
- 防災に対する講習会、講演会等の推進
- 防災関連機関の見学会の実施
- 市内外の自主防災組織との情報交換会（友好団体の締結）の実施
- 自主防災組織の手引き（活動ハンドブック）の作成

3.2 事業所等の防災組織の育成

【市消防本部】

大規模な災害が発生した場合には、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となる。

市消防本部は、事業所の出火・事故防止対策、従業員や来訪者の避難誘導対策が的確になされるよう、事業所に対して消防計画の充実、訓練の実施、消防用設備等の点検・整備を積極的に指導し、事業所の自主防災体制の強化を図る。

(1) 事業所の防災組織

各事業所は、自主的に防災組織を編成し、事業所における安全を確保するとともに、地域の自主防災組織として位置づけ、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、市が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

市は、事業所と地域が連携できるよう指導や助言を行っていく。

(2) 多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、災害の防止及び軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施する。また市が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

市は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図る。

(3) 危険物施設等の防災組織

危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物災害等の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3.3 地区防災計画の策定

【危機管理防災課】

東日本大震災の教訓を踏まえた災対法の改正（平成26年4月1日施行）により、地域防災力の向上を図るための自助及び共助による防災活動の推進の観点から、市町村の一定の地区の居住者及び事業者（以降「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設され、地区防災計画による地域防災力の向上が推進されることとなった。（災対法第42条の2）

市においては、自主防災組織における活動の一環として、組織ごとに「自主防災計画」を作成しており、組織が主体となった計画の運用が進められているため、市では、「自主防災計画」を地区防災計画と位置づけた上で、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）による以下の計画の基本的な考え方に沿った、自主防災計画の見直し及び提案手続き等の支援を行うものとする。

① 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画である。また、地区居住者等による計画提案制度が採用されていることもボトムアップ型の一つの要素である。

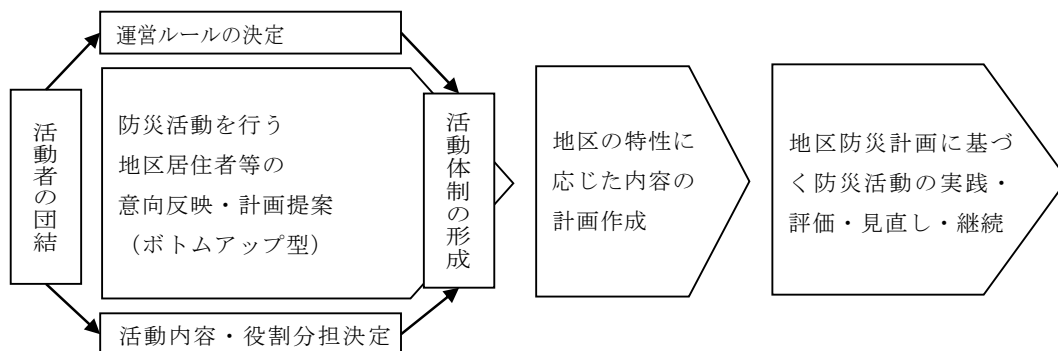
② 地域の特性に応じた計画

地区防災計画は各地区の特性（自然特性、社会特性）や想定される災害等に応じて、多様な形態となることができるよう設計されており、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティの範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができる。

③ 継続的に地域防災力を向上させる計画

地区防災計画は、単に計画を作成するだけでなく、計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないように評価や見直しを行い、継続することが必要である。

■地区防災計画作成の流れ



出典）内閣府「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月）

第4 要配慮者の安全確保

大規模な地震が発生した場合や、浸水被害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合、寝たきりの高齢者、施設利用者（高齢者）、障がい者、妊婦、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱いもの、及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「要配慮者」という。）が、適切な避難行動をとることは容易でない。東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員、消防団員、民生委員等の避難支援等関係者も多数が犠牲となった。その後の避難生活（在宅の被災者も含む）においても、発災直後に助かった命が、避難生活上の配慮が足りなかったために失われるといった事態も生じている。

これらの実態を教訓として、災対法の改正（平成25年6月）により、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に条例による特例措置等により情報提供を行うとともに、災害時には同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に提供できるとされた。さらには、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府防災担当、平成25年8月）、「避難所における良好な生活環境の確保にむけた取組指針」（平成25年8月）が公表され、その後、「避難所運営ガイドライン」（内閣府（防災担当）、平成28年4月）や「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府（防災担当）、平成28年4月）が公表された。また、避難について「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」（内閣府防災担当、平成26年4月）が発表された。「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、平成29年には、平成27年9月の関東・東北豪雨災害や平成28年台風第10号による高齢者施設の被災等を踏まえ改訂が行われ、名称が「避難勧告等に関するガイドライン」に変更されるとともに、使いやすさも考慮され「避難行動・情報伝達編」、「発令基準・防災体制編」に分冊された。平成31年には、平成29年5月の水防法の改正（浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等への避難確保計画の作成や避難訓練の実施の義務化）等と平成30年7月豪雨の教訓等を踏まえ改訂が行われ、「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」（内閣府（防災担当）、平成31年3月）及び「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」（内閣府（防災担当）、平成31年3月）が公表された。さらに、令和3年5月には、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した令和元年台風第19号において、避難に関する課題が顕在化したことにより、災対法の改正（避難勧告と避難指示の一本化、市町村への避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成の努力義務化等）が行われたことを踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」が名称を含めて見直され、「避難情報に関するガイドライン」として改定して公表された。また、同様に災対法の改正を受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が、災対法施行規則の改正（指定福祉避難所を指定したときに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度の創設）を受け、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が、それぞれ令和3年5月に改定された。

市は、災対法及び上記指針及びガイドラインを踏まえ、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を推進するものとする。

市の要配慮者の安全確保を推進するために必要な施策を次に示す。

《参考》

◆要配慮者

災害に対処するに当たって何らかの障がいがあることにより援護を必要とする者を意味し、これまでの「災害時要援護者」に代わり、平成25年6月の災対法の改正において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者が「要配慮者」として法律上定義されている。(災対法第8条第2項第15号)。

- 移動が困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には心身障がい者や傷病者を始め、体力的に衰えのある高齢者、また乳幼児や日本語の理解が十分でない外国人、さらに一時的なハンディキャップを負う者として妊産婦や該当地域の地理に疎い旅行者などが考えられる。

◆避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者

◆避難行動要支援者名簿

避難支援等を実施するための基礎となる名簿

◆避難支援等

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置

(いずれも災対法第49条の10第1項)

◆避難支援等関係者

避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(災対法第49条の11第2項)

4.1 要配慮者に対する安全確保

【ふくし総合支援課、長寿いきがい課、障がい福祉課、子ども支援課、すこやか課
、健康推進課、介護保険課、危機管理防災課】

要配慮者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難行動を行えるよう、市は、安全確保に配慮するための体制を整備するとともに、要配慮者やその家族に対し、安全確保のための対策をあらかじめ講じておくよう周知・啓発を図る。

(1) 近隣住民のコミュニティづくり

災害時の近隣住民の助け合いによる避難行動を促進するため、平常時から地域活動を通じた、高齢者、妊産婦、乳幼児、障がい者等とのコミュニケーションづくりを推進し、要配慮者等を含めた防災訓練を実施するなど、地域での要配慮者支援体制の基盤づくりに努める。

(2) 警報・避難情報等の伝達体制の整備

要配慮者が円滑に避難するため、又は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、市は、警報又は避難情報等の伝達に当たっては、できるだけ多くの伝達手段を確保しておくものとする。

(3) 緊急通報システムの整備拡充

震災時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報システム（聴覚障がい者用通信装置も含む）の整備に努めており、通報センターでは、介護や医療の専門スタッフが24時間対応し、必要に応じて本人に代わって救急を要請できる体制となっている。

市は、今後とも、これらの緊急通報システムを整備、拡充するとともに、高齢者及び障がい者に対して、緊急通報システムの利用促進を図る。

(4) 適切な避難行動のための体制整備

災害発生直後は行政機関等による支援体制が整わないことが想定されるため、高齢者等避難の発令等により避難が必要と判断された場合は、できるだけ早めの避難行動が求められること等、市は、要配慮者及びその家族、避難の支援者となる地域住民等に対して周知するとともに、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、迅速で適切な避難行動をとるための避難支援体制の整備、マニュアルの作成、訓練の実施等、その対策を支援するものとする。

(5) 防災基盤の整備

路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市は、集客施設におけるこれらの取組を促進する。

(6) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送対応テレビやFAXの設置、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保等、要配慮者に配慮した生活援助物資備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して可能な限り配慮した避難所の運営計画を策定する。

□避難生活における要配慮者支援の例

- 生活支援物資の供給
- 在宅の要配慮者への支援
- 応急仮設住宅提供に係る配慮
- 情報提供の手段・方法
- 巡回サービスの実施・相談窓口の開設
- 福祉避難所の開設

(7) 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその介護者を対象に、パンフレット、ちらしなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

□防災知識の例

- 家庭における家具の固定等、身の回りの安全化
- 食料、飲料水の備蓄
- 避難生活での心得の周知

(8) 地域との連携

① 役割分担の明確化

要配慮者の避難地での医療や介護等の提供のため、市内をブロック化し、医療従事者、訪問介護・居宅介護、社会福祉施設等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

③ 見守りネットワーク等の活用

高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(9) 相談体制の確立

市は、災害時における被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

(10) ヘルプカード（防災カード）

市は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

(11) 防災バンダナ

市は、要配慮者が必要としている援助内容を表す手段、手話通訳ができる者がそのことを表す手段としてバンダナの準備と配布を行うとともに、その周知を実施する。

《参考》

◆福祉避難所

要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のこと。

4.2 在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確保

【ふくし総合支援課、長寿いきがい課、障がい福祉課、子ども支援課、すこやか課
 、介護保険課、危機管理防災課】

市に居住する要配慮者のうち在宅であり、かつ、自ら避難することが困難であり避難の支援が必要である者を避難行動要支援者とし、市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て適切な避難行動をとるために必要な対策を講ずる。また、市及び消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、三郷市社会福祉協議会、自主防災組織及び町会・自治会などが連携して、要配慮者への避難支援体制を確立する。

(1) 避難行動要支援者名簿

① 全体計画の策定

市は、市防災計画に定めた避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、市防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、市防災計画の下位計画として全体計画を策定する。

② 情報の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求めて取得する。

③ 範囲の設定

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者の範囲について、以下のとおり設定する。

■避難行動要支援者の対象範囲

区分	内容
年齢（高齢者）	①75歳以上単身世帯 ②75歳以上高齢者のみ世帯
要介護認定	要介護3以上の認定を受けている者
障がい者	①身体障害者手帳1級・2級所持者 ②療育手帳④・Aの手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
その他	上記の要件に該当しないが、避難支援が必要と判断される者 【例】同居家族が就労等のために日中は独居となる高齢者や児童、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人、上記の手帳を所持していない難病患者等、避難行動に不安があり名簿登載を希望する者

④ 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の対象範囲をもとに、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

■ 避難行動要支援者名簿の記載事項

- | |
|--|
| ①氏名
②生年月日
③性別
④住所又は居所
⑤電話番号その他の連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由
⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |
|--|

⑤ 避難支援等関係者

- ア) 消防機関
- イ) 警察機関
- ウ) 民生委員・児童委員
- エ) 三郷市社会福祉協議会
- オ) 自主防災組織、町会・自治会
- カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

⑥ 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

避難行動要支援者名簿は常に最新の情報に更新し、データベース化やバックアップなど適切に管理する。なお、停電を考慮し、安全に配慮した紙媒体での保管も行う。

また、避難行動要支援者の避難支援に必要な事項に変化が生じたときはその情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

⑦ 避難支援等関係者への名簿の事前提供

災害時に円滑かつ迅速な避難支援等の実施を行うため、避難支援等の実施に必要な最低限の範囲で、避難支援等関係者に対し、事前に名簿情報を提供する。

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切に取り扱うよう十分な説明を行い、指導等の措置を講ずる。

なお、市が避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿情報を提供するには、名簿登録者本人の同意が得られた場合と、市条例に特別の定めがある場合（個人情報保護条例に基づく個人情報保護審議会の意見を聞いて、公益上の必要があると認めたとき）に限られることに留意する。

⑧ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため市が求める措置及び講ずる措置

市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩防止のために必要な措置を講ずるよう求める。また、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利措置を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

■市が講ずる措置の例

- 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
- 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する
- 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する
- 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する
- 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する
- 名簿の提供先が個人ではなく団体の場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する
- 名簿情報の取扱状況を報告させる
- 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

⑨ 要配慮者の円滑な避難に配慮した情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準等を定め、適時適切に発令する。

特に、高齢者等避難の発令及び伝達に当たって、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報について、要配慮者の特性に配慮した伝達を行うよう、あらかじめ連絡体制や伝達手段を整えておく。

■円滑な避難のための情報伝達の例

- 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする
- 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する
- 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す

⑩ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とすることを基本に、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で適切な避難支援等を行えるよう、災害時における情報提供等の支援体制の整備を行う。また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

(2) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別避難計画を作成する。個別避難計画は、名簿情報に加え、避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称及び住所又は居所並びに電話番号その他の連絡先、避難支援等を行うに当たっての留意点、避難支援等の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応などを記載する。

① 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の作成

市は、民生委員・児童委員や三郷市社会福祉協議会、自主防災組織や自治会等に対し、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打ち合わせの調整、避難支援等関係者間の役割分担の要請等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人ひとりの個別避難計画の作成内容や進捗状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別避難計画の作成を進めていく。なお、個別避難計画の作成については、地域におけるハザードの状況、対象者の心身の状況及び情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態及び社会的孤立の状況等により、計画作成の優先度を考慮して進めていく。

また、個別避難計画の作成は、改正後の災対法の施行後（令和3年5月）からおおむね5年程度で優先度が高い対象者の計画作成が完了するよう努めるものとする。

なお、できるだけ早期に避難行動要支援者全体に個別避難計画が作成されるようにするため、市支援による個別避難計画の作成と並行して、本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（本人や地域記入の個別避難計画）の作成を働きかけていく。

② 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

具体的に、どの避難支援等関係者が、どの避難行動要支援者を対応するかについては、以下の点に留意しながら、避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者が、その調整を行うことが適切である。

- ・一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完しあいながら避難支援等に当たること。
- ・一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと。
- ・個別のニーズから市によるマッチングによらず、自ら避難支援等実施者を探すことを望む場合があること。

■個別避難計画作成手順例（関係機関共有方式・同意方式の場合）

手順	実施事項	備考
1	町会・自治会、自主防災組織、消防団、福祉関係者等への説明会	制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催
2	関係機関共有方式による情報共有	避難行動要支援者名簿の提供（協定書の取交わし）
3	関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理	—
4	避難行動要支援者本人への制度の周知	市の広報紙、パンフレットの配布、回覧板等による制度の周知
5	自主防災組織、民生委員等による、避難行動要支援者本人からの情報収集（同意方式）	—
6	一人ひとりの個別避難計画作成・整理	—
7	町会・自治会、自主防災組織、消防団、福祉関係者等への説明会	情報の管理方策についても研修
8	個別避難計画を避難支援等関係者、情報共有者へ配布（情報の共有化）・訓練	個別避難計画の要配慮者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保
9	以後、関係機関共有方式や同意方式を活用しつつ、日常的に登録情報の更新を実施する。	—

注1) 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要配慮者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要配慮者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。

注2) 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要配慮者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。要配慮者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

③ その他、個別避難計画に係る作成・活用方針等に関する事項

個別避難計画の作成に当たり、以下のア)～カ)に関する事項については、「(1) 避難行動要支援者名簿」に準ずるものとする。

- ア) 避難支援等関係者
 - イ) 個別避難計画作成に必要な情報の入手方法
 - ウ) 個別避難計画の更新と情報共有
 - エ) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置
 - オ) 要配慮者の円滑な避難に配慮した情報伝達
 - カ) 避難支援等関係者の安全確保

(3) 防災訓練の実施

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を活用し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認、救助活動等の対応が迅速かつ適切に実施できるよう、避難行動要支援者と避難支援等関係者に対し訓練等への参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は短期間で状況が変化することから、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。これら名簿を作成しない要配慮者についての事前把握の方法を検討するとともに、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮した優先的な避難等、安全を確保する。

4.3 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

【長寿いきがい課、障がい福祉課、子ども支援課、すこやか課、介護保険課、危機管理防災課】

市は、老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センター、その他これらに類する施設を対象とし、これら社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の推進の指導に努める。

市の社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策は以下の方策をもって推進する。

(1) 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な災害の発生を想定した防災計画、避難確保計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

① 緊急連絡体制の整備

□職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

□安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

② 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所への誘導や移送するための体制を整備する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備にも努める。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、発災時における建築物の安全を図るため、耐震診断や補強改修等に努める。

⑤ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を3日以上備蓄するよう努める。また、発電機の設置等、発災後3日間以上の非常用電源の確保に努める。

・非常用食料（特別食を含む）	・照明器具	・飲料水	・熱源
・常備薬	・移送用具（担架、ストレッチャー等）		・介護用品

(2) 防災教育の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

(3) 防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。

市は、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の支援・指導等を通じて、災害時において逃げ遅れが発生することのないように、社会福祉施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(4) 地域との連携

施設管理者は、地震発生直後の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が地震災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

(5) 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

4.4 外国人に対する安全対策

【危機管理防災課、市民活動支援課】

市には、令和2年10月1日現在4,779人（総人口142,837に占める割合は3.3%）の外国人が登録されている。

市は、市内に在住する外国人の安全確保に必要な対策を以下の方策をもって推進する。

(1) 外国人の把握

地震災害時において外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援が実施できるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、外国語に翻訳した防災に関するパンフレットを作成、配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。

(3) 防災訓練の実施

外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(4) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

(5) 多言語による誘導標識、避難場所案内板等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、多言語による併記に努めるものとする。また、多言語を併記した地図の併用にも努める。

第5 ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと避難場所等における被災住民の世話や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としないボランティアがあり、大規模災害時におけるボランティア活動が被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは、東日本大震災等の大規模災害で周知のとおりである。

このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平常時から構築していく。

5.1 連携体制の整備

【危機管理防災課、ふくし総合支援課】

大災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくないと思われる。

そのため、市は、住民等に対しボランティア活動への参加に係る意識の啓発を行うとともに、災害発生時にボランティアと適切な連携・協力が得られるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、三郷市社会福祉協議会やNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の整備を推進し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

市のボランティアとの連携体制の整備は、以下の方策をもって実施する。

(1) ボランティア意識の啓発

市は、関係機関・団体と連携して、住民等に対してボランティア活動参加の啓発に努めるものとする。

特に、「防災とボランティアの日」や「防災ボランティア週間」を中心に活動を行い、また、防災の日等に行う防災訓練には、ボランティアの積極的な参加を求めるものとする。

(2) ボランティア活動の環境整備

現在、市内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。

災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるが、市は日頃から以下に示すようなボランティアのための環境の整備に努める。

① 災害ボランティアセンター立ち上げのための備えの充実

災害時にはふくし総合支援課が三郷市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを立ち上げる。

ふくし総合支援課は、災害時に災害ボランティアセンターが円滑に立ち上がるよう、三郷市社会福祉協議会と協議して以下の事前対策を講ずる。

- 立ち上げ・運営マニュアルの作成
- 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
購入して揃えておくということだけでなく、市やボランティア関係団体等から調達が可能なものは、調達先を明らかにしておく。
- 運営スタッフ（コーディネーター）の確保・育成
商工会等への協力依頼、住民等への公募等により運営スタッフを確保し、研修等を通じて育成する。

② ボランティアとの連携のための災害時応援協定の充実

災害時に、ボランティアが多数駆けつけ災害ボランティアセンターの活動が活発に展開されるようになると、ボランティアとのさまざまな調整作業が市において発生すると考えられる。

これは、市とボランティアとの連携によるきめ細かな対応が図られている証拠であり期待すべき事象であるが、一方で市にとっては大きな負担となる。そこで、その負担を軽減させるため、ふくし総合支援課及び危機管理防災課は、現在他市町村との間で締結している災害時応援協定での応援項目の中にボランティアとの調整に関する事項も追記し、外部からの応援体制を明確にしておく。

③ 市内ボランティア団体のネットワーク化

現在、市内には福祉等の分野でさまざまなボランティア団体が活発に活動している。災害時においてもこれらの団体による救援活動が期待されるが、日頃からこれらの団体相互が顔見知りの関係にあれば、災害時の活動もそのネットワークを生かしたものになると考えられる。

そこで、ふくし総合支援課は、長寿いきがい課、障がい福祉課及び子ども支援課との連携、三郷市社会福祉協議会との協力体制を構築して、これらの団体のネットワーク化の実現を図る。

④ 市内災害救援ボランティアの育成

発災直後の消火活動、救出活動、負傷者の応急手当等を更に的確に行っていくためには、その技能を有する人材の育成が必要である。現在、自主防災組織の育成の中で人材育成に努めているところであるが、これ以外にも災害時にボランティアとして個人的に貢献したいという意向を持つ者について組織化・育成を図ることは、地域の安全の一層の向上につながると考えられる。

そこで、危機管理防災課及び市消防本部は、こうしたボランティア（市内災害救援ボランティア）の組織化・育成を図る。

(3) 専門ボランティア団体の情報把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、市は、災害時に支援の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用して情報を事前に把握しておくものとする。

5.2 県災害ボランティア登録制度の周知

【関係各課】

県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。市は、地域住民・事業所等に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。

《参考》

◆登録ボランティア

○被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県はボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、震災時には市町村の要請に基づいて被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

○災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。

□災害時動物救護活動ボランティアの活動内容

- 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
- 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
- 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス
- 支援物資の運搬

第6 動物愛護

【クリーンライフ課、危機管理防災課】

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

(1) 埼玉県獣医師会や動物取扱業者等との連携体制の確保

市は、避難所等において、災害時に必要な支援が速やかに受けられるよう、日頃から埼玉県獣医師会や動物取扱業者等との連携体制の確保に努める。

(2) 所有者明示に関する普及啓発

市は、県、埼玉県獣医師会、動物関係団体等と連携し、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を行うことについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(3) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市は、県、埼玉県獣医師会、動物関係団体等と連携し、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃に行うよう普及啓発を行う。

(4) 飼い主への災害時の備えやペットの健康管理の普及啓発

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となることから、まず飼い主が無事であることが前提となる。そのため、市は、県、埼玉県獣医師会、動物関係団体等と連携し、家具や飼育ケージの固定等、住まいの防災対策の啓発に努める。また、ペットの健康管理として、各種ワクチンの接種、寄生虫の予防及び駆除、不妊去勢措置等の啓発に努める。

(5) ペットとの同行避難も含めた訓練の実施

飼い主は、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保、避難ルートの確認、ペットとの同行避難も含めた避難訓練への参加及び自主的な避難訓練の実施等に努めるものとする。

市は、県、埼玉県獣医師会、動物関係団体等と連携し、定期的な防災訓練の実施に合せて、ペットとの同行避難も含めた避難訓練の実施に努める。

《参考》

◆飼い主が行うべき災害対策の例

●平常時

- 住まいや飼養場所の防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- 不妊・去勢処置
- ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップなどによる所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認などの準備
- 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

●災害時

- 人とペットの安全確保
- 避難が必要な際のペットとの同行避難
- 避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）

出典：人とペットの災害対策ガイドライン（環境省、平成30年3月）

第2章 大規模水害に係る予防計画

市では、利根川、江戸川、中川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。これらの河川を含む市域の国・県管理河川では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針が定められており、それぞれの河川について、より実効性のある「住民目線のソフト対策」、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」及び氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」について、各機関が取り組む内容について記載されている。

市は、これらの方針を踏まえ、大規模水害に備えて以下の予防対策を講じるものとする。

第1 適時・的確な避難の実現

【危機管理防災課、市消防本部、県（危機管理防災部、県土整備部、保健医療部、福祉部）、病院、介護・福祉施設等、警察】

(1) 取組方針

大規模水害時において適時・的確な避難が実現できるよう、被害想定並びに大規模水害の特性を踏まえ、以下の対策を講じるものとする。

(2) 役割

機関名等	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析 ・ 大規模水害リスクに関する情報の普及啓発 ・ 三郷市洪水対応タイムラインの作成・公表 ・ 避難に係る情報発信 ・ 広域的な避難指針等の策定 ・ 避難情報の発令基準の改善 ・ 確実な避難の実施 ・ 孤立者の救助体制の整備 ・ 入院患者等の広域受入体制の確保
県（危機管理防災部、 県土整備部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析 ・ 大規模水害リスクに関する情報の普及啓発 ・ 避難に係る情報発信 ・ 広域的な避難指針等の策定
県（保健医療部、福祉部）、 病院、介護・福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者等の広域受入体制の確保
市消防本部、警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立者の救助体制の整備

第1 適時・的確な避難の実現

(3) 具体的な取組

① 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市は、県と協力し、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

② 大規模水害リスクに関する情報の普及

市は、県と協力し、住民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えられるようにするため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民に分かりやすく提供する。

③ 三郷市洪水対応タイムラインの作成・公表

地域の主要河川である江戸川及び中川について、「水防災意識社会 再構築ビジョン」や「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」に基づき、避難情報の発令に着目した「三郷市洪水対応タイムライン」を作成し、公表している。市は、水害時の避難に関する流れを把握してもらうため、住民に対して「三郷市洪水対応タイムライン」の周知を図る。

④ 適時・的確な避難に結びつく情報発信

住民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、市は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使って分かりやすく発信する。

⑤ 適時・的確な避難情報の実施

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難情報の発令基準の改善を図る。また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難情報の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

⑥ 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により避難場所が使用できなくなる可能性が高い地域について、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図る。

県は、緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう、市町村を支援する。

⑦ 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達に当たっては、市消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

⑧ 広域避難に向けた検討

市は、市を超える広域避難を円滑に実施するため、県及び市で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。また、市町村間の避難者受入協定の締結や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

⑨ 孤立者の救助体制の確立

市及び県は、防災関係機関が孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を確立する。

⑩ 入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等の管理者は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市は、県と協力し、三郷市医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡システムの整備等を検討する。

第2 応急対策の強化と重要機能の確保

【危機管理防災課、消防署、県（危機管理防災部、県土整備部）、警察署、病院】

(1) 取組方針

大規模水害時の速やかな応急対策の実施に向け、広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な警察、消防、水防、県、市、その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
市	・ 応急対応力の強化 ・ 管理する施設の耐水性の強化 ・ 排水施設の耐水性の強化
県（危機管理防災部）	・ 応急対応力の強化 ・ 管理する施設の耐水性の強化
県（県土整備部）	・ 排水施設の耐水性の強化
防災関係機関（消防署、警察署、病院）	・ 管理する施設の耐水性の強化

(3) 具体的な取組

① 破堤後の氾濫情報の収集・分析・共有

市、県は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

② 防災活動拠点の浸水危険性の把握

市、県、防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。また、業務に著しく支障が生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

第3 地域の大規模水害対応力の強化

【危機管理防災課、県（危機管理防災部、県土整備部）、一般企業、
社会福祉施設、病院等】

(1) 取組方針

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
市	・自主防災組織の育成強化 ・水防団の育成強化
県（危機管理防災部）	・自主防災組織の育成強化
県（県土整備部）	・水防団の育成強化
一般企業、社会福祉施設、病院等	・事業継続に有効な重要設備の配置見直し

(3) 具体的な取組

① 避難行動力の向上

市、県、防災関係機関は、自主防災組織の育成強化、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

② 水防活動の的確な実施

市、県は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

③ 事業継続に有効な建築構造・設備配置

市は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

④ 避難手法検討ワークショップの推進

地域において主体的に大規模水害時の避難手法を検討するためには、大規模水害による地域の被害像を共有し、地域の実態や実情を踏まえた上で、地域で知恵を出し合って課題設定と問題解決方法について共通認識を持ちながら進めていくことが有効である。

そのため、「大規模水害時の避難手法検討ガイドブック（案）（平成27年3月）」を参考に、地域において自主的に避難手法検討ワークショップが開催できるよう啓発に努める。

第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

【危機管理防災課、県（県土整備部、企画財政部、都市整備部、農林部、危機管理防災部）】

(1) 取組方針

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい地域形成をめざし、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・総合治水対策の推進 ・排水対策の強化 ・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進 ・土地利用誘導による被害軽減
県（県土整備部）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合治水対策の推進 ・排水対策の強化 ・土地利用誘導による被害軽減
県（企画財政部、都市整備部、農林部、危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進 ・土地利用誘導による被害軽減

(3) 具体的な取組

① 治水対策の着実な実施

国及び県、市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

利根川上流域、荒川流域、江戸川流域、中川・綾瀬川流域及び県においては、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針が策定されている。市は各河川管理者が実施する「洪水を河川内で安全に流す対策」及び「危機管理型ハード対策」等に協力し、更なる推進を図る。

② 排水対策の強化

国及び県、市は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

③ 土地利用誘導による被害軽減

市及び県は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、水害ハザードマップ等の提供により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の防災を意識した建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

第5 防疫及び水害による災害廃棄物処理対策

【危機管理防災課、県（保健医療部、環境部）】

(1) 取組方針

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の確保のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力の下徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫作業の実施 ・災害廃棄物の処理体制の整備及び実施 ・生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施
県（保健医療部）	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫作業の実施
県（環境部）	<ul style="list-style-type: none"> ・市の災害廃棄物の処理体制並びに生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備の支援

(3) 具体的な取組

① 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

市は、災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋や水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

市で指定している災害時の廃棄物仮置場は、以下のとおりである。

■廃棄物仮置場の候補地

名称	所在地	集積可能面積
番匠免運動公園	番匠免3丁目地先及び上口3丁目地先	10,000 m ²
中川水循環センター	番匠免3丁目地先	40,000 m ²
一般廃棄物最終処分場	中央5丁目15-1	12,114 m ²

第5 防疫及び水害による災害廃棄物処理対策

② 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

③ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

④ 広域連携による廃棄物処理体制の確保

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、三郷市社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

⑤ 衛生環境の確保

市及び県は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒薬の確保・散布、医師による避難者の健診体制の強化、トイレの確保対策、し尿及びごみ処理対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

⑥ 広域連携による衛生環境の確保

市及び県は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

⑦ 災害廃棄物の特性を踏まえた処理スケジュールの検討

水害による災害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理方法について事前に対策を検討し、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを事前に作成しておく。